# 名古屋国際会議場整備運営事業
# 要求水準書

令和4年12月

（令和5年2月 17 日修正）

（令和5年5月 23 日修正）

名古屋市

# 目 次

**第１ 総則 1**

１ 本要求水準書の位置づけ 1
２ 事業内容に関する事項 2
３ 事業者が提案した事業計画 7
４ 要求水準の変更 7
５ 要求水準書に記載のない事項等の協議 7
６ 要求水準書の規定の取扱い 7
７ 著作権・特許権等の使用 8
８ 遵守すべき法令等 8
９ 情報の保護及び管理 8
１０ 事業者に係る基本的事項 9
１１ 実施体制等 10
１２ 市への提出資料等 11
１３ モニタリング 12
１４ セルフモニタリングの実施 12
１５ 各種申請及び手続等 12
１６ 保険の付保 12
１７ 災害・事故対応業務 13
１８ 事業期間開始時及び終了時における引継ぎ 15

**第２ 施設の機能及び性能に関する要求水準 17**

１ 敷地条件 17
２ 共通の要求水準 21
３ 既存施設の要求水準 33
４ ５号館（仮称）の要求水準 109
５ 第４立体駐車場（仮称）の要求水準 122

**第３ 統括管理業務に関する要求水準 133**

１ 総則 133
２ 業務の要求水準 134

**第４ 設計業務に関する要求水準 138**

１ 総則 138
２ 業務の要求水準 140

**第５ 建設業務に関する要求水準 143**

１ 総則 ..... 143
２ 業務の要求水準 ..... 145
**第６ 工事監理業務に関する要求水準 ..... 153**
１ 総則 ..... 153
２ 業務の要求水準 ..... 154
**第７ 開館準備業務に関する要求水準 ..... 155**
１ 総則 ..... 155
２ 業務の要求水準 ..... 156
**第８ 維持管理業務に関する要求水準 ..... 159**
１ 総則 ..... 159
２ 業務の要求水準 ..... 161
**第９ 運営業務に関する要求水準 ..... 174**
１ 総則 ..... 174
２ 基本要件 ..... 179
３ 要求水準 ..... 182

◆　用語の定義

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 本書 | 本要求水準書をいう。 |
| 本事業 | 「名古屋国際会議場整備運営事業」をいう。 |
| 市 | 「名古屋市」をいう。 |
| 事業者 | 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。 |
| 各業務 | 統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務をいう。 |
| 指定業務 | 来場者サービス向上のために、事業者が行うことを必須としたレストラン、売店、サービスコーナー及びコインロッカー等の事業。（本書「第9-3(9)来場者サービス向上のための事業（指定業務）」に記載） |
| 自主事業 | 本施設の設置目的の効果的達成等のために、事業者の収支とは別会計で事業者が行う事業。（本書「第 9-3(11)　事業者が自主事業として実施する事業」に記載） |
| 本施設 | 新設施設と既存施設の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。 |
| 新設施設 | 新たに整備する 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）の一部又は総称をいう。 |
| 5 号館（仮称） | 本事業において、新たに整備する展示施設をいう。 |
| 第 4 駐車場 | 現在、敷地南側にある駐車場をいう。 |
| 新第 4 駐車場 | 本事業において整備する第 4 立体駐車場（仮称）及び残存第 4 駐車場をいう。 |
| 第 4 立体駐車場（仮称） | 本事業において、第 4 駐車場南側を解体し、新たに整備する立体駐車場をいう。 |
| 残存第 4 駐車場 | 本事業において、残存する第 4 駐車場北側をいう。 |
| 屋根付歩廊 | 1 号館出入口から日比野駅までの歩道に掛けられた屋根付きの歩行者用通路のこと。屋根付歩廊は、「幕屋根付歩廊」、「敷地外屋根付歩廊」、「敷地内屋根付歩廊」の 3 つの区間に分けられる。 |
| 既存施設 | • 現在は、1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。<br>• 供用開始後は、1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、残存第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。 |
| 閉館期間 | 本事業に係る工事に伴い、本施設を休場する旨、告示した期間（令和 7 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの予定）。 |
| 入札説明書 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき特定事業として選定した本事業の公募及び総合評価一般競争入札による事業者の選定にあたり市が公表する書類をいう。 |

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 利用者 | 来場者及び施設使用者をいう。 |
| 来場者 | イベントに参加する等、本施設に訪れる者で、事業者及び施設使用者を除く者をいう。 |
| 施設使用者 | イベントを主催するため本施設を使用する者をいう。 |
| モニタリング | 事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が監視・確認する行為をいう。 |
| セルフモニタリング | 事業者が要求水準等を満足するサービス提供をできているか自ら監視・確認する行為をいう。 |
| 本敷地 | 本事業の敷地をいう。 |
| サービス施設 | 利用者に対するサービス向上のための事業及び施設のうち、市が事業者に許可する施設をいう。 |
| 指定管理協定 | 指定管理者として指定するにあたり事業者と市で締結される協定書のことであり、全指定期間をとおして効力を有する「指定管理協定書」と、年度毎に締結する「指定管理年度協定書」の総称をいう。 |
| 修繕 | • 建設業務においては、本書の改修仕様（または、改修参考仕様）にもとづき、要求水準に規定する状態まで回復させることをいう。<br>• 維持管理業務においては、点検の結果に基づき要求水準に規定する状態まで回復させることをいう。ただし、修繕業務、修繕計画、修繕費等という場合は更新を含むものとする。 |
| 更新 | • 建設業務においては、本書の改修仕様（または、改修参考仕様）にもとづき、部位、部材、機器及び什器・設備備品等を新しい物に取り替えることをいう。<br>• 維持管理業務においては、点検の結果に基づき要求水準に満たない部位、部材、機器、什器・設備備品等を新しい物に取り替えることをいう。 |
| 維持管理 | 建築物、建築設備、外構などの維持保全にかかわる諸行為ならびにその諸行為を実施するための諸管理業務をいう。管理活動としては、維持保全の計画策定、作業結果の分析・評価、台帳の整備等がある。 |
| 点検 | 本施設の部分について、劣化、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の調査を行い、本施設の性能・機能を要求水準に規定する水準に保つために必要な処置（保守、修繕、更新）を判断することをいう。 |
| 保守 | 点検の結果に基づき定期的若しくは不定期に行う軽微な作業（例：消耗部品の取替え、注油等）をいう。 |
| 清掃 | 汚れを除去すること。汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。 |
| 別紙資料 | 本書とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。 |
| 参考資料 | 事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。 |

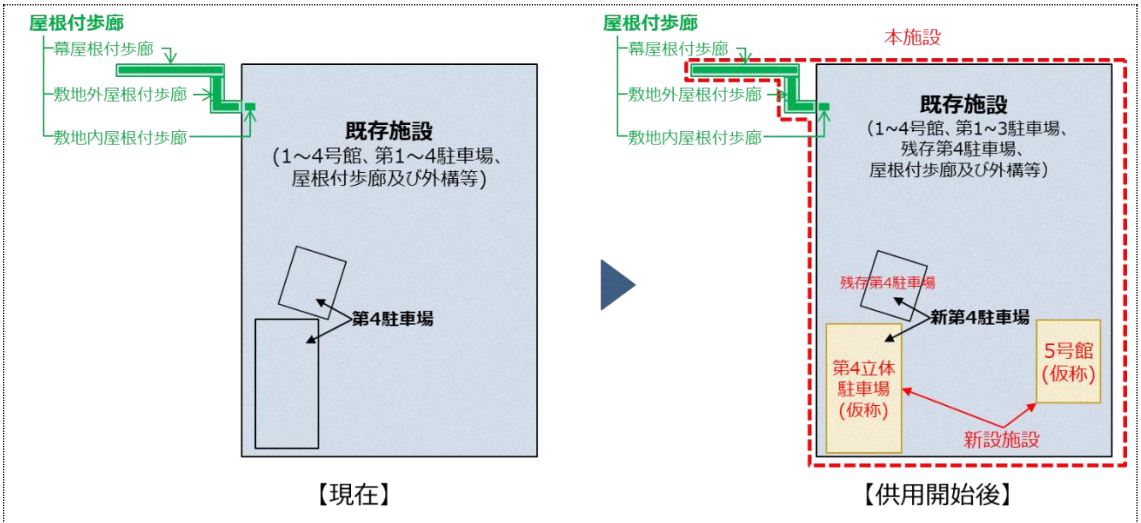


【施設の用語（概念図）】

| 分類 | 業務の内容 | 収入の扱い | 費用負担 | 実施義務 | 提案要素 | 目的外使用許可の要否 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 指定業務 | サービス提供施設の設置<br>レストランの運営 | 事業者の収入 | 事業者の費用負担 | 必須 | 無 | 必要 |
| 自主事業 | 本施設の設置目的の効果的達成のための事業 | 事業者（自主事業会計）の収入（本事業の収支とは別会計） | 事業者（自主事業会計）の費用負担（本事業の収支とは別会計） | 必須 | 有 | 必要 |
| | その他来場者サービス向上等のための事業 | | | 任意 | | |

【指定業務及び自主事業の構成】

◆ 別紙資料

| 番号 | 資料名 |
|---|---|
| 別紙 01 | 事業区域図 |
| 別紙 02 | 遵守すべき法令等 |
| 別紙 03 | モニタリング基本計画書 |
| 別紙 04 | 事業者が加入すべき保険 |
| 別紙 05 | 敷地位置図 |
| 別紙 06 | 配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称）） |
| 別紙 07 | インフラ施設現況図 |
| 別紙 08 | 諸室仕様リスト（5 号館（仮称）） |
| 別紙 09 | 名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目 |
| 別紙 10 | 改修基本計画図 |
| 別紙 11 | 雨漏り等状況説明図 |
| 別紙 12 | 内装改修工事に関する要求水準 |
| 別紙 13 | 外構破損個所リスト |
| 別紙 14 | 移設対象のモニュメント概要 |
| 別紙 15 | 名古屋国際会議場の防災機能位置図 |
| 別紙 16 | 監視カメラ増設位置図 |
| 別紙 17 | 設備備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称）） |
| 別紙 18 | 舞台機構設備に関する要求水準 |
| 別紙 19 | 舞台照明設備に関する要求水準 |
| 別紙 20 | 舞台音響設備に関する要求水準 |
| 別紙 21 | バトン配置イメージ図（5 号館（仮称）） |
| 別紙 22 | 5 号館（仮称）ゾーニング図 |
| 別紙 23 | 雨水抑制施設対応資料 |
| 別紙 24 | 雨水排水経路図 |
| 別紙 25 | 提出図書一覧 |
| 別紙 26 | 什器備品リスト（既存施設） |
| 別紙 27 | 什器備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称）） |
| 別紙 28 | 寄贈品一覧 |
| 別紙 29 | 業務実施体制図 |
| 別紙 30 | 運営期間中の修繕業務の対象 |
| 別紙 31 | 発電機負荷対象とするトイレ位置図 |
| 別紙 32 | 建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期 |
| 別紙 33 | 建設工事費内訳書（書式） |
| 別紙 34 | 5 号館（仮称）利用料金の設定例（参考） |
| 別紙 35 | 貸出用附属設備リスト（既存施設） |

◆ **参考資料**

| 番号 | 資料名 |
|---|---|
| 参考 a | 現在の維持管理業務の実施体制 |
| 参考 b | 測量図 |
| 参考 c | 敷地の断面図 |
| 参考 d | 所管・管理区域境界資料 |
| 参考 e | 名古屋国際会議場利用状況 |
| 参考 f | 柱状図 |
| 参考 g | 地歴に関する資料（写真等） |
| 参考 h | 排水設備設置義務免除許可の対象下水に係る水質基準 |
| 参考 i | 名古屋国際会議場　指定管理者　業務仕様書 |
| 参考 j | 名古屋国際会議場　指定管理者　募集要項 |
| 参考 k | 現在の利用料金（各施設） |
| 参考 l | 現在の利用料金（付帯設備） |

# 第１ 総則

## １ 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が、名古屋国際会議場整備運営事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、事業者を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、本事業のうち統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務（以下「各業務」という。）に関して、市が要求するサービスの最低水準を示すとともに、本事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

事業者は、本書の内容を十分に確認した上で提案を行うこと。

## ２ 事業内容に関する事項

### （１）事業名称

名古屋国際会議場整備運営事業

### （２）対象となる公共施設の種類

ホール、展示室、会議室及び駐車場

### （３）公共施設等の管理者

名古屋市長

### （４）事業の背景及び目的

名古屋市（以下「市」という。）は、日本を代表する産業の集積や、多数の大学等研究機関を擁する立地を活かした全国的・国際的なコンベンション等 MICE の誘致を推進し、国内外の交流を促進し、都市の活性化や地域イメージの向上を図ることとしている。

また、国の政策として、市はグローバル MICE 都市に選定されており、MICE 誘致力向上のための取組みを推進してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により短期的な影響があるものの、国際会議の開催件数は増加傾向にあり、国内外の都市では、MICE 施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

名古屋国際会議場（以下「本施設」という。）は、国際交流の推進と産業・学術・文化の向上に資するために設けられた当該地域を代表する MICE 基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事（以下「大規模催事」という。）の開催実績を持つ。しかし、竣工後約 30 年が経過し、施設や設備の老朽化が見られ、社会ニーズに対して十分に対応できているとは言えない。また、大規模会議における併設展示のための展示スペースの不足も指摘されており、主要なターゲットにご利用いただけない状況が発生しており課題となっている。

本事業では、これらの課題解決のため大規模改修及び展示施設等の拡張整備を実施することに加え、恵まれた周辺環境と調和しながら、一体的な魅力向上を図ることで、本施設を核とするエリアの価値そのものを向上させる。エリア全体の高い価値を強みとして、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させるとともに、そうした質の高い環境のもと、政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

本事業は、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。

本事業の推進にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 条。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することとしている。PFI 法に基づく事業として施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行い常に最新のニーズに対応し

ていくことで、施設に求める役割・機能が最大限発揮されるとともに、市の財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

### （５）本事業の方針

本事業は、約 23 年間にわたり、本施設の施設整備及び維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけではなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

#### ア　整備の方向性

本事業の背景及び目的を踏まえ、本事業では以下の 2 つの整備を行う。

- MICE 誘致競争が厳しい中、老朽化した既存施設が求められる社会的要求水準を満たすために、老朽化対策と機能強化のための大規模改修を行う。
  - ➢ 本書「第 2-3 既存施設の要求水準」
- 既存施設に不足していた機能を充足するための拡張整備として展示施設の増築および駐車場の改築を行う。
  - ➢ 本書「第 2-4 5 号館（仮称）の要求水準」及び「第 2-5 第 4 立体駐車場（仮称）の要求水準」

図表 1　整備位置図

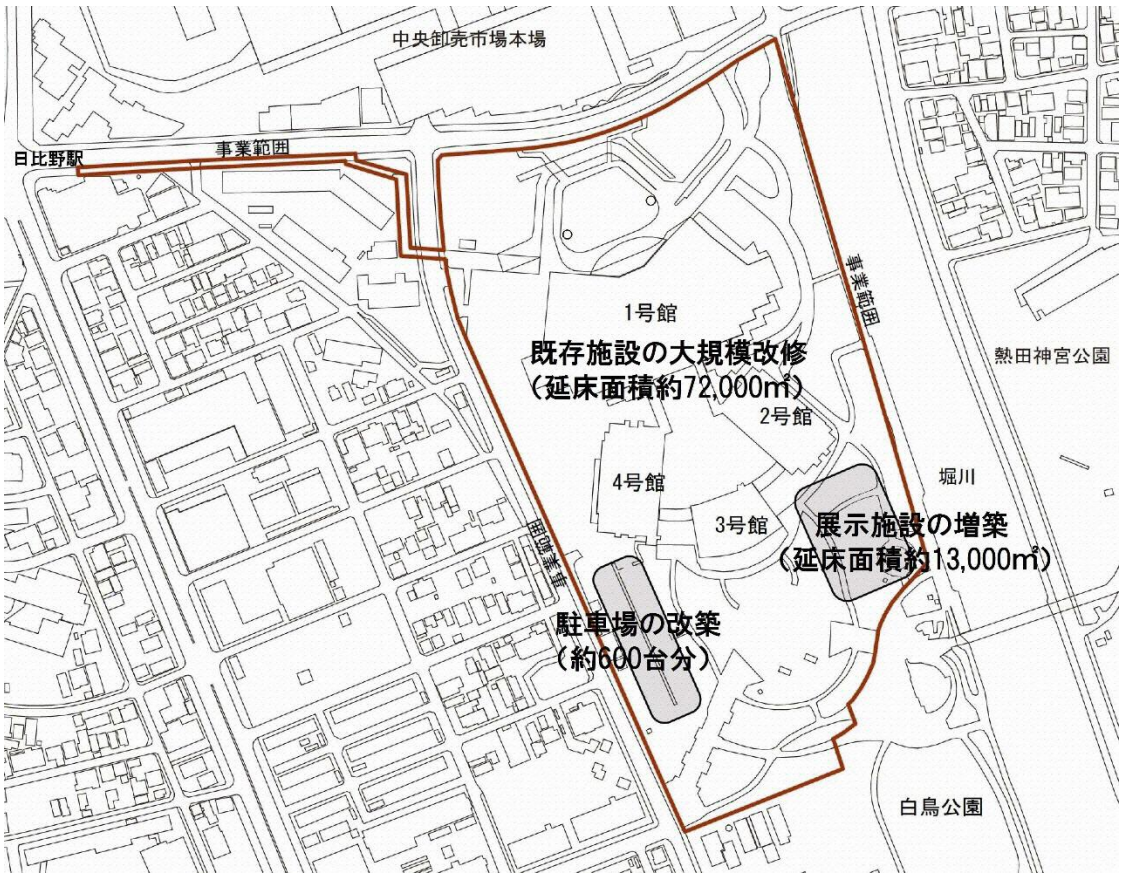

### イ　本施設が目指す姿

本事業では、老朽化対策を行うのみならず、社会や時代の新たな要請に即した機能強化を実施するとともに、民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することでその後の社会ニーズの変化にも継続的かつ柔軟に対応していく。

さらに、堀川の水辺空間や、魅力ある拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑など、恵まれた周辺環境と調和しながら、これらと一体的な魅力向上を図ることで、本施設を核とするエリアの価値そのものを向上させる。

エリア全体の高い価値を強みとして、都市間競争の中で競合施設に対する競争力を強化し、さらには競合施設を超えて、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させる。

こうした質の高い環境のもと、利便性に優れた施設をアピールポイントとして政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

これらの取り組みにより、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、産業・学術・文化の向上に資する施設となることを目指す。

図表 2　本施設が目指す姿

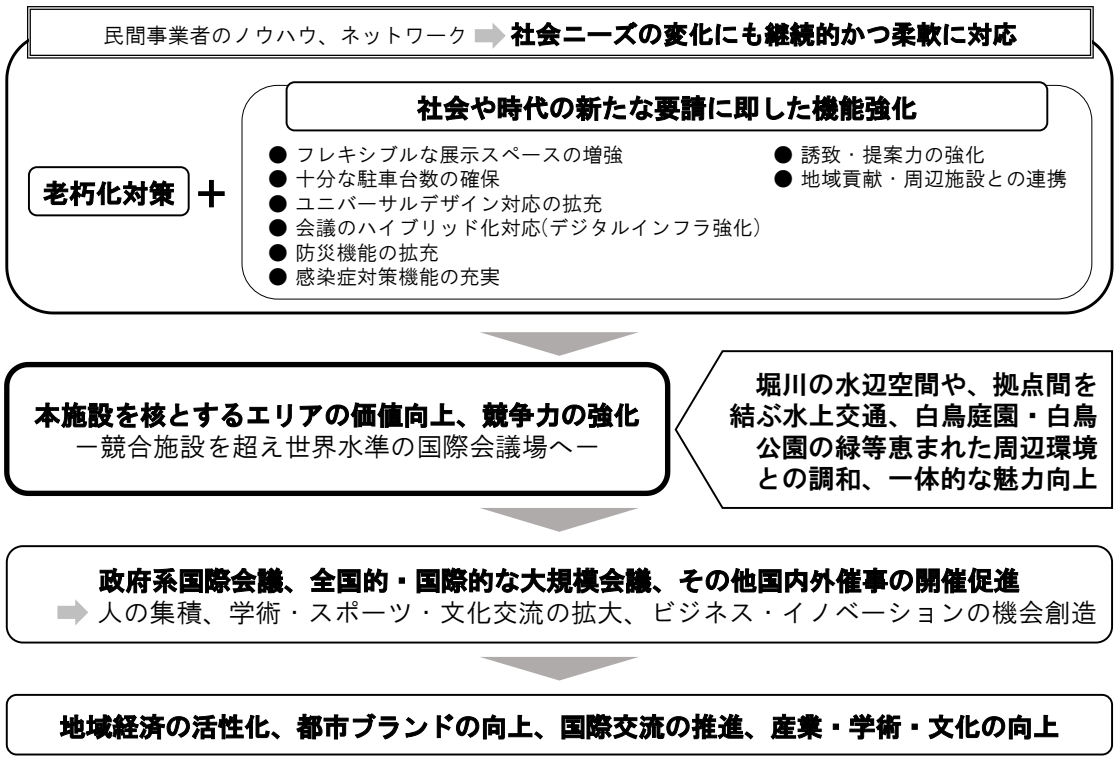

### （６）事業の枠組み

本事業及び関連する事業全体のスキームは以下のとおりである。なお、市は事業者を指定管理者に指定して、事業者は維持管理業務及び運営業務を行う。

**図表 3　事業全体のスキーム図**

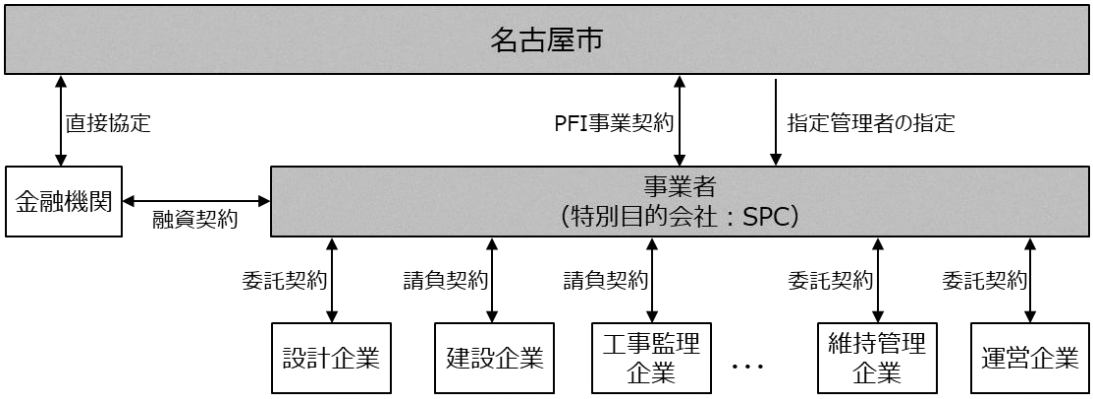


※ 事業全体のスキーム図（上図）は一例である。

### （７）対象施設

本事業において整備する施設は、以下のとおりである。利用者サービス向上のために設置する施設等は本書「第 9 運営業務の要求水準」のなかに示す。

**図表 4　本事業の施設構成**

| 施設群 | | 施設 |
|---|---|---|
| 本施設 | 既存施設 | 1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構　等 |
| | 新設施設 | 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）　等 |

注　現在、敷地内屋根付歩廊については仮使用中である（屋根付歩廊の設置位置は「別紙 01　事業区域図」参考）。

### （８）業務内容

本事業において事業者が行う業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務により構成される。具体的な業務内容については、本書等において示す。

- 統括管理業務
- 設計業務
- 建設業務
- 工事監理業務
- 開館準備業務
- 維持管理業務
- 運営業務

## （９）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 29 年 3 月 31 日までの約 23 年間とし、事業スケジュールは以下のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 事業期間 | 事業契約締結日　～　令和 29 年 3 月 31 日 |
| ①設計・建設期間 | 事業契約締結日　～　令和 9 年 1 月 31 日 |
| ②維持管理期間 | 令和 9 年 4 月 1 日～令和 29 年 3 月 31 日 |
| ③開館準備期間 | 令和 7 年 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 |
| ④供用開始日 | 令和 9 年 4 月 1 日 |
| ⑤運営期間 | 令和 9 年 4 月 1 日～令和 29 年 3 月 31 日 |
| 閉館期間 | 令和 7 年 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 |

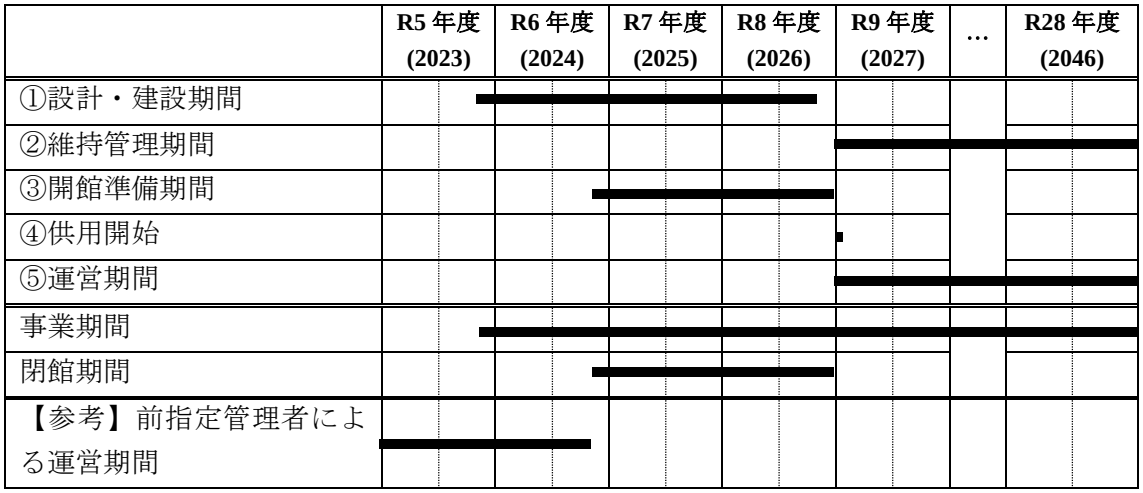


## （１０）費用負担

### ア　共通

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、本書や入札説明書、事業契約書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。

### イ　光熱水費及び通信費等の負担

本事業に要する通信費（電話料、テレビ受信料及びインターネット利用に係る費用等）及び光熱水費（電気使用料、水道使用料、下水道使用料及びガス使用料）については事業者が負担する。

## （１１）周辺施設との連携

市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため当該事業に協力すること。

## ３ 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、本書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

## ４ 要求水準の変更

### （１）要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- 地震、風水害、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

### （２）要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者に支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。市は、計画及び業務内容の変更が必要と判断した場合、入札説明書及び本書等を変更し、技術提案書や本事業の請負目的物の変更を求めることができる。

## ５ 要求水準書に記載のない事項等の協議

本書に記載のない事項及び疑義は、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

## ６ 要求水準書の規定の取扱い

本書「第 2 施設の機能及び性能に関する要求水準」～「第 9 運営業務に関する要求水準」又は基準等において、仕様その他について具体的に特定の方法を規定している場合、事業者が性能を証明した上で、その内容について市と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が認めた場合、採用することができるものとする。

本書において、参考として示す仕様については、要求水準に基づく一例として示すものであり、実際の業務の実施に当たっては、当該参考にかかわらず、事業者が要求水準を満たすよう計画して差し支えない。

本書において条件として設定する内容については、事業者が要求水準を満たすように設計を行う前提として示すものであり、事業期間中に当該条件に変更が生じた場合は、必要に応じて要求水準の変更について協議を行うこととする。

## ７ 著作権・特許権等の使用

### （１）著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

入札参加者が提出した事業提案書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第７条第１項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

### （２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負担する。

## ８ 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたって、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則及び要綱等を、各業務それぞれの責任者において調査し、遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守することとし、これにより難い場合は、市との協議によることとする。

各種法令は各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。各種基準・指針等に関して工事着工までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について協議する。

本書と適用基準等の間に相違がある場合は、市の指示による。また、適用基準等の内容に相違がある場合は、市の指示によるものとする。なお、事業者が適用基準等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りではない。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等及び各種基準・指針等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。また、本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である。

詳細は、「別紙 02　遵守すべき法令等」を参照すること。

## ９ 情報の保護及び管理

事業者は、業務を実施するに当たり、名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市個人情報保護条例、その他情報保護に係る関連法令等の規定により、情報の保護及び管理のために必要

な措置を講ずる義務が課せられる。なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## １０ 事業者に係る基本的事項

### （１）基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に本事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、本事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

### （２）特別目的会社の設立

事業者は、事業期間を通して責任ある事業遂行をはかることができるよう、次の条件を満たす特別目的会社を設立すること。

- 事業者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者（議決権保有割合が最大）になるものとする。なお、特別目的会社は、名古屋市内に設立するものとする。
- 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。なお、市の事前の書面による承諾がある場合、建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。
- 定款において、本事業の実施のみを事業者の目的とすることを規定していること。
- 定款において、監査役を置くことを規定していること。
- 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。
- 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。

### （３）事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

## １１ 実施体制等

### （１）人員体制

本書で人員を指定する業務を除いて、事業者の人員体制は提案による。事業者は本書を満たすために必要な人員を配置すること。なお、現在の維持管理における人員体制は「参考 a 現在の維持管理業務の実施体制」に記載しているが、この内容は事業者の提案を拘束するものではない。

### （２）共通事項

#### ア　基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に本事業を遂行できるよう従事者を配置すること。また、事業者は、本書に記載の市との役割分担に従うとともに、市と連携し、円滑かつ適切な事業が実現可能な体制を確保すること。

- 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。
- 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- 運営事業者との連携を図り、施設の管理運営に必要となる情報の共有及び調整を適切に行い、整備内容に反映すること等により、円滑な事業遂行に努めること。
- 維持管理体制、責任体制、市との連絡体制について、必要に応じて適宜見直しを行うこと。見直しを行った場合、その内容を市に提示し確認を得ること。
- 労働基準法をはじめとした関係法令との整合を図られており、かつ施設管理に支障がないようにすること。
- 各業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。
- 各業務の実施に必要な各種申請等の手続きに関係する関係機関との協議内容を市に報告するとともに、手続き完了後、速やかに各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- 市は、各業務の状況について、いつでも確認でき、事業者に報告を求めることができることとする。
- 市が議会や市民等（近隣住民・関係団体も含む）に向けて本事業に関する説明を行う場合や市で行う各種申請及び行政手続きを行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- 市が事業期間中に既存施設及び新設施設への現地確認、立入確認や市の職員による見学会等を行う場合には、必要に応じて同席するなど、積極的な協力を行うこと。

#### イ　責任者の配置

事業者は、本事業の実施にあたり、全体統括責任者及び各業務責任者を配置し、各業務に配置する 30 日前までに市に通知し、市の確認を受けること。各業務責任者は、本書に定め

る要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定すること。事業者は、全体統括責任者又は各業務責任者を変更しようとする場合、当該業務責任者の変更を行う 30 日前までに市に通知し、市の確認を受けること。

## １２ 市への提出資料等

### （１）特別目的会社に係る書類

#### ア　定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に市に提出する。

#### イ　株主名簿の写し

事業者は、会社法第 121 条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に市に提出する。

#### ウ　株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。

#### エ　取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。

### （２）締結する契約又は覚書

#### ア　契約又は覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、市以外を相手方として締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者、構成員又は協力企業が締結する保険の一覧を含む。）を、速やかに市に提出する。また、契約又は覚書等の一覧に変更があった場合も同様とする。

#### イ　契約又は覚書等の写し

事業者は、市以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者、構成員又は協力企業が保険契約を締結する場合を含む。）、当該契約締結日の 10 開庁日前までに（契約又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の 10 開庁日前までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を市に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして市が確認した場合は、提出を省略することができる。

### （３）実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後及び本事業に係る実施体制に変更があった場合に速やかに市に提出する。なお、全体統括責任者を変更することは可能であ

るが、事業期間を通じて統括管理業務が適切に履行できる体制とすること。

### （４）計算書類等

事業者は、事業年度の最終日（毎年 3 月 31 日）より 3 か月以内に、下記に掲げる計算書類等を市に提出する。また、事業者は、事業費の改定等により事業収支計画を変更した場合は、事業費の改定等の内容確定後に事業収支計画を市に提出する。

- 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料
- 上記に係る監査報告書の写し
- 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書、その他市が合理的に要求する書類

## １３ モニタリング

本市は、事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、「別紙 03　モニタリング基本計画書」の通りとする。なお、モニタリングにおける図書などの報告の受領、確認等の実施により、本市が本事業の業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

## １４ セルフモニタリングの実施

事業者は実施する全ての業務について、サービス水準の維持・改善に必要なセルフモニタリングを実施し、その結果に基づき必要に応じ業務プロセスを見直すことにより、サービスの質の向上を図るよう努めること。各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容は、各章のなかで詳細に定める。

事業者は、セルフモニタリング計画書を策定し、本市の確認を受けること。

事業者は、設計、建設及び工事監理の履行に伴って作成する各提出書類、工事の記録を基に、各業務の履行についてセルフモニタリング計画書に従い確認を行い、その結果を本市に「要求水準確認報告書」として提出し報告を行うこと。

## １５ 各種申請及び手続等

事業者は、全ての業務及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。手続き完了後、速やかに各種許認可書類等の写しを提出すること。

## １６ 保険の付保

### （１）事業者が加入すべき保険

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする（「別紙 04

事業者が加入すべき保険」）。ただし、以下の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

**ア　建設業務に係る保険**

- 事業者は、建物の建築工事中に発生した工事目的物の損害及び第三者に対する損害を担保する保険を付保すること。

**イ　維持管理業務等に係る保険**

- 事業者は、本施設の使用、管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害を担保する保険を付保すること。
- 事業者は、本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（市職員、利用者、通行者、近隣住民含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保する。

**（２）上記保険以外の保険**

前記各保険以外に、事業者の提案において付保することとされた保険については、事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ市と協議すること。なお、事業者が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに市に提示すること。

## １７ 災害・事故対応業務

**（１）災害への対応**

**ア　予防段階**

- 事業者は、名古屋市地域防災計画及び消防法その他関係法令に基づき、本施設における風水害等の未然防止及び災害の軽減を図るため、防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、従事職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施しなければならない。
- 事業者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制の構築に努めなければならない。
- 事業者は、本敷地内の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行わなければならない。
- 事業者は、名古屋市地域防災計画及び消防法その他法令に基づく防災訓練を毎年２回以上実施しなければならない。

**イ　発生又は発生する恐れがある段階**

- 事業者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立しなければならない。
- 事業者は施設利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行わなければならない。
- 事業者は、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及

び増加費用を最小限に留めるよう努めなければならない。

- 事業者は、状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、愛知県警熱田警察署、熱田消防署、医療機関等の関係機関等とも協力して対応しなければならない。
- 事業者は、市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力しなければならない。

**ウ　災害時等における避難所等の運営**

本施設は維持管理期間において、指定避難所及び指定緊急避難場所として施設の開放を行うこととする。詳細は、本書「第 9 運営業務に関する要求水準」に示す。

**エ　その他**

- 事業者は、上記ア～ウに掲げる事項が着実に実施されるよう、市が事業者に対して、指導・監督を行う場合、これに従わなければならない。
- 事業者は、施設利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、市が事業者の行う業務の全部又は一部の停止を命じた場合、これに従わなければならない。

**（２）事故への対応**

**ア　予防段階**

- 事業者は、救急法、応急措置、医療機関・家族への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、従事職員への周知徹底、必要な研修、自動体外式除細動器（AED）訓練等を実施しなければならない。
- 自動体外式除細動器（AED）については、以下の通りとすること。
  - 施設に配置している AED については、メーカーが定める耐用年数到来前にリース契約等により調達すること。
  - 調達の際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（薬事法）（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）上の承認を得、JRC（日本版）ガイドラインに適応しており、メーカーが定める耐用年数以内の機器を導入すること。また、未就学児に対しても使用可能であり、電極パッドは成人・小児共用で使用できるものであること。
  - 使用可能期限到来前に電極パッド及びバッテリー等の消耗品の交換を行うなど、AED を適切に管理し、良好かつ安全な状態に保つこと。
  - リース契約等により新たな AED を設置した場合は、設置場所や数量等について、市に報告すること。
- 事業者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制の構築に努めなければならない。
- 事業者は、会議場の敷地内の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行わなければならない。

**イ　発生段階**

- 事業者は、施設利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速に対応しなければならない。

- 必要に応じ、関係機関に通報しなければならない。
- 事業者は、事故が発生した場合、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたらなければならない。
- 事故の公表をおこなう必要がある場合は、市と調整し公表すること。

### （３）テロ行為等の防止

事業者は、テロ行為の発生を未然に防ぐため、施設使用者及び従事職員等に日頃から注意を促すなど、対策に努めなければならない。また、新型インフルエンザ等にも配慮すること。なお、国民保護計画に基づく警報等の円滑な伝達に努めなければならない。

## １８ 事業期間開始時及び終了時における引継ぎ

### （１）現指定管理者からの引継ぎ

- 円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、現指定管理者から業務の引継ぎを行うこと。また、施設運営にかかる関係者へ指定管理者となる旨の報告を遺漏なく行うこと。
- 指定期間開始時に、従事職員すべてが管理運営業務を滞りなく行うことができるよう、教育及び研修を確実に行うこと。
- 施設各所の鍵を、現指定管理者が作成した鍵リストと照合の上、引継ぎを受けること。
- 施設使用者に貸し付ける什器・設備備品等や会議場内に保管する本市の財産等について現指定管理者と引継書を取り交わすこと。
- 現指定管理者が本施設の運営業務において知り得た個人情報については、市の指示に従い、現指定管理者から引継ぎを受けること。
- 引継ぎ時には、市の指示する事項について引継書を取り交わすこと。引継ぎ完了後、速やかに引継ぎの結果を市に報告すること。

### （２）事業期間終了時の引継ぎ業務

- 事業期間終了時に、次の指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）が維持管理及び運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、施設の全てが本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市に明け渡すこととし、少なくとも事業期間終了後１年間は、消耗部品の取り替えだけを行うことにより、事業期間中と同様の維持管理が可能な状態を基準とし、明け渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- 事業期間終了にあたり、引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了の３年前から市及び施設運営者等と協議を開始するものとし、事業期間終了の３か月前から各業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料（引継ぎマニュアル等）を市に提供すること。
- 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供、施設運営にかかる関係者への紹介など、必要な協力を行うこと。
- 次期指定管理者が指定を受けた後、指定管理期間前に必要な事項の引継ぎを行うこと。

引継ぎに要する経費は、原則として事業者の負担とする。

- 調達した消耗品の引継ぎに関して、次期指定管理者と協議すること。
- 施設各所の鍵を、鍵リストを添えて次期指定管理者に引き継ぐこと。
- 施設使用者に貸し付ける什器・設備備品等や会議場内に保管する本市の財産等について次期指定管理者と引継書を取り交わすこと。
- 引継ぎを行う際に、什器・設備備品等や重要物品に不足があった場合は、事業者の責任において補充すること。
- 指定期間が終了する際には、指定期間内に許可した内容や利用料金の徴収状況など本施設の業務の円滑な引継ぎを行うこと。
- 事業者が本施設の運営業務において知り得た個人情報については、市の指示に従い、次期指定管理者に引継ぎを行わなければならない。主催者ごとに催事の留意点等も取りまとめ、引き継ぐこと。

## 第２ 施設の機能及び性能に関する要求水準

### １ 敷地条件

#### （１）敷地概要

本事業の敷地（以下「本敷地」という。）の概要は下表のとおりである。詳細については、「別紙 05　敷地位置図」「別紙 01　事業区域図」「参考 b　測量図」を参照すること（「別紙 01　事業区域図」及び「参考 c　所管・管理区域境界資料」に示すとおり、所管区域境界（計画通知上の境界）と管理区域境界（維持管理対象区域の境界）は異なる。）。なお、敷地に関する規制内容や現況については、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。なお、敷地と事業地の関係は、下表及び「別紙 1　事業区域図」に示すとおりである。

**図表 5　敷地概要**

| 項目 | 概要 |
|---|---|
| 地名地番 | 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 102　他 10 筆 |
| 住居表示 | 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号 |
| 敷地面積 | 98,168.27 ㎡（建築基準法上の敷地面積） |
| 用途地域等 | 商業地域、防火地域（集団防火）、緑化地域、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、港湾隣接地域、河川保全区域 |
| 指定建ぺい率 | 80% |
| 指定容積率 | 400% |
| 土地の所有者 | 名古屋市 |
| 道路 | 北側：市道雁道 3 号線、西側：市道大宝線 2 号 |
| 交通アクセス | 地下鉄名城線「西高蔵駅」(2 番出口)もしくは地下鉄名港線「日比野駅」(1 番出口)下車、駅から徒歩 5 分 |

上記以外に、本事業に幕屋根付歩廊及び敷地外屋根付歩廊を含む。

**図表 6　敷地と事業地の関係**

| 項目 | 敷地（所管区域） | 事業地（管理区域） |
|---|---|---|
| 工事（建築の範囲） | ○ | - |
| 工事（外構の範囲） | - | ○ |
| 維持管理 | - | ○ |

※ 「別紙 1　事業区域図」において、「敷地」は赤枠（所管区域境界）で囲まれた範囲、「事業地」は青枠（管理区域境界）で囲まれた範囲

### （２）既存施設の概要

**図表 7　既存施設概要**

| 区分 | 内容 | |
|---|---|---|
| 開館 | 平成 2 年 4 月（1 号館）<br>平成 2 年 10 月（正面広場、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊の歩廊部分）<br>平成 6 年 10 月（2~4 号館、第 4 駐車場）<br>平成 31 年 3 月（幕屋根付歩廊）<br>令和元年 12 月（敷地内屋根付歩廊(現在仮使用中)及び敷地外屋根付歩廊） | |
| 所在地 | 名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号 | |
| 建物用途 | ホール・展示室・会議室 | |
| 敷地面積 | 98,168.27 ㎡ | |
| 延床面積 | 71,858.22 ㎡ | |
| 駐車場 | 駐車台数：638 台（内、身障者用 10 台） | |
| 主な施設の構造・規模 | 1 号館 | • 延床面積：42,281 ㎡<br>• 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造<br>• 地上 7 階／地下 2 階<br>• 主な諸室：センチュリーホール（3,012 席）、イベントホール（1,920 ㎡）、レセプションホール（670 ㎡） |
| | 2 号館 | • 延床面積：9,193 ㎡<br>• 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>• 地上 3 階 |
| | 3 号館 | • 延床面積：4,093 ㎡<br>• 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>• 地上 3 階／地下 1 階<br>• 主な諸室：国際会議室（500 ㎡） |
| | 4 号館 | • 延床面積：9,334 ㎡<br>• 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>• 地上 3 階／地下 1 階<br>• 主な諸室：白鳥ホール（1,250 ㎡） |
| | 第 4 駐車場 | • 延床面積：6,957 ㎡<br>• 鉄筋コンクリート造<br>• 地上 1 階／地下 1 階 |

上記以外に、本事業に幕屋根付歩廊及び敷地外屋根付歩廊を含む。

### （３）利用状況

既存施設の利用状況については、「参考 e　名古屋国際会議場利用状況」に示すとおりである。

### （４）計画条件

#### ア　新設施設の計画条件

- 5 号館（仮称）は、1 号館の 2 階及び 2 号館の 2 階及び 3 階と接続し既存施設とは建築基準法の意匠上 1 棟として整備すること。
- 5 号館（仮称）は、延床面積 12,900 ㎡の 98%以上 100%以下とし、できる限り 100%に近づけること。なお、ここでの延床面積は建築基準法における床面積とする。
- 第 4 立体駐車場（仮称）は、現在の第 4 駐車場南側（「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称）」参照）を解体して建設することとし、残存する第 4 駐車場北側（残存第 4 駐車場）地下部分で車及び人の動線を接続すること。

#### イ　改修工事の計画条件

- 改修する棟の構成は第 4 駐車場南側を解体する以外は改修し再利用する。
- 老朽化対策、設備機器の更新、ユニバーサルデザイン対応の拡充及び既存不適格事項の適正化の改修整備をすること。
- 社会ニーズ対応の改善整備をすること。
- 既存施設で今まで一元管理していた設備（中央監視設備、照明制御設備、監視カメラ設備、防犯設備、消防設備、構内交換設備、放送設備、電気時計設備、案内表示設備、トイレ呼出設備、エレベーター監視設備、エスカレーター監視設備、自動制御設備）は、原則として全館で一元管理（5 号館（仮称）や第 4 立体駐車場（仮称）の端末も含めたシステムとして計画）すること。ただし、5 号館を消防設備別棟とした場合は、消防設備（自動火災報知設備、消火設備、排煙設備、非常放送設備、防火設備）の管理を、既存施設と 5 号館（仮称）で分けること。

### （５）周辺インフラ整備状況

周辺インフラ（上下水道、電気、ガス、通信など）の状況については、「別紙 07　インフラ施設現況図」を参照すること。なお、接続位置及び費用負担等については、事業者の判断と責任において、管理者又は供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の初期費用等は、事業者の負担とする。事業区域内にある既設インフラの移設が必要な場合は、事業者の負担とする。

### （６）地盤状況等

#### ア　地盤状況

本敷地の地盤等の状況については、「参考 f　柱状図」を参考にすることができる。ただし、設計において、事業者が判断できない場合は、必要に応じて事業者の負担により地盤調査を行うこととする。

#### イ　土壌汚染状況

- 本敷地の土壌汚染状況については、隣接地である名古屋学院大学白鳥校舎の汚染について情報がホームページに掲載されている。その成分が本計画地にも含有されていると考えられるため、汚染掘削残土の処分を行うこと。処分に係る費用については、本事

業に含まれる。なお、入札説明書等から合理的に推測し得ない土壌汚染があり、それを事業者が証明した場合、その取扱いについて市及び事業者で協議とする。

- 工事着手前までに必要に応じて、事業者にて調査を行うこと。
- 「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、一定規模以上の掘削等が生じる工事については、必要に応じて事前に市環境局への届出を行うこと。

**＜名古屋市土壌汚染対策法に基づく区域の指定 HP アドレス＞**

http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77576/sitei-46-2.pdf

**ウ　地中障害物の状況**

地中障害物は、過去の工事写真から、間知石及びエフレックス管等が存在していると考えられる（「参考 g　地歴に関する資料」参照）。

- 5 号館（仮称）の杭や基礎関係の計画にあたっては、これらの地中障害物を考慮して計画するとともに、地中障害物の撤去及び処分にともなう工事期間増を含めて設計・建設期間中に施工を完了できる工事工程とすること。
- 間知石 390 ㎥まで、エフレックス管 60 ㎥までの地中障害物の撤去及び処分に係る費用は、本事業に含まれるものとする。
- 間知石 390 ㎥、エフレックス管 60 ㎥を超える地中障害物が顕在化した場合、その取扱いについて市及び事業者で協議とするが、杭や基礎関係の計画上の工夫によってもなお地中障害物の撤去が不可避であることを事業者が証明した場合、事業者に直接生じた撤去及び処分に係る費用について合理的な範囲で市が費用を負担する。

**（7）その他**

- 敷地内で直近の計画通知は平成 31 年に敷地内屋根付歩廊の工事を行っている。既存施設のシャッターの危害防止装置の設置等が完了していないので、現在、仮使用状態である。
- 本事業に伴う建築確認申請の提出先は名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課とすること。
- 本事業による建築確認申請の他に、平成 31 年度に新築した敷地内屋根付歩廊の計画通知記載事項変更届の提出が必要となるため、本事業で実施すること。
- 記載事項変更届において代理者は本事業の設計企業とし、本事業の設計者、施工者、工事監理者（以下、設計者等とする）を記載事項変更届上の設計者等として追記する。

## ２ 共通の要求水準

既存及び新設施設において共通となる要求水準を以下に示す。既存施設或いは新設施設各々の要求水準は、本書「第２３ 既存施設の要求水準」、「第２４５号館（仮称）の要求水準」及び「第２５ 第４立体駐車場（仮称）の要求水準」で示す。

### （１）基本要件

本施設の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準」の各項目を準拠し、下記の水準に適合すること。なお、下表のなかで、【新築】と記載がある項目は５号館（仮称）及び第４立体駐車場（仮称）、【５号館】と記載のある項目は５号館（仮称）に限り対応する。

| 大項目 | 項目 | 計画方針 |
|---|---|---|
| １社会性 | １地域性 | • 地域性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類とすること。<br>• 地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材の活用に努めること。 |
| | ２景観性 | • 景観性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類とすること。<br>• MICE施設としての品格をもったデザインとすること。<br>• 堀川、白鳥庭園・白鳥公園等の周辺環境と調和したデザインとすること。<br>• 周辺地域や歩行者及び川等からの見え方に配慮し、外構や外観のデザインを工夫することにより、圧迫感を軽減するように計画すること。<br>• 建物内外の仕上げについては、周辺の建築物や自然環境との調和を積極的に図ること。<br>• 既存緑地を可能な限り保全すると共に、新たな緑地の整備や施設の緑化に努めること。 |
| ２ 環境保全性 | １全体 | • 「官庁施設の環境保全性に関する基準」による。 |
| | ２長寿命 | • 市設建築物の長寿命化設計基準による。【5号館】<br>• 合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。【新築】 |
| | ３ 適正使用・適正処理 | • 適正使用・適正処理に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 |
| | ４エコマテリアル | • リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするように努めること。 |
| | ５ 省エネルギー・省資源 | • 建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるよう整備し、さらには、Sランクとなるよう整備に努め、第三者認証を取得すること。【5号館】<br>• 外皮基準・一次エネルギー消費量基準については、公共建築物の環境配慮整備指針（名古屋市住宅都市局）による。<br>• 断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。<br>• 計画地及び施設、諸室の特性やコスト面に関する充分な検証を行った上で、太陽光や風力、地中熱、地下水等の自然エネルギーを利用した環境設備について、積極的な導入を図ること。【5号館】<br>• エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採 |

| 大項目 | 項目 | 計画方針 |
|---|---|---|
| | | 用するとともに、エネルギー管理等による継続的な効果の維持を図ること。 |
| | 6 地域生態系保全 | • 「官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）」の水準を確保すること。<br>• 自然豊かな計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。<br>• ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。<br>• 使用する冷媒は、オゾン破壊係数０かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。 |
| | 7 周辺環境配慮 | • 「官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）」の水準を確保すること。<br>• 近隣への騒音に配慮した計画とすること。<br>• 「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に従い、雨水流出抑制施設（雨水流出抑制槽含む）を設置すること。<br>• 排気・排熱による近隣への影響の無い様に計画すること。<br>• 外装材等の反射光による近隣への光害を抑制する計画とすること。<br>• 緑化維持のための潅水方法は、省力化、省エネ、省資源を満足する手法とする。<br>• 舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。<br>• ビル風（風害）対策<br>① 適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減する。<br>② 外部に面する出入口や、外部及び中庭空間において、ビル風により快適性が損なわれることがないよう計画する。【5号館】 |
| 3 安全性 | 1 全体 | • 緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として、機能するように計画すること |
| | 2 耐震 | • 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「市設建築物総合耐震設計基準」に示す性能水準とすること。【新築】<br>• 非構造部材については、市設建築物総合耐震設計基準」に基づき、指定避難所部分をＡ類とし、その他はＢ類とする。建築設備については、乙類とし、非常用発電機設備に限り甲類に準ずるものとする。<br>• 建築設備の耐震性能は「建築設備耐震設計・施工指針」における耐震クラスをＳとした場合の性能水準とすること。<br>• 地震等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とし、緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として、機能するように計画すること。【5号館】<br>• 災害時の緊急物資集配拠点として、1号館1Fイベントホール、アトリウム、2号館1Fロビー・展示室が、熱田区災害ボランティアセンターとして3号館1Fピロティ一部分が、指定緊急避難場所及 |

| 大項目 | 項目 | 計画方針 |
|---|---|---|
| | | び指定避難所として、1号館4Fレセプションホールが、津波避難ビルとして、1号館4F会議室・1号館4Fロビー、7Fレストラン・レストランロビー、センチュリーホール3階席・ホワイエが指定されている。<br>• １号館は新築時に構造評価を受けている。本事業の整備にあたり影響はないと想定されるが、仮に影響がある場合には本事業にて対応するものとする。 |
| | 3 対火災 | • 「別紙08　諸室仕様リスト（5号館（仮称））」に示す性能水準とすること。【5号館】<br>• 耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。 |
| | 4 対浸水 | • 本敷地において過去に生じた最大の水位及び「名古屋市災害対策実施計画」における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水深に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。<br>• 洪水・内水氾濫、津波、高潮の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とし、緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として、機能するように計画すること。【5号館】<br>• 災害時の緊急物資集配拠点として、1号館1Fイベントホール、アトリウム、2号館1Fロビー・展示室が、熱田区災害ボランティアセンターとして3号館1Fピロティ一部分が、指定緊急避難場所及び指定避難所として、1号館4Fレセプションホールが、津波避難ビルとして、1号館4F会議室・1号館4Fロビー、7Fレストラン・レストランロビー、センチュリーホール3階席・ホワイエが指定されている。<br>• 隣接する土地から本敷地に越水しない対策を講じること。 |
| | 5 耐風 | • 構造体に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類、建築非構造部材に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類、建築設備に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 |
| | 6 耐雪・耐寒 | • 耐雪・耐寒に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 |
| | 7 対落雷 | • 対落雷に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 |
| | 8 常時荷重 | • 常時荷重に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。【5号館】 |
| | 9 機能維持性 | • 機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類を満たすこと。<br>• 商用電源の途絶時においても、72時間以上、本書「第1-17　災害・事故対応業務」（災害への対応）で定める機能を維持するために要する電力供給機能を確保すること（対象は、「別紙15　名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示した場所、「別紙31　発電機負荷対象とするトイレ位置図で示すトイレ、「別紙08 諸室仕様リスト（5号館（仮称））」に示す場所とする。）。詳細は本書「第2-3(3)電気設備に関する要求水準 (イ)非常用発電機設 |

| 大項目 | 項目 | 計画方針 |
| --- | --- | --- |
| | | 備」による。 |
| | 10 防犯性 | • 「官庁施設の防犯に関する基準」に示す性能水準とすること。<br>• 施設計画にあたっては、利用者等の安全性に十分留意すること。<br>• 施設の運営及び維持管理方法と整合した防犯設備を設定すること。<br>• 建物外壁を堅固な構造とするとともに、出入口以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、建物接地階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。【5号館】<br>• 給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）については容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とする。ドライエリアを設ける場合は、パネル等で適切にふさぎ、ドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止する。【新築】<br>• 開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討する。<br>• ガラスの防犯性能について、接地階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とする。 |
| 4 機能性 | 1 移動 | • 移動に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。<br>• 諸室の配置については、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。【新築】<br>• 全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。<br>• 利用者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。<br>• VIPの動線は、運営の中で対応を工夫すること。<br>• 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること。特に外壁や吹き抜け、舞台設備等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。<br>• 全ての利用者にとって、分かり易く、使い易いように計画すること。 |
| | 2 操作 | • 操作に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。<br>• 設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、施設使用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。 |
| | 3 ユニバーサルデザイン | • 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に示す性能水準とすること。<br>• 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「福祉都市環境整備指針」など、関係する法令、指針及び基準等を遵守すること。<br>• 全ての利用者が、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。<br>• 主要な利用者用通路、廊下には原則、段を設けない。<br>• 避難階段においても、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」及び「福祉都市環境整備指針」に適合し、かつ「建築設計基準」に示す主要な階段の幅等を満たすこと。【新築】<br>• 多様な利用者ニーズを把握するため、設計段階及び施工段階にお |

| 大項目 | 項目 | 計画方針 |
|---|---|---|
| | | いて、高齢者、障害者、子育てに関わる各種団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とすること。 |
| | 4 音環境 | • 「別紙08　諸室仕様リスト（5号館（仮称））」に示す性能水準とすること。【5号館】 |
| | 5 光環境<br>6 熱環境<br>7 空気環境 | • 光環境、熱環境、空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。【新築】<br>• 各諸室の用途（機能）を踏まえ、遮音、防振、気温、換気等の室内環境に配慮すること。<br>• シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。<br>• 結露防止や防カビの対策を行うこと。<br>• 国際会議場敷地内で喫煙スペースを1ヶ所以上設けること。 |
| | 8 衛生環境 | • 衛生環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 |
| | 9 振動 | • 振動に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。【5号館】<br>• 来場者の一斉挙動によって発生する振動について十分な対策を行うこと。【5号館】 |
| | 10 情報化対応性 | • 「別紙08　諸室仕様リスト（5号館（仮称））」に示す性能水準とすること。【5号館】 |
| 5 経済性 | 1 耐久性 | • 耐久性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。設計耐用年数は新築80年、改修50年、立体駐車場（RC造の場合80年S造の場合60年）とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。また、外構においても、維持管理や植栽の管理が容易になるように計画すること。<br>• 設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。<br>• 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。 |
| | 2 フレキシビリティ | • フレキシビリティに関する性能は、基本的性能基準のⅠ類とすること。【新築】<br>• 長期使用を前提とした改修や更新工事に対応する為に、階高や積載荷重、予備スリーブ等を適切に設定し、設備機器や間仕切り位置等が容易に変更できるように計画すること。【新築】<br>• 情報通信技術の重厚化・多用途化等の将来的な技術変革についても、できる限り予測して対応できるように計画すること。<br>• 配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検が可能とするなど、更新が容易にできるよう計画する。【新築】 |
| | 3 作業性 | • 作業性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。<br>• 供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。<br>• 内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。<br>• 定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。 |

| 大項目 | 項目 | 計画方針 |
|---|---|---|
| | 4 更新性 | • 更新性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。<br>• 施設として時代に合わせたアップデートが柔軟にできる施設とすること。<br>• 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意して計画すること。【新築】<br>• 上記に加えて、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。【5号館】 |
| 6 その他 | 1 新機材・新工法への配慮 | • 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。<br>• 新機材及び新工法の採用にあたっては、本事業終了後の特に維持管理費も含めたトータル的なコスト縮減ができるかを考え採用すること。 |
| | 2 近隣への配慮 | • 工事にあたっては、騒音、粉じんや搬出入車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。<br>• 工事にあたっては、利用者、近隣住民、周辺交通等の安全性に十分留意すること。<br>• イベント時に来場者の車両による混雑の緩和に努めること。<br>• 施設の照明設備による近隣への光害を抑制するように計画すること。<br>• 廃棄物置場やゴミ保管庫において、防虫や動物対策を図ること。 |
| | 3 施設のランニングコストの低減 | • エネルギー消費の抑制、マネジメントシステム等により、施設のランニングコストの低減を図ること。 |

### （2）外構計画

「別紙 05　敷地位置図」に記載する全てを対象とすること。

**ア　植栽**

- 緑化地域制度により増築後の延床面積が 1.2 倍を超えるとき、緑化 10%+市施設 5%よって 15%以上が必要となる。従って、制度に準じて、オアシス広場の園路を緑化するなどして積極的な緑化を図るものとし、既存の緑地面積に近づけること。

**イ　歩道（管理用通路）**

- 本敷地内の植栽の配置については、利用者が歩道から緑を実感できるよう計画すること。
- 利用者動線における舗装仕上げ材は、地面に固定し、滑りにくく、つまずきにくいものとする。
- 管理用車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。

**ウ　車路**

- 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。
- 車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画する。
- 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水桝及び

側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。

- 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とする。
- 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置する。
- 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保する。

**エ　駐車場**

- 現状計画地内に 638 台（バス駐車場を除く）の駐車場が確保されている。第 4 立体駐車場(仮称)の建設にあたって、合計で 950 台（バス駐車場を含む）を確保すること。
- 駐車場の計画に際しては、周辺の渋滞緩和対策に配慮すること。
- 車いす使用者用車室を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合するよう台数を確保し、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。

**オ　ゴミ置き場**

- 「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、ごみ置き場を設置すること。5 号館（仮称）を建設するにあたって、必要な分のみを設置すること。
- 歩道、空地等から容易に臨めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、ごみ置き場の位置や規模を工夫し、景観に配慮すること。
- 事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び再利用可能な資源物ごとの保管場所を設けること。
- ごみ置き場は、犬、猫、カラスなどの小動物により荒らされないよう、適切な対策を行い、清潔に維持されるよう配慮すること。また、生ごみ等の保管場所については臭気対策を講じること。
- ごみ置き場周辺に、作業スペースを設け、照明及び電源、給排水を整備すること。

**カ　その他**

- 敷地内に整備する外構全般において、その形状、材質及び色彩等は既設も含め統一性があり、国際会議場とも調和に配慮された施設全体としての景観形成を図るものとする。
- 本施設は堀川水上交通の船着場と近接しているため、船着場と本施設との間で人の往来をしやくするよう設えを工夫する等船着場へのアクセスに配慮すること。
- 空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。
- 経年変化、劣化、退色及び極度の汚損等がない計画とする。
- 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
- 消防設備を含む各種設備の工作物等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は施設との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図る。
- 利用者用通路、構内車路及び緑地等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する等、明確な歩車分離を図る。
- 敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、

適切に計画する。

- 構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」に記載されているものと同等以上にあることを原則とする。
- 舗装の種類の選定に当たっては、アメニティ・景観等への配慮、排水負担の軽減などに配慮すること。
- グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とする。
- グレーチングなど盗難防止対策を講じること。
- オープンスペースや利用者用通路などに側溝等を設ける場合は、化粧蓋とするなど、景観面に配慮する。
- 夜間照明については、建築物全体として既存施設との連続性を持たせ景観向上にも積極的な計画とすること。ただし、実施に当たっては、周辺施設への影響を配慮すること。

### （３）緑化計画

- 本敷地内の緑化については、「緑化地域制度マニュアル」（名古屋市緑政土木局）に基づき、計画を行うこと（設計段階で市関係局と協議・相談をすること）。
- 本施設にふさわしい魅力的な空間となるよう、視認性が高い効果的な緑化手法の選択及び緑化する場所の工夫を行うこと。
- 建築物や周辺環境に調和した緑化空間を形成すること。特に、道路に面する外周部については配慮すること。
- 利用者が緑を実感できるようにするとともに、周辺地域へ配慮した計画とすること。
- 樹種の選定に当たっては、四季を感じられる樹種を選定すること。
- 潅水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。
- 容易に維持管理できるよう工夫すること。
- 車両の出入り等に当たり、支障とならないよう配慮すること。

### （４）外装計画

- 外装主材及び表面仕上げは耐久性やメンテナンス性（清掃管理も含む）に優れたものとすること。
- 外部にさらされる部分は、雨や強風等による耐久性に配慮すること。
- 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
- 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とする。目隠し板等を設ける場合は外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とする。
- 金属を使用する場合はさびや腐食を考慮し、表面仕上げは、原則としてステンレス製、アルミ製又は同等以上の素材とする。

### （５）仕上計画

- 建築材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとすると共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。
- 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。

- 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
- 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。
- 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に来場者から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地のうえ、耐候性の高い塗装仕上げとする。
- 玄関回りについては、連続性やつながりに配慮し、内外の統一性を図ることとする。
- 内装仕上げについて、各室が同一となった場合、空間の連続性を考慮した仕上げとして統一性に配慮すること。
- 日常行動、交通及び物流等による衝撃で欠損や剥離等が生じない仕様とする。
- 壁面に設置する各種設備機械（消火器・消火栓ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこととする。
- 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設ける。
- カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設ける。
- ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設ける。
- ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。
- ガラススクリーンは、鋼製枠による全面ガラスの構造とし、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（平成 3 年 4 月 4 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。
- ピクチャーレールは、アルミ押出既製品の中量用（25 kg程度）以上の吊物に応じた仕様とし、フック及びハンガーセット等附属金物付きとする。
- 壁に取り付ける設備備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設ける。
- 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口（600 角以上）により点検できるものとする。
- 映写用のスクリーンを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽する。
- 天井に取り付ける設備備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設ける。
- 扉には戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけることがないようにする。
- 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の処置を行うこと。また、非常時開放装置を設ける。
- 自動扉は、安全センサーや、扉ガラス衝突防止を設置する。
- 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、強

化ガラスや網入りガラス等の採用等の安全対策を講じる。
- 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。
- 重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。
- 結露防止や結露水が室内に及ばない構造とする。
- 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。
- 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施設改修時、解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。
- 施設利用において、障害をきたない断熱性能を有すること。
- 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
- 「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、木材利用の促進を図る為、製材・集成材・合板・木質材料等を積極的に使用すること。

**（６）安全・防災・防犯計画**

- 本施設又は周辺地域において、火災等の災害の発生時には、容易かつ安全に避難することができる計画とし、特に障がい者、子ども、高齢者、外国人など自力で避難することや臨機に対応をとることが困難な利用者（要援護者）には十分に配慮すること。
- ホール、会議室、展示室の吊物、迫り等の舞台関係設備については、災害発生時を想定して安全性を確保すること。
- 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- 大規模災害時のライフライン（水・電力・ガス等）の確保に配慮した設備計画とすること。
- 階段等については、落下防止に配慮した計画とすること。
- 建具等のガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮すること。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所については、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（建設省住宅局監修）」によること。
- 建物内外について災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。なお、緊急車両等が待機できるスペースを、利用者動線の支障にならずにアクセスできる場所に設けること。
- 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保した施設とすること。
- 施設機能に支障を来すことのないよう浸水対策を講じること。特に、特高電気室及び電気室・機械室等は、洪水・内水氾濫、津波、高潮について十分に浸水対策を行うこと。電気室・機械室への浸水経路の建具はウォータータイト（止水高 1m、水密性 W-

2、漏水量 20ℓ/h・㎡以下程度）とし、4 号館及び第 4 駐車場については、浸水の恐れのある階段やスロープなどに止水板を設けること。

- 施設の防犯については、不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から安全管理に配慮した施設とすること。
- 監視カメラの設置場所については、事前に市と協議の上、計画すること。
- 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染対策に配慮すること。
- 高調波抑制対策に努め、受変電設備・設備機器に必要な対策を講じること。

### （７）ユニバーサルデザイン

- 愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び名古屋市「福祉都市環境整備指針」を遵守すること。なお、「新設施設」は「福祉都市環境整備指針」に関して、同指針に記載の「◎　整備や配慮が必要な内容」だけでなく、「○　整備や配慮をしていくことが望ましい内容」についても適合させること。
- 施設計画全体を通じて、福祉関係法令を遵守すること。誰もが自力で円滑に目的地（荷捌きスペースは除く）まで到達でき、また、すべての利用者にとって安全、安心かつ快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に十分に配慮すること。
- 施設内は、原則として段差は設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、車いす利用者にとって危険が無いよう配慮を行うこと。
- 諸室内も車いすで円滑に移動できるよう計画すること。
- スライドドアを設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。バリアフリートイレの扉は自動扉とする。
- 既存施設のユニバーサルデザイン対応については、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目」に適合させること。

### （８）サイン計画

- 愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び名古屋市「福祉都市環境整備指針」を遵守すること。なお、「福祉都市環境整備指針」に関して、同指針に記載の「◎　整備や配慮が必要な内容」だけでなく、「○　整備や配慮をしていくことが望ましい内容」についても適合するよう努めること。
- 障がい者や子ども、高齢者、外国人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- わかりやすく、視認性に優れたサインとし、ISO 規格や JIS 規格の標準案内用図記号等を積極的に活用すること。
- デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ連続空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- 平成 28 年に更新されたマルーン色をベースとしたサイン（名古屋工業大学伊藤孝紀研究室と現指定管理者の共同デザインによる）は、そのデザイン（視認性、機能性、

役割等の特徴およびそこに至る考え方）を踏襲し、5 号館（仮称）などの増築による追加情報を反映した変更を行うこと。また、竣工時からの古いサインについても同デザインを踏襲して更新すること。日本語に英語を併記することをベースとして、ピクトグラムを使って誰もが早くかつ正確に目的地へたどりつくことのできるわかりやすい計画とすること。

- 外部サインは特に堅固で錆の発生しにくい材質とすること。
- 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）についても、既存施設と同様のデザインとすること。

### （９）環境配慮計画

- 地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。

## ３ 既存施設の要求水準

### （１）基本方針

#### ア　改修方針

既存施設は、竣工後約 30 年が経過しており、建物の老朽化や一部設備の陳腐化等が発生している。今後も大規模会議等に活用し続けられるために求められる機能を確保することを前提とし、その他、地域や経済の活性化に資する催事等にも利用しうる柔軟性のある施設とすることを基本方針とする。

安全性や機能性を維持するための劣化箇所の解消、設備機器の更新、ユニバーサルデザイン対応の拡充、竣工後に法令の改正により既存不適格となった事項の適正化、社会ニーズ対応などの機能的改善、国際会議場としてふさわしい美観の維持を基本とし、優れた改修計画を事業者に期待する。

なお「既設同等」の定義としては、「機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上」とし、建築材料や設備機器の進化に伴い、同じグレードでも現段階であれば当然竣工時の性能よりも勝るものについては、それらの材料や機器を採用すること。

あきらかに竣工時のグレード以上のものを求める場合は、「既設同等以上」と書き分けているので、その場合のグレードの向上については、積極的な提案を評価する。

なお、仕様に示しているものを変更する場合は、必要に応じて機能、性能、意匠の全ての面において、仕様に示しているものと同等以上であることが分かる資料の提示を求める場合がある。その際は、変更を意図する趣旨や、仕様に示しているものと改修案のそれぞれの仕様、サンプル等を比較提示した資料を作成し、市の確認を得ること。

また「改修参考仕様」の定義としては、「機能、性能、意匠等が、本書に定めた要求水準に沿ったものであれば、民間の創意工夫を活かした提案等を受け入れる余地のあるものとする。

なお、要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における見積の参考として示したものであり、提案段階においては、事業者が自ら調査した内容に基づいて提案すること。現場との相違がある場合は現場を優先する。改修の提案、設計及び施工に当たっては、現場にて当該数量を十分に確認すること。

また、現場には存在しているのに、図面や要求水準に記載が無かった場合は、経年劣化に応じた何らかの改修が必要と想定し、提案に含めること。

#### イ　改修計画概要

各箇所の改修内容については、その概要を「別紙 10　改修基本計画図」に示す。竣工時の図面から、棟名、室名、間仕切りなどが変わっている部分については、この基本計画図を参照すること。ただし、あくまで概要図であるので、本計画図と現場に相違がある場合は、現場を正とすること。また、改修工事の詳細は、以降の本文中に記載する。

#### ウ　改修工事内容と考慮すべき点

**（ア）建築工事について**

屋根・外装については、屋上防水・目地シーリング、金属屋根などを全面的に更新する他、破損や浮きの見られるタイルの補修などを行うこと。屋上防水は既設同等で更新すること

を原則とするが、カバー工法も可とする。金属屋根は原則としてカバー工法とするが、撤去更新も可とする。シーリング材の打ち替えについては、特に雨漏りの激しいアトリウムのトラス屋根周辺に留意すること。

内装については、利用者の使う各室の床、壁、天井等の仕上げをほぼ全面的に更新すること。スタッフの使う各室については、劣化の度合いにより適宜更新すること。

センチュリーホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホールは、工事の前後で、仕上げ、設備、椅子等を含めたホール全体として音響性能がほぼ同程度になるよう、イベントホールは改修後に第 2.3(2)セ(ア)特定天井耐震化工事で指定する残響時間の目標値と、1 号館会議室との遮音性能改善目標値を達成するよう、改修工事を行うこと。工事着手前と工事完了前に、音響性能測定を行い、市に報告すること。測定に際し、測定項目、音源位置、測定点の取り方、分析方法などを記載した音響性能測定計画書を提出し、市の確認を得ること。上記 5 室の測定項目としては、最低限、残響時間周波数特性と空調騒音(NC 値)とし、イベントホールのみは 1 号館 3 階と 4 階の会議室との遮音性能を測るものとする。工事完了前の計測後、音響性能測定報告書を市に提出し、計測結果の考察と共に音響性能測定報告書を市に提出すること。

測定は、過去に 1,000 席以上の客席を有する劇場において業務を実施した実績を持つ専門家（専門機関）によるものとする。

トイレの床、壁は旧式の湿式タイルを使用しており暗い印象であるため、抗菌性のビニルシートやセラミックパネル等の仕上げとし、明るく清潔な雰囲気に一新するものとする。

外構については、アスファルトやタイルの割れが発生しており、機能的にも美観的にも更新の必要がある。

ユニバーサルデザイン対応の拡充については、名古屋市福祉都市環境整備指針に基づき、点状ブロック、手摺、トイレなどについて、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目」に従い改修すること。

法令改正により既存不適格となった事項の適正化については、特定天井の耐震化、センチュリーホールの通路改善、防火シャッターの危害防止装置の設置などを行うこと。

機能的な改善としては、2 号館 1 階のクロークの拡張、3 号館地下 1 階の湧水・土圧による床割れの根本的対策等がある。特に 3 号館地下 1 階の床割れについては、これまでも何度か修繕を行っているが、時間の経過により再び膨れが生じる状況である。本改修で根本的な解決ができるよう、有効な対策の提案を行うこと。

**（イ）一般設備（電気・空調・衛生・搬送）工事について**

今回の改修工事は 1 号館竣工後 30 年を経過、事業終了時は 50 年を経過することとなり、その間に更新すべきインフラ設備に関しては、ほぼこの事業期間内に更新時期を迎える。

竣工年が 1 号館と 2~4 号館では異なっている。そのため、非常用自家発電機が 2 か所に設置され、システムが分かれているものを、原則として今回の改修工事で 5 号館（仮称）に統合する。

空調においては、外部環境の変化や機器の能力劣化により、夏季に空調能力が不足しているので、機器の更新と共にシステムの見直しも行うこと。

なお、4 号館地下の主変電室で 33kV の特別高圧で受電しているが、その特別高圧引込線

のトレンチに湧水が溜まっている状態である。そのため特別高圧幹線が湧水に浸かった状態なので所掌している中部電力と協議してその対策を行うこと。

配管・配線については、劣化診断が行われていないため、現時点でどの程度の劣化があるかが不明な状態である。しかし、事業期間終了時までには、設置から 50 年以上経過することになるため、原則として更新すること。また、更新するにあたり配管種は耐震性を考慮して選定し、構造上別棟となる部分の配管については変位吸収ができる配管にて施工すること。なお、衛生設備の配管、空調設備の配管、空調ダクト（換気ダクト、排煙ダクトを含む）、電気設備のケーブルラック、電灯設備の配管・配線、受変電設備のバスダクト及び特高受変電設備、幹線設備、外灯設備、コンセント設備の屋外埋設配管に限っては、調査により問題がないことを確認できた場合は、周辺の清掃及びダクト内の清掃を実施の上、既設流用も可とする。（一部、調査により問題がないことを確認できたとしても、「（４）空調設備に関する要求水準～（５）衛生設備に関する要求水準」に特記した配管については、既設流用不可とする。）ただし、既設流用した場合においても、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新・修繕等を行うこと。

搬送設備としては、エレベーター、エスカレーターについて更新すること。また、レセプションホールの机･椅子搬送設備については撤去や更新をせず､利用を中止する計画とする。

なお、地球環境に配慮し、名古屋市では「名古屋市役所環境行動計画 2030」が策定され、それに基づき、「公共建築物の環境配慮整備指針」が定められている。その中に 2,000 ㎡を超えるリニューアル改修については、CASBEE 名古屋 LR1-1 及び LR1-3 におけるレベル 4 以上への適合に努めることとなっている。本改修工事もこれに該当することから、設備機器の選定、再構成に当たっては、省エネルギーに努め、運営努力によって削減目標が達成しやすいシステムとすること。

**（ウ）舞台設備（舞台機構・舞台照明・舞台音響）工事について**

舞台設備機器は一般設備よりも寿命が短く、平成 12 年以降何度か更新工事が行われているが、その後の経年による劣化、及び旧型のシステムや機器等の更新を行う必要がある。

各ホールの現状や、利用状況、使い勝手等を考慮し、舞台機構、舞台照明、舞台音響の 3 設備の取り合いや、相互の関わりを考慮した設計を行うものとする。

舞台機構設備については、センチュリーホールの既設手動バトンの電動化や、位置設定機能を追加する吊物を指定した。アトリウムの吊物機構は現在危険を伴うという理由で使用を中止しており、今回撤去とする。

舞台照明設備については、負荷設備で従来型のハロゲンランプを用いており、LED 灯具に比べて熱負荷が大きい。しかし演出照明器具では、演色性の問題から、一般照明器具に比べてまだオール LED は一般的ではない。今回はフラッドライト系（ボーダーライト、ホリゾントライト、音響反射板ライト等）について、LED 器具の採用を規定しているが、スポットライト系の灯具を LED にするかどうかは任意とする。

イベントホールの音響設備については、残響時間が長めのため、明瞭度に問題があると指摘されている。建築工事で特定天井耐震化工事を行う際､残響時間を現況より短くするので､それに対応するように指向性のコントロールされたスピーカを選定し、明瞭度を改善すること。

### （エ）その他（改修工事に関する設計変更について）

要求水準に示した改修基本計画は、新築時の完成図書、その後の改修資料などにより策定したものである。

事業者は、できるだけそれらの項目を明確にした上で、必要な改修内容の精度を高めていき、より有効な改修工事となるように提案をすること。提案時になかったような優れた改修案が、設計時において検討できた場合は、市と協議をして採用することも可とする。

また、市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を大幅に逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。なお、要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における見積の参考として示したものであり、現場と数量の相違がある場合については本項の設計変更には該当しない。

## （２）建築に関する要求水準

### ア　防水改修工事

下記の面につき防水改修を行うこと。改修の際は平場のみではなく、立ち上がり部も含めること。現況で雨漏りの発生している箇所については、「別紙 11　雨漏り等状況説明図」を参照し、原因を究明した上で防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと。

既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。更新に際しては、雨季を避け、屋内に雨の浸透する確率の低い施工手順とすること。

なお、下記リストにない、屋外のアスファルト防水施工部位（正面広場床、1 号館北側 2 階車路、センチュリーホール南側 2 階デッキ、イベントホール南側 2 階デッキ、1 号館 7 階レストラン金属屋根下メンブレン防水）は既設のままとし、運営期間中に支障が出た場合または劣化状況に応じて修繕を実施すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| **■1 号館** | | | |
| 南側屋上<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 2,614 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 |
| 西側屋外機置場<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、押えコンクリート金鏝仕上<br>（伸縮目地付） | 299 ㎡ | 同上 |
| イベントホール<br>金属屋根間の雨水溝 | アスファルト被覆鋼板 | 328 ㎡ | 同上 |
| センチュリーホール<br>金属屋根間の雨水溝 | アスファルト被覆鋼板 | 287 ㎡ | 同上 |
| 7 階レストラン上部<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 492 ㎡ | 同上 |
| 階段室(3)屋上<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、押えコンクリート金鏝仕上<br>（伸縮目地付） | 147 ㎡ | 同上 |
| 正面広場と 1 号館の接続部エキスパンションジョイント | アルミ製 | 115m | 漏水部分を確認して対策すること。 |
| 玄関庇 | 耐候性鋼板溶接工法フッ素樹脂塗装 | 一式 | 漏水部分を確認して対策す |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | トップライト | | <u>こと。</u> |
| 避難バルコニー | スノコ　L-50×50×4@80<br>フッ素樹脂塗装 | 一式 | 下地調整の上、既設同等で再塗装とする。 |
| 正面広場階段室(1)(2)屋根 | 屋根：耐候性鋼板ウェザーコート処理<br>回り縁：ステンレスフッ素樹脂塗装<br>軒天：岩綿吹付の上鋼板 t1.2 貼り | 一式 | 下地調整の上既設同等で再塗装とする。 |
| センチュリーホール来賓控室 | 天井：石膏ボード t12、クロス貼 | 一式 | <u>漏水部分を確認して対策すること。</u> |
| **■2 号館** | | | |
| 喫茶ラウンジ「ゆり」屋上メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 454 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。<u>トップライトの漏水対策を施すこと。</u> |
| 屋外バルコニー(1)、(2) | アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル | 126 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。<u>カバー工法とする場合は、磁器質タイル撤去の上、仕上は防滑</u>ビニルシートとする |
| 3F 進入口バルコニー(1)～(5) | グレーチング床仕上<br>(下地アスファルト防水のみ) | 46 ㎡ | グレーチング撤去の上、シート防水によるカバー工法とし、仕上は防滑ビニルシートとする |
| 1 号館から 2 号館への連絡通路屋上メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 218 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 |
| 屋上メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 2,014 ㎡ | 同上 |
| 2 号館から 3 号館への連絡通路屋上メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 126 ㎡ | 同上 |
| **■3 号館** | | | |
| 4F 設備機械室上部メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 408 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 |
| 3F 倉庫(10)、倉庫(11)南側バルコニー | アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル | 20 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。<u>カバー工法とする場合は、磁器質タイル撤去の上、仕上は防滑</u>ビニルシートとする |
| 4F 設備機械室(1)、(2)搬入用バルコニー | アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル | 12 ㎡ | 同上 |
| 3 号館地下厨房上部外構 | アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル | 315 ㎡ | 既設同等で更新すること。 |
| **■4 号館** | | | |
| 屋上メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 1,826 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 |
| 屋外通路(1) | アスファルト防水の上、押えコンク | 160 ㎡ | 既設同等で更新することを |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | リート下地、モルタル磁器質タイル | | 原則とするが、カバー工法とすることも可とする。カバー工法とする場合は、磁器質タイル撤去の上、仕上は防滑ビニルシートとする |
| 西側倉庫屋上<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 207 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 |
| 搬入ヤード庇 | キーストンプレート(耐火)コンクリート下地　ウレタン系塗膜防水 | 165 ㎡ | 下地調整の上、ウレタン系塗膜再塗装 |
| EV ホール(5)庇 | キーストンプレート(耐火)コンクリート下地　ウレタン系塗膜防水 | 46 ㎡ | 下地調整の上、ウレタン系塗膜再塗装 |
| 3F 進入口バルコニー(6)～(11) | グレーチング床仕上<br>(下地アスファルト防水のみ) | 40 ㎡ | グレーチング撤去の上、シート防水によるカバー工法とし、仕上は防滑ビニルシートとする |
| 4 号館から 3 号館への連絡通路屋上メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き | 126 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 |
| 屋外機置場<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、押えコンクリート金鏝目地切 | 354 ㎡ | 同上 |
| 3 階中庭 メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、砂利敷き | 132 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。カバー工法の場合は、玉砂利一時撤去の上、シート防水、玉砂利復旧とする |
| 1 号館から 4 号館への連絡通路屋上<br>メンブレン防水 | 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き<br>エキスパンションジョイント | 218 ㎡ | 既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。<br>連絡通路と 4 号館の間のエキスパンションジョイント部に漏水があるので、確認して対策すること。 |

下記の面につき耐食性の高い金属屋根で改修を行うこと。原則としてカバー工法とするが、全ての屋根について構造的な検討を行い建物全体についての安全性を確認すること。安全性が保てない場合は全面貼替えとすること。貼替えに際しては、雨季を避け、屋内に雨の浸透する確率の低い施工手順及び仕様とすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| センチュリーホール<br>屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3<br>立ハゼ葺き | 3,550 ㎡ | 耐食性の高い金属屋根(カラーガルバリウム鋼板等)によるカバー工法にて改修を行う。荷重増に問題のある場合は貼替えとする。 |
| イベントホール屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3<br>立ハゼ葺き | 2,870 ㎡ | 同上 |
| アトリウム屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3 | 2,159 ㎡ | 耐食性の高い金属屋根(カラ |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | パネル工法 | | ーガルバリウム鋼板等)により、貼り替えること。カバー工法は不可とする。 |
| 1 号館展望タワー屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3 立ハゼ葺き | 460 ㎡ | 耐食性の高い金属屋根(カラーガルバリウム鋼板等)によるカバー工法にて改修を行うこと。荷重増に問題のある場合は貼替えとする。 |
| 2 号館屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3 立ハゼ葺き | 1,668 ㎡ | 同上 |
| 3 号館屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3 立ハゼ葺き | 1,380 ㎡ | 同上 |
| 4 号館屋根 | 鉛ステンレス接着複合板 t0.3＋t0.3 立ハゼ葺き | 1,598 ㎡ | 同上 |

**イ　外装シール改修工事**

外装目地、建具周辺、ガラス廻り等のシーリング打ち替えを行う。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 外壁打ち継ぎ目地シーリング | ポリサルファイドＣ種 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 外壁竪目地シーリング | ポリサルファイドＣ種 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 外壁横目地シーリング | ポリサルファイドＣ種 | 一式 | 既設同等で更新 |
| パラペットシーリング | 変性シリコン系 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 建具廻りシーリング | 変性シリコン系 | 一式 | 既設同等で更新 |
| ガラス廻りシーリング | 変性シリコン | 一式 | 既設同等で更新 |
| 金物廻りシーリング | 変性シリコン系 | 一式 | 既設同等で更新 |

**ウ　外壁改修工事**

浮いているタイル及び石板の固定、欠けがあるタイルの補修等を行うこと。

補充するタイルは、できるだけ既存と同種のもので、色彩、質感等をそろえること。下表に示すほか、ひび割れ、浮き、爆裂、ジャンカ等は補修するものとし、全面的に水洗いを行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 外壁タイル | 磁器質施釉<br>（一部ラスター）<br>タイル<br>45×45×7 | タイルひび割れ：1,627 枚<br>石部ひび割れ：6.0m<br>タイル欠損：6 枚<br>ふくれ：5 箇所<br>白華現象：19 箇所<br>浮き：約 36.1 ㎡<br>位置：1 号館は平成 31 年の外壁診断調査報告書、2～4 号館は平成 25 年の外診断調査報告書による。 | 浮き、ひび割れ、ふくれのある部分の脱落防止措置を、アンカーピニングエポキシ充填工法もしくはそれに類する工法で行う。<br>欠損している部分の補填を行う。<br>白華の起きている部分は除去し、最後は全面を清掃すること。<br>過年度調査は赤外線方式が主となっており、浮きの面積は高温部よりの推定である。PC 打ち込みタイル以外の部分については、施工前に全面打診調査を行い、施工面積を確定すること。 |
| 花崗岩 | 本磨き PCF 工法<br>及び高熱粗面仕上 | 一式 | 清掃<br>固定不良箇所、欠けがある箇所は補修すること。 |
| コンクリート打ち | 化粧打ち放し | 一式 | 清掃 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 放し | | | |
| 吹付タイル | 複層仕上塗材 RE 系 | 一式 | アスベスト改修工事を参照のこと |
| アルミパネル | 電解着色 | 一式 | 清掃 |
| アルミパネル | フッ素樹脂塗装 | 一式 | 清掃 |
| アルミ吸音パネル | アルミ成形板電解着色 AA-BE | 一式 | 清掃 |
| アルミ目隠しルーバー | 焼付塗装 | 一式 | 清掃 |

**エ　金属、笠木等改修工事**

金属､笠木等を下表の改修参考仕様に従って更新､修繕などを行うこと｡下表に示すほか、塗装部は既設同等塗装にて塗替えを行うこと｡現場と図面に不整合がある場合は､現場の状態を正とすること。内部のボックス類は、調査により問題がないことを確認できた場合は、再塗装やクリーニングなど意匠上の対策を講じることで､既設流用も可とする。ただし､運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新等を行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| **■外部** | | | |
| ルーフドレイン | 鋳鉄製精製タール焼付 | 一式 | 清掃の上、ストレーナーを更新 |
| フロアドレイン | 鋳鉄製精製タール焼付 | 一式 | 同上 |
| 縦樋・谷樋・呼樋 | 縦樋・呼樋：塩ビライニング鋼管<br>谷樋：アスファルト被覆鋼板 | 一式 | 既設同等で更新 |
| タラップ A | 鋼製タラップ、溶融亜鉛メッキ処理フッ素樹脂塗装 | 一式 | フッ素樹脂再塗装 |
| タラップ B | ステンレス φ19 コンクリート打込<br>防護柵：FB-65×6 | 一式 | タラップは清掃、防護柵は再塗装とする。 |
| 避難口 | 溶融亜鉛メッキ処理フッ素樹脂塗装 | 一式 | ハッチは既設のままとする。<br>枠はフッ素樹脂再塗装とする。 |
| 屋上鋼製丸環 A | 溶融亜鉛メッキ処理フッ素樹脂塗装 | 一式 | フッ素樹脂再塗装 |
| 屋上鋼製丸環 B | SUS304 | 一式 | 既設のままとする。 |
| 軒天アルミパネル成形板 | アルミパネル成形板 t2.0、フッ素樹脂塗装 | 一式 | 清掃及び下地調整の上フッ素樹脂再塗装とする。 |
| モルタル笠木 | モルタル笠木 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 石笠木 | 花崗岩本磨き W520 | 一式 | 洗浄の上、シール打ち替え |
| アルミ笠木 | アルミ製電解着色 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 防鳥網 | @50 ステンレスメッシュ | 一式 | 既設同等で更新 |
| エキスパンションジョイントカバー | 車路用フィンガー型 | 一式 | 清掃 |
| エキスパンションジョイント | パラペット天端：アルミ形材 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 屋上ハッチ | ステンレス製 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 床用化粧蓋 | 鋳鉄製、ステンレス目地タイプ | 一式 | 原則として既設同等で更新する。劣化が少なく、仕上げを更新すると周囲の既設床と合わない場合は清掃のみで可とする。 |
| 避難タラップ用ハッチ | ステンレス製 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 排煙口落下防止棚 | 鋼製面格子 21×21@100 | 一式 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| アルミルーバー面格子 | H60@125 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 4 号館北側屋外回り階段 | 鋼製ベースプレート、鋼管柱、階段踏み板チェッカープレート、支持梁、鋼管手摺、手摺子、亜鉛メッキ塩化ゴム系エナメル塗装 | 一式 | 下地調整の上、既設同等で再塗装とする。 |
| **■内部** | | | |
| 照明ボックス | 数量は既設図面による | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スクリーンボックス | 数量は既設図面による | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 間接照明ボックス | アルミルーバー | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| ブラインドボックス | 数量、長さは既設図面による | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| ケースメントボックス | 数量、長さは既設図面による | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 吹出ボックス | 数量、長さは既設図面による | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| ピクチャーレール | アルミ製、ブラケット@450 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ロビー等で追加する部分は「別紙 12　内装改修工事に関する要求水準（別紙）」を参照すること。 |
| タラップ | ステンレス φ19 コンクリート打込<br>防護柵：FB-65×6 | 一式 | タラップは清掃、防護柵は再塗装とする。 |
| エキスパンションジョイント | 天井：岩綿吸音板、鋼板見切 t=2<br>壁：アルミ製 AA-BE<br>床：鋼板 t=9 | 一式 | 原則として既設同等で更新、なお、調査により問題がないことを確認できた場合は、再塗装やクリーニングなど意匠上の対策を講じることで、既設流用も可とする。運営期間中に支障が出た場合または劣化状況に応じて修繕を実施すること。 |
| グリストラップ蓋 | ステンレス製 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| ファンコイルカバー | 鋼板、硬質ビニルシート | 一式 | 更新するファンコイルに合わせ、既設同等で更新 |
| キャットウォーク(センチュリーホール) | 桁 C-100×50×5×7.9、エキスパンドメタル | 一式 | 原則として既設のままとする。<br>センチュリーホール天井張り替えに伴い、再構成する場合は、シーリングスポット室への通路並びに、天井の設備機器保守のために必要な部位に設けること。 |
| キャットウォーク(イベントホール) | 桁 C-100×50×5×7.9、エキスパンドメタル | 一式 | イベントホール天井張り替えに伴い、既設を撤去して新しいレベルに再構成すること。ライトブリッジへの通路並びに、天井の設備機器保守のために必要な部位に設けること。 |
| アトリウム鉄骨トラス | 断面 φ76.3～φ190.7、弦材、斜材、エンドコーン | 一式 | 清掃 |
| スピーカーアルミパネル | アルミ成形板電解着色 | 一式 | 清掃 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| クリンプネット | ピンスポット室：正方形網目φ3.2－50×50<br>綱元、小迫りマシンスペース、アトリウム天井：正方形網目φ2.2－50×50 | 一式 | 清掃 |
| コーナーガード<br>(外部、内部共) | (A)合成ゴム製<br>(B)軟質塩化ビニル製 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 消火器ボックス | 鋼板 t1.6AA-BE、ステンレス製 | 一式 | 既設同等で更新 |
| アルミルーバー | クローク、電話台(A)：15×15×15<br>一般照明用(B)：25×25×25<br>軒天井設備ルーバー(C)：60×60×60 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 点検口 | 床用：アルミダイキャスト<br>壁用：鋼板 t=1.6 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 手摺 | 鋼製 | 一式 | 下地調製の上、再塗装とする。 |

**オ　外構改修工事**

**（ア）アスファルト工事**

カラーアスファルトは東ゲートや西ゲートから正面広場へのメイン通路を更新すること。通常のアスファルトは、痛んでいる部分の修繕とする。ただし、電線管（ハンドホールを含む）、ガス管、給水管（バルブ類を含む）および排水管（排水桝を含む）等の更新に伴い掘削が発生する箇所については、できるだけ溝状ではなく、見映え良く面的に見切りをとって広範囲を張り替えること。

雨水流出抑制のために既設で透水性舗装を採用している園路等については、既設のままとする。透水性舗装については、既設の雨水槽、新設する施設地下の雨水槽と合わせ、敷地全体で雨水貯留浸透量が足りていることを確認すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 東ゲートや西ゲートから正面広場へのメイン通路 | カラーアスファルト舗装 | 3,600 ㎡ | 既設同等で更新<br>下地は既設流用とする。 |
| 外構全体 | アスファルト舗装 | 約 500 ㎡ | 歩行・走行に支障をきたすような箇所を応急措置的に修繕する。 |

**（イ）石貼り・タイル工事**

下記の破損部位を修繕すること。破損状況は「別紙 13　外構破損箇所リスト」を参照のこと。また、下記改修数量に加え、電線管（ハンドホールを含む）、ガス管、給水管（バルブ類を含む）および排水管（排水桝を含む）等の更新に伴い掘削が発生する箇所を施設の美観を損なわないように更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 改修数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 中央広場石貼り | 花崗岩<br>※破損部位は「別紙 13　外構破損個所リスト」を参照。 | 計 204 ㎡ | 浮き、割れのある石貼りを撤去し、下地を調整した後に貼替え。 |
| 1 号館と 4 号館間搬入経路床 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 40 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、モルタル鏝押さえとする。 |
| 1 号館主催者控室南　通路床 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 1 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は 500mm 程度とする。 |
| 1 号館南屋外通路 | 花崗岩 | 12 ㎡ | 浮いている石貼りを撤去して貼替 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | え。 |
| 2 号館北側 1 階床 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 26 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は 500mm 程度とする。 |
| 3 号館 1 階床 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 29 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は 500mm 程度とする。 |
| 4 号館北側床 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 236 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は 500mm 程度とする。 |
| 4 号館北側アスファルト下地 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 70 ㎡ | 盛り土 100mm、地ならし、U 字溝 24m をレベルそろえのために交換、グレーチングは既設流用で運営期間中に支障が生じたら適宜更新 |
| 正面広場床タイル | 磁器質無釉タイル、円形パターン貼り | 1,370 ㎡ | 全て撤去の上貼替え。 |
| 正面広場床タイル目地 | 目地シール材は図面による | 388m | 全シール撤去の上、打ち替え |
| 正面広場沈下補修 | 磁器質無釉タイル 92×92×8.5 | 10 ㎡ | 既設タイル撤去の上、盛り土 50mm、地ならし後に貼替え |
| 北側周辺歩道タイル | 100 角タイル（ピアッツァ） | 4 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え |
| 北側周辺歩道タイル | 100 角タイル（ピアッツァ） | 24 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、2m×12m 貼替え |
| 正面広場排煙口前床 | 花崗岩 | 10 ㎡ | 石貼り凹みの部分を撤去して下地調製の上、貼替え |
| 西側歩道橋床タイル | 100 角タイル | 16 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え |
| 第３駐車場周辺床タイル | 100 角タイル | 6 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え |
| 4 号館西側搬入口 | 100 角タイル | 33 ㎡ | タイルひび割れ部撤去の上、貼替え |
| 白鳥ホール西側搬入口タイル下地調整 | コンクリート＋均しモルタル | 5 ㎡ | コンクリートはつり厚さ 20～30mm |

**（ウ）グレーチング工事**

位置は、「別紙 13　外構破損箇所リスト」を参照のこと。その他に毀損の激しい箇所がある場合は事業者の提案により更新すること。その他、事業期間中の劣化の進行に応じて、順次更新とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 中央広場グレーチング | W450×1,000 | 56 枚 | 既設同等で更新とする。盗難防止措置を行う。 |
| 正面広場北側車路グレーチング | W300×1,000 | 5 枚 | 同上 |
| 1 号館東側搬入ヤードグレーチング | W450×1,000 | 43 枚 | 同上 |
| 4 号館北側グレーチング | W450×1,000 | 24 枚 | 同上 |
| 4 号館西搬入ヤードグレーチング | W300×1,000 | 45 枚 | 同上 |

**（エ）雨水排水・湧水排水の経路変更に伴う対策**

現在、敷地内の雨水および湧水は排水設備設置義務免除を受けて 1 号館の東側より堀川に放流している。本事業に伴い敷地内の排水経路に変更が生じることから、排水設備設置義務免除許可に関する変更手続きを行うこと。変更手続きの際の水質検査も本事業に含む

ものとする。排水経路変更後も堀川へ排水する水質は、引き続き排水設備設置義務免除の許可基準を満たすものとするため、排水設備の清掃等により水質の許可基準を遵守すること。また、引き続き使用する既存の雨水槽・湧水槽は本事業にて清掃し、雨水排水経路のボックスカルバート及び雨水枡を更新すること。

なお、排水経路変更後の雨水及び湧水については、汚水排水量と合算して毎秒 0.008847 ㎥以内相当となる分を上下水道局と協議の上、下水道に排水することとし、超過する分は堀川へ適切に排水するよう排水設備および経路を計画すること。計画に際しては、上下水道局および緑政土木局と協議すること。

雨水排水・湧水排水については、工事期間中にも問題が発生しないよう、雨水処理は事業者の責で対応すること。

**（オ）敷地外屋根付歩廊、幕屋根付歩廊工事**

敷地西境界線より、日比野駅方面へ向かう歩行者用デッキと階段は既設のままとする。幕屋根付歩廊は、工事期間中適切に維持管理を行い、リニューアルオープン前に清掃を行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| SD | フタル酸樹脂エナメル塗 | 一式 | 既設のままとする。ただし、金物類は他の建具更新と同様にマスターキーを統一して更新すること。事業期間中で劣化の進行に応じて順次更新とする。 |

**（カ）外構雑工事**

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 1 号館東搬入ヤード<br>コンクリート製蓋 | 400×600 | 72 枚 | グレーチングに更新 |
| 4 号館北側 U 字溝 | コンクリート製 | 24m | U字溝撤去更新 |
| 監視室西側縁石 | 120×120×600 | 8 個 | 既設同等で更新 |
| 正面広場西側カーバリヤー | キャスター付 | 5 台 | 同上 |
| 路面表示 | トラフィックペイント(W=150) | 一式 | 同上 |
| 車止め | コンクリート製駐車場ブロック | 一式 | 同上 |
| 正面広場排煙口(1)～(5) | 鋼製面格子□21×21@100 | 48 ㎡ | 既設同等で更新 |
| 4 号館西の搬入ヤード U 字溝 | コンクリート製 | 45m | U字溝撤去更新 |
| 西側歩道橋、階段等塗装 | SOP | 112 ㎡ | 下地調整の上、再塗装 |
| オアシス広場ベンチ | ベンチ A（トリゴンベンチ）×1<br>座部木製、支柱部鋳造アルミ製<br>L2,200×D700<br>ベンチ A-2（ブガベンチ）×1<br>座部木製、支柱部鋳造アルミ製<br>L2,000×D650<br>ベンチ A-3（シティベンチ）×1<br>座部木製、支柱部鋳造アルミ製<br>L2,200×D550<br>自然石ベンチ×4<br>座部桧一等 1,500×120×80×3 枚 | 一式 | 既設と同数で更新とする。仕様及び設置場所は市との協議による。 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| | 脚部花崗岩 W300×D370×H420 | | |
| オアシス広場屋根付ベンチ1 | L=2m（木製ベンチ×2、テーブル×1）×2 組、テント屋根×2 | 一式 | 同上 |
| オアシス広場シェルターベンチ | 柱 P89×t2.8 h=2,900<br>梁 □-60×60×t3.2 L=1,300~1,500<br>キャンバス屋根<br>椅子　木製 t=60　OS 拭き | 8 組 | 同上 |
| フィットネス遊具 | 座板　桧小径木 L500×D50×t40×8 枚×3 組<br>腹筋用手摺φ34×t3.2 鋼管 SGP<br>脚部φ76.3×t4.2 鋼管 SGP | 1 台 | 同上 |
| 創造の柱<br>（南広場モニュメント） | 鋼管製 | 5 本 | 下地調製の上再塗装とする。上部で溶接の痛んでいる箇所は補強すること。 |
| 車椅子使用者用駐車スペース表示 | 路面表示、案内板等 | 一式 | 全館で 12 箇所以上の駐車スペースを適切な位置に設けること。<br>車体用スペースと乗降用スペースの床面表示、身障者シンボルマークの案内板等 |
| 騎馬像 | 銅像：鉄骨造 FRP 製、L7.5m×W3.5m×H8.5m<br>台座：鉄骨造大理石貼り、L7.0m×W3.0m×H2.0m | 一式 | 既設のままとし、事業期間中の補修については市が所掌する。建設業務期間中は騎馬像に損傷を与えないよう適切に養生すること。 |
| 水景施設（モニュメント共）<br>（熱田記念橋北） | ステンレス製 | 一式 | 撤去とする |

**（キ）移設モニュメント周辺整備**

名古屋市久屋大通公園内に設置されていた既存の姉妹友好都市モニュメント 3 点（現在は別敷地に保管）が本敷地（2 号館東側）へ移設予定である。具体的な移設箇所（設置箇所については、搬入業務等の運営に支障がないよう配慮すること）及びモニュメントのレイアウトは事業者にて案を作成して市と協議のうえ決定するものとし、設置されるモニュメントに合わせた仕上げ・設えにてモニュメント周りを整備すること。移設工事（基礎及び台座整備を含む）は本事業には含まれないが、その時期や方法について、移設工事事業者と協議・調整すること。また、設置に先行して、本事業の工事期間中に別事業者が当該モニュメントを本敷地に仮置きする場合は、搬入の時期・場所等について協議・調整すること。また、本事業期間中に、移設に伴う除幕式等が行われる場合は、協力を行うこと。なお、移設対象のモニュメントの概要は「別紙 14　移設対象の姉妹友好都市モニュメント概要」に示すとおりである。

**（ク）植栽工事**

工事期間中、アコウの木以外は保守対象外とするが、開館準備期間に手入れをし、リニューアルオープン時に相応しい状態とすること。また、5 号館(仮称)の新設に伴い、減少する緑地面積を補填し、緑化率の最低限度(商業地域で 10%＋5%)を確保すること。南側オアシス広場の既設インターロッキングや水路は撤去し、芝生とすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 緑地部分地表面 | 約 35,000 ㎡ | 一式 | 工事期間中は保守対象外とする。維持管理期間は植栽管理業務を参照のこと。 |
| 緑地部分樹木類 | 同上 | 一式 | 同上 |
| 芝生部分 | 約 7,300 ㎡ | 一式 | 同上 |
| アコウの木<br>（オアシス広場） | 樹齢 150 年<br>樹高 9.5m、根本周 6.6m | 一本 | 枯れ枝の剪定、冬期の養生、自動灌水装置の設置、植栽基盤を南側に広げ、土壌改良などの植栽基盤全体整備を行うこと。 |
| オアシス広場 | インターロッキング<br>アコウの木を中心とした半径約 32m の円と通路部分で合計約 3,850 ㎡ | 一式 | 水路及びインターロッキング（デザインマンホールを含む）<br>を撤去の上、芝生貼りとする。<br>芝生貼りとする範囲は、既設の芝も含め、「別紙 10 改修基本計画図の配置図に示す。 |

**カ　アスベスト改修工事**

石綿含有建材（石綿を重量で 0.1%を超えて含有する石綿・岩綿その他の吹付け材、保温材及び成形板等の建材）の処理は他の工事に先立って行うこと。

施工に当たり、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働基準衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等を遵守すること。

また、石綿粉じんの飛散による大気汚染の防止を図るとともに、作業従事者を始めとする工事関係者及び第三者の健康、安全を確保し、処理工事後の石綿汚染を防止すること。廃棄物の収集、運搬及び処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適切に行うこと。

下表の部位の吹付塗材にはアスベストが含まれているので、適切に処理すること。原則として既存塗膜の劣化部は除去し、アスベスト含有のない既設同等の塗膜を施工すること。塗膜に問題の無い場合は洗浄の上、ひび割れ部を処理してトップコートを再塗装する。

鉄骨の耐火被覆に関しては、アスベストを含有していないことを確認済みである。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| **■1 号館** | | | |
| 地下 1 階ホール(1) | 合成樹脂エマルジョン系複層模様吹付材 | 69 ㎡ | 劣化部の除去、ひび割れ部処理、トップコートは公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（本表において以下、「共通仕様」という。）による。 |
| 地下 1 階 EV ホール | 同上 | 36 ㎡ | 同上 |
| 地下 1 階踏込 | 同上 | 7.5 ㎡ | 同上 |
| 1 階ピロティ軒天井 | 同上 | 1,068.5 ㎡ | 同上 |
| 屋上機械置場 | 同上 | 367 ㎡ | 同上 |
| 階段室(3) | 同上 | 432 ㎡ | 同上 |
| **■2 号館** | | | |
| 1 階ピロティ軒天井 | 合成樹脂エマルジョン系複層 | 1,160.8 ㎡ | 劣化部の除去、クラック |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| | 模様吹付材 | | 処理、トップコートは共通仕様による。 |
| 屋上トップライト周囲の立ち上がり壁 | 同上 | 150 ㎡ | 同上 |
| **■4 号館** | | | |
| 地下 1 階外壁 | 合成樹脂エマルジョン系複層模様吹付材 | 216 ㎡ | 劣化部の除去、クラック処理、トップコートは共通仕様による。 |
| 1 階ピロティ軒天井 | 同上 | 5,31.8 ㎡ | 同上 |
| 1 階搬入口天井 | 同上 | 50 ㎡ | 同上 |
| 3 階中庭上部の壁 | 同上 | 328 ㎡ | 同上 |
| 屋上機械置場周辺 | 同上 | 170.2 ㎡ | 同上 |

**キ　内装改修工事**

「別紙 12　内装改修工事に関する要求水準（別紙）」の室及び部位の床・天井・壁・巾木等の更新及び修繕を行うこと。

アトリウム、ロビー、一部トイレその他の石貼り仕上げについては既設流用とする。ただし、昇降機設備更新に伴い、ハツリが発生する場合は更新すること。

天井については、既設照明器具を LED への変更することに伴い、ボードから更新するものとする。原則として軽鉄下地は既設流用とするが、設備機器の更新のために撤去が必要となる場合は撤去更新とする。

内装改修工事の詳細な要求水準は、「別紙 12　内装改修工事に関する要求水準（別紙）」に示す。また、ユニバーサルデザイン対応については、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目」に従い改修すること。

**ク　建具改修工事**

特記なき限り、既設同等で更新することとし、マスターキーを設定すること。楽屋、控室などの鍵は、貸し出しした際のキーコピー防止のため、カードキーとすること。カードキーにする建具は、電気工事の防犯・入退室管理設備参照のこと。

サインのついている建具は、サインも復元すること。

すべての建具の押棒及びレバーハンドルは抗菌仕様とすること。

防火設備については、閉鎖又は作動に際して、当該特定防火設備または防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

建具枠周りの内装の更新がない場合は、枠の撤去再設置に伴い、枠周りの既設内装に馴染ませる範囲で内装の道連れ工事を行うこと。

なお、建具は原則として枠ごと既設同等で更新とするが、調査により問題がないことを確認できた場合は、再塗装やクリーニングなど意匠上の対策を講じることで、既設流用も可とする。ただし、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新・修繕等を行うこと。また、既存流用した場合においても、シャッターの駆動部は更新し、マスターキーやカードキーの鍵更新及び鍵更新に伴う改修についても行うこと。

自動ドア等弱電の配管配線および 2 次側の電源配管配線についても建築工事に伴い更新すること。

| 種類 | 建具記号 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項)・備考 |
|---|---|---|---|
| **■1 号館** | | | |
| ステンレスドア | STD | 一式 | 嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。扉部は原則として既設同等で更新すること。STD18(1 号館 7 階展望レストラン)、STD20( 7 階パントリー)、STD22( 7 階厨房)は、室用途変更の提案により事業者の任意とする。 |
| ステンレス窓 | STW | 一式 | 嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。扉部は原則として既設同等で更新すること。※STW3（1 号館 7 階展望レストラン）は、用途変更提案の場合は事業者の任意とする。 |
| アトリウムエレベータシャフトカーテンウォール | 既設網入透明ガラス t6.8(曲面) | 一式 | 既設同等でシールの打ち替えをすること。 |
| スチールドア | SD | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スチール格子 | SG | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スチール窓 | SW | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 軽量スチールドア | LSD | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし LSD4(身障者便所（改修後はバリアフリートイレ）の扉)は、名古屋市「福祉都市環境整備指針」に準拠した自動扉とすること。 |
| 軽量スチール窓 | LSW | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| アルミドア | AD | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| アルミ格子 | AG | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| アルミ窓 | AW | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| ガラスブロック嵌め殺し窓 | AW | 一式 | 既設のままとする。 |
| カーテンウォール | 記号なし | 一式 | 嵌め殺し部は既設のままとし、ガラス目地シールの更新、フッ素樹脂再塗装を行うこと。可動部は原則として既設同等で更新 |
| 木製ドア | WD | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし内装を更新しない 2 階貴賓室の WD2、前室(1)の WD1a、WD1、前室(2)の WD4×2 は既設のままとする。 |
| 木製格子 | WG | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 可動間仕切 | PD | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 可動間仕切 | PD3～4 | 一式 | 1 号館の 3 階と 4 階の既設可動間仕切をレール共に撤去し、既設で半固定状態となっていた位置に、建築工事で固定間仕切りを設けること。改修後は、131＋132 と、133＋134、141＋142 の 3 室となる。会議室の天井高は既設同等とするが、廊下の天井高は適切な高さに変更すること。 |
| 可動間仕切 | PD5 | 一式 | 1 号館 4 階レセプションホールの可動間仕切は原則として既設同等で更新すること。既設と同等以上の遮音性能が得られれば、分割方法は任意とする。 |
| ステンレスシャッター | STL | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スチールシャッター | SS | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし危害防止装置付とすること。 |
| 玄関庇トップライト | 網入ガラス<br>ステンレス枠 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、性能や意匠性が既設同等であれば、トップライトの形状を変更することを可とする。 |
| アトリウムトップラ | アルミサッシュ： | 一式 | 既設同等で遠隔電動開閉操作器と共に更新するこ |

| 種類 | 建具記号 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項)・備考 |
|---|---|---|---|
| イト | 外倒し開閉窓と嵌め殺し窓 | | と。 |
| ブロンズドア | BD1～4<br>(BD3 のみ防弾ガラス入) | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、内装を更新しない 2 階貴賓室の BD3×2、BD4 は既設のままとする。 |
| ブロンズ窓 | BW1～2<br>（BW1のみ防弾ガラス入） | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、内装を更新しない 2 階貴賓室の BW1×4 は既設のままとする。 |
| **■2 号館～4 号館** | | | |
| 嵌め殺しカーテンウォール | SC | 一式 | SC15 を除き、嵌め殺し部は既設のままとし、ガラス目地シールの更新、フッ素樹脂再塗装を行うこと。可動部は原則として既設同等で更新とするが、意匠性を損なわなければ、カバー工法も可とする。 |
| エレベーターシャフト嵌め殺しカーテンウォール | SC15 | 一式 | 既設同等でシールの打ち替えをすること。<br>枠はフッ素樹脂再塗装とする。 |
| ステンレスドア | STD | 一式 | 嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。ヘアライン及び鏡面仕上は既設のままとし、フッ素樹脂塗装部は再塗装とする。扉部は原則として既設同等で更新すること。 |
| 連絡通路トップライト | 排煙トップライト(ピラミッド型)網入ガラス t=6.8 | 一式 | 既設同等で遠隔操作器と共に更新すること。 |
| スチールドア | SD | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スチール格子 | SG | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スチール窓 | SW | 一式 | 嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。扉及び窓部は原則として既設同等で更新すること。 |
| 軽量スチールドア | LSD | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし身障者便所（改修後はバリアフリートイレ）の扉は、名古屋市福祉都市環境整備指針に準拠した自動扉とすること。 |
| アルミドア | AD | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| アルミ窓 | AW | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 可動間仕切 | PD | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| アルミガラリ | AG | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スチールシャッター | SS | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし危害防止装置付とすること。 |
| ステンレスシャッター | STL | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

**ケ　カーテン・ブラインド・暗幕・ケースメント**

特記なき限り、既設同等で更新とする。仕様及び数量は主要なもののみを下表に示すが、その他のカーテン・ブラインド・ケースメント等で現地にあるものは原則として更新すること。

天井の改修に伴い、それぞれのボックス類については原則として更新すること。

電動のものは、弱電の配管配線および 2 次側の電源配管配線についても更新すること。

■手動式

| 場所 | 室名 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 号館<br>B2 階 | 第 2 リハーサル室 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 1 号館<br>B1 階 | 第 1 リハーサル室 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 1 号館<br>1 階 | 防災センター | ブラインド | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 主催者控室 | ブラインド | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 管理事務室 | カーテン＋ブラインド | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 打ち合わせ室×2 | カーテン＋ブラインド | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 受付控室 | ドレープカーテン | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 1 号館<br>2 階 | センチュリーホールホワイエ | ドレープケーススメント<br>(固定式) | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |

■電動式

| 場所 | 室名 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|---|
| 1 号館<br>2 階 | 特別応接室 A | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 特別応接室 B | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 特別応接室 C | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 控室 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 1 号館<br>7 階 | 展望レストランパステル | ロールスクリーンケーススメント | 一式 | 室の用途変更により、何らかの遮光機能のあるものを適宜提案すること |
| 2 号館<br>1 階 | 会議室 | ブラインド<br>ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 213 | ブラインド<br>ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | ロビー | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 2 号館<br>2 階 | 221 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 222 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 223 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 224 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 225 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | ラウンジ南 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | ラウンジ北 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 2-1 通路 | ブラインド | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 4-1 通路 | ブラインド | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 2 号館<br>3 階 | 231 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 232 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 233 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 234 | ブラインド、暗幕<br>ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | ラウンジ南 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | ラウンジ北 | ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 4-3 通路 | 暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 3-2 通路 | 暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 2-1 通路 | 暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 4-1 通路 | 暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 3 号館<br>3 階 | 国際会議室 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| 4 号館<br>3 階 | 431 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 432 | 暗幕、ケーススメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 433 | ブラインド、暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |

| 場所 | 室名 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|---|
| | 434 | ブラインド、暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 435 | ブラインド、暗幕 | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 436 | ブラインド、暗幕<br>ケースメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 437 | ブラインド、暗幕<br>ケースメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |
| | 438 | ブラインド、暗幕<br>ケースメント | 一式 | 原則として既設同等で更新。 |

### コ　バトン・スクリーン

特記なき限り、既設同等で更新とする。

天井の改修に伴い、それぞれのボックス類については原則として更新すること。

弱電の配管配線および2次側の電源配管配線についても更新すること。

| 場所 | 既設 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 1号館<br>3階・4階バトン | 電動バトン　吊荷重 15kg<br>ストローク 4m | 4 | 既設同等で更新 |
| 2号館　1～3階<br>電動映写スクリーン | 電動映写スクリーン<br>150インチ W3,048×H2,286<br>上黒 800 | 12 | 既設同等で更新<br>ただし、212展示室のスクリーンは天井面にスクリーン上端を設置して下端が許される範囲で大きくとること。 |
| 2号館　1～3階<br>電動バトン | 電動バトン　吊荷重 150kg<br>ストローク 4m　W6,000 | 13 | 既設同等で更新 |
| 2号館　1～3階<br>制御盤 | SPCC 壁付型 | 12 | 既設同等で更新 |
| 2号館　1階<br>電動バトン | 電動バトン　吊荷重 150kg<br>ストローク 4m　W4,500 | 1 | 既設同等で更新 |
| 4号館　3階<br>電動映写スクリーン | 電動映写スクリーン<br>150インチ　W3,048×H2,286<br>上黒 800 | 3 | 既設同等で更新 |
| 4号館　3階<br>電動バトン | 電動バトン　吊荷重 150kg<br>ストローク 4m　W6,000 | 3 | 既設同等で更新 |
| 4号館　3階<br>制御盤 | SPCC 壁付型 | 3 | 既設同等で更新 |

### サ　椅子工事

| 場所 | 既設 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| センチュリーホール | 劇場型平織布地貼り椅子<br>A タイプ：スタンダード型<br>W500×H870<br>24 脚<br>B タイプ：ハイバック型<br>W480～500×H975～995<br>テーブル高さ 685<br>694 脚(内 38 脚は移動式)<br>C タイプ：背倒れ式スタンダード型<br>W480～500×H870<br>テーブル高さ 650 | 一式 | 既設と同等もしくは背倒れ式に代えて、小テーブル(背面収納式または肘掛け収納式)付の椅子で更新すること。既設フレームを流用とすることも可とする。背倒れ式、背面収納式の場合は既設と同数以上、肘掛け収納式とする場合は1階席全席にテーブルを確保すること。2階席、3階席のテーブルは任意とし、手摺または背もたれへの手掛け設置等利用者の安全に配慮すること。<br>数量は2階席と3階席の横通路の改修 |

| 場所 | 既設 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | 154 脚(内 64 脚は移動式)<br>D タイプ : 背倒れ式ハイバック型<br>W480～500×H975～995<br>テーブル高さ 600～658<br>638 脚(内 8 脚は移動式)<br>E タイプ : ハイバック型(2,3 階)<br>W480×H1,050<br>1,492 脚<br>計 3,002 脚<br>上記 A～E タイプの内マッシュルーム脚付　計 542 脚 | | に伴い、提案により変更する席数とする。横通路の改修については法令対応工事を参照のこと。<br>既設椅子と同等の吸音力となるように製作すること。既設椅子 20 脚と、更新する椅子のサンプル 20 脚を残響室法吸音力測定法により計測し、ほぼ同等であることを確認すること（仕上げ、設備、椅子等を含めたホール全体として音響性能がほぼ同程度になるよう改修すること）。 |
| イベントホール | 電動式移動観覧席<br>W30,850×11 段<br>一人分間口 500<br>席数 480 席×2 ブロック<br>客席用連結椅子<br>　背 : T12 成形合板ウレタンフォーム入り張り包み<br>　座 : スプリング張りウレタンフォーム入り張り包み<br>　肘 : ウレタン発泡成形品<br>背・座・肘連動スプリングレス自動折りたたみ式 | 一式 | 床仕上げを含む客席椅子部分を全て既設同等で更新すること。<br>電動機構は制御部分及びモーター等の駆動部分を更新すること。既設フレームを流用することは可とする。<br>11 段全てではなく、部分的に出して使えるようにすることが望ましい。部分仕様の段数は任意とする。 |

**シ　サインエ事**

サインは、平成 28 年に更新されているマルーン色のものは原則として既設のままとし、竣工時の古いサインはトイレのピクトグラムも含めて更新すること。ただし、新しいものでも全館案内（1 号館～4 号館まで全ての棟を表示しているもの）については、今回増築される 5 号館（仮称）と改築される第 4 立体駐車場（仮称）を加えた案内に更新すること。更新に際しては、平成 28 年に更新されたサインのデザイン（視認性、機能性、役割等の特徴およびそこに至る考え方）を踏襲すること。

内照式サインについては、弱電の配管配線および 2 次側の電源配管配線についても建築工事に伴い更新すること。

| 場所 | 既設 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 1 号館サイン | メインサイン<br>サブサイン<br>施設誘導サイン<br>案内サイン<br>案内サイン（舞台系フロア案内）<br>ＥＶ内案内板<br>移動型案内板（大）<br>移動型案内板（中）<br>移動型案内板（小）<br>室名札<br>箱文字室名表示<br>センチュリーホール客席案内板<br>避難経路図<br>ピクトグラム | 一式 | 材料は既設同等、デザインは平成 28 年更新のものを踏襲して更新する。デザイン踏襲に必要な既存サインの集約、変更等も適宜行うこと。<br>3 階と 4 階の会議室は、移動間仕切りの固定化により、131～135 が 3 室に、141～143 が 2 室になるので、適宜番号を振り直すこと。<br>全館案内には 5 号館（仮称）と第 4 立体駐車場（仮称）を反映させること。<br>内照式のサインは、枠ごと更 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ピクトグラム（トイレ入口表示系）<br>誘導案内表示設備（1 号館 3 階）<br>建物表札<br>号館表示<br>北側車進入口の施設名称サイン<br>：3 角形の自立式(大×1、小×1)<br>階数表示<br>位置数量は既設図及び現場で確認のこと。<br>上記数量と不整合の場合は現状を優先する。 | | 新すること。<br>アトリウム入口正面のメインサインは、モニター周りが手狭になり、利用しづらいとの意見がある。設置場所の移設の是非も含めて、電気工事のデジタルサイネージと共に、事業者の任意とする。 |
| 2～4 号館及び第 4 駐車場サイン | サブサイン<br>施設誘導サイン(内照式)<br>案内サイン<br>ＥＶ内案内板<br>室名札<br>箱文字室名表示<br>避難経路図<br>ピクトグラム<br>ピクトグラム（内照式）<br>EV ホール、駐車場案内等<br>駐車場表示<br>スタンド式(置型)<br>避難経路図、火気厳禁等<br>号館表示<br>位置数量は既設図及び現場で確認のこと。<br>上記数量と不整合の場合は現状を優先する。 | 一式 | 材料は既設同等、デザインは平成 28 年更新のものを踏襲して更新する。デザイン踏襲に必要な既存サインの集約、変更等も適宜行うこと。<br>全館案内には 5 号館（仮称）と第 4 立体駐車場（仮称）を反映させること。<br>内照式のサインは、枠ごと更新すること。 |
| 平成 28 年設置の全館案内サイン | 1 号館～4 号館の H28 年度設置のサインの内、全館案内（マルーン色のもの）もしくは 5 号館や新立体駐車場に関わる部分<br>位置数量は既設図で確認のこと<br>図面と不整合の場合は現状を優先する | 一式 | 既設同等の材料及びデザインにより、既設 1 号館～4 号館に 5 号館（仮称）、第 4 立体駐車場（仮称）を加えた案内とする。 |
| 外構サイン | 電照式車路誘導表示<br>表示室案内板<br>消防活動空地表示<br>案内サインモニュメント等説明板<br>（アコウの木、騎馬像、創造の柱、白鳥美術陶板） | 一式 | 既設同等で更新。 |
| 公共交通機関サイン | 現指定管理者が設置した日比野駅から国際会議場までの誘導サイン | 一式 | 既設同等で更新。 |

**ス　造作家具**

造作家具の修繕または更新については「別紙 12　内装改修工事に関する要求水準（別紙）」で、造作家具の設置されている各室を参照のこと。

**セ　法令対応工事**

**（ア）特定天井耐震化工事**

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| センチュリーホール天井 | 錬付け不燃板＋PB12.5×2＋軽鉄下地＋照明器具<br>単位質量：前部 25.4 kg/㎡<br>後部：15.5 kg/㎡<br>吊ボルト長さ：6～14m程度 | 1,024 ㎡ | 既設の吊天井を撤去し、準構造直張りにより吊天井ではない構造にして、特定天井の告示 771 号の対象外とすること。（落下防止措置工法を除く）<br>音響性能が変わらない様に、天井形状及び天井面材の面密度は既設と同じと |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | | | すること。下地を含めた天井の重量が既設より増える場合は、躯体に影響のないことを確認すること。<br>天井に設置されている設備類(照明器具、制気口、スプリンクラーヘッド、スピーカ等)は、原則として天井材とは別に落下防止対策を取ること。ただし、天井支持用の準構造材に、それらの設備類も保持しうる耐力を持たせる場合は、支持元を共有しても良いものとする。<br>改修前後の残響時間周波数特性と空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、ほとんど変化していないことを確認すること。 |
| イベントホール天井 | C100×50×20×t1.6 格子組にエキスパンドメタル張り<br>吊ボルト長さ：4m程度 | 1,920 ㎡ | 既設の吊天井を撤去し、準構造直張りにより吊天井ではない構造にすること。C 型鋼にエキスパンドメタルを張る構成は、既設を踏襲する。ただし、新たに設ける天井の高さは既設より 6m 程度下げること。<br>また、照明バトン、道具バトン、ライトブリッジ等の舞台機構は、原則として同じ水平位置に再取付するが、収納時の高さは改修後の天井高に合わせること。<br>改修後の室の残響時間が、用途別推奨残響曲線における 2 種のコンサートホール（Knudsen-Harris と Bagenal-Wood）の中間となるよう、固定天井(エキスパンドメタル)の裏側にグラスウール等の吸音材を敷設すること。<br>必要な吸音力を天井面だけではなく、内装壁にも分散しフラッターエコーの防止を図ること。<br>改修前後の残響時間周波数特性及び空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、改修後に目標値を達成したことを確認すること。 |
| 白鳥ホール天井 | PB12.5+岩綿吸音板 12+照明ボックス<br>単位質量：36 kg/㎡<br>吊ボルト長さ：2.45m程度 | 1,183 ㎡ | 準構造直張りとする工法及び設備類の落下防止対策についてはセンチュリーホールに同じ。<br>間接照明の照明ボックスはできるだけ既設の意匠を踏襲するが、吊下げではなく、天井と同じ準構造材に緊結すること。<br>改修前後の残響時間周波数特性と空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、ほとんど変化していないことを確認すること。 |
| 国際会議室天井 | PB15+繊維強化板 8.0（一部岩綿吸音板）+軽鉄下地+照明器具+照明ボックス<br>単位質量：23.1 kg/㎡<br>吊ボルト長さ：2.2m及び 1.5m | 511 ㎡ | 準構造直張りとする工法及び設備類の落下防止対策についてはセンチュリーホールに同じ。<br>天井の形状は変更して良いが、国際会議場としての品格があるデザインとし、高さは既設をほぼ踏襲すること。内装の |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | | | 変更提案に合わせた形状とする。変更後も音響性能が変わらないようにすること。<br>下地を含めた天井の重量が既設より増える場合は、躯体に影響のないことを確認すること。<br>天井に設置されている設備類(照明器具、制気口、スポリンクラーヘッド、スピーカ等)は、原則として天井材とは別に落下防止対策を取ること。ただし、天井支持用の準構造材に、それらの設備類も保持しうる耐力を持たせる場合は、支持元を共有しても良いものとする。<br>改修前後の残響時間周波数特性及び空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、改修後に目標値を達成したことを確認すること。 |
| レセプションホール天井 | アルミパネル 2.0+軽鉄下地+照明器具+照明ボックス<br>単位質量：25.2 kg/㎡<br>吊ボルト長さ：1.34m程度 | 647 ㎡ | 準構造直張りとする工法及び設備類の落下防止対策についてはセンチュリーホールに同じ。<br>格子天井としての意匠は踏襲するが、照明器具は必ずしも同様のデザインではなくても良い。会議場としての品格と、バンケットとしての華やかさを両立させるデザインを提案すること。<br>既設と同じようなシャンデリアを用いる場合は、落下防止対策を徹底すること。<br>改修前後の残響時間周波数特性及び空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、改修後に目標値を達成したことを確認すること。 |
| 1 号館騎馬像上部軒天井 | ケイ酸カルシウム板 t8<br>EP 塗装＋軽鉄下地<br>押出成形アルミルーバー<br>アルミボーダーパネル | 708 ㎡ | 既設のアルミルーバー、ボード天状、軽鉄下地、ボーダーパネルを撤去し、告示第 771 号の仕様ルートもしくは計算ルートにて強度を確認した構造による耐震天井とすること。<br>また、吊天井ではなく、準構造材に天井面材を直張りする方法で、特定天井ではなくしてしまう工法も可とする。その場合は、準構造下地材の重量が、躯体に影響を与えないように考慮すること。<br>アルミルーバーは天井下地材に緊結すること。<br>照明器具は落下防止措置を行うこと。<br>騎馬像に関して事業期間中に市が必要な調査並びに補修を行う場合、協力すること。 |
| 3 号館ピロティ軒天井 | ケイ酸カルシウム板 t8<br>EP 塗装＋軽鉄下地<br>押出成形アルミルーバー<br>アルミボーダーパネル | 1,328 ㎡ | 1 号館騎馬像上部軒天井に同じ。 |
| 3 号館渡り廊下軒天井 | ケイ酸カルシウム板 t8<br>EP 塗装＋軽鉄下地 | 525 ㎡ | 1 号館騎馬像上部軒天井に同じ。 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | 押出成形アルミルーバー<br>アルミボーダーパネル | | |

センチュリーホール客席通路工事

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 2・3 階席　縦通路階段 | 2 階席蹴上 200～210<br>3 階席蹴上約 240 | 一式 | 既設縦通路階段を蹴上 18cm 以内、踏面 26cm 以上となるよう改修を行う。<br>構造的に問題のない範囲であれば、床スラブを縦通路幅で多少はつることは可とする。そのはつりにより、スラブが薄くなる場合は、補強すること。 |
| 2・3 階席　横通路 | 2 階席中通路と最前列とのレベル差 3,700<br>3 階席中通路と最前列とのレベル差 5,000 | 一式 | 横通路が、レベル差 3m 以内に 1 本となるように、既設の横通路を前方に移動する。ただし、できるだけ客席数を減らさなくてすむ提案とすること。全体で 2900 席以上を確保すること。また、既設のサイトラインをできるだけ崩さないようにすること。 |

**ソ　改善工事**

1 号館仮設スロープの本設、2 号館クローク拡張、3 号館地下 1 階床割れ対策及び 3 号館国際会議室改修工事、イベントホール改修工事、電話コーナーの内容は、以下の通りとする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| アトリウム 1 階仮設スロープ<br>（センチュリーホール 1 階席中通路への移動用） | 高低差：600<br>幅：910<br>長さ：約 7,280<br>アルミ製 | 一式 | 既設では階段 15 に仮設で設置されているスロープを不燃材で本設とする。勾配は 1/12 以下とすること。アトリウム内の意匠性を考慮し、周囲の意匠性と馴染む仕上げを提案すること。 |
| 1 号館南 1 階ピロティ(7) | | 一式 | アプローチの段差を解消すること。 |
| 1 号館 7 階 | 電話コーナー、男子用トイレ | 一式 | 既設の電話コーナーと男子用トイレの一部を使用してバリアフリートイレを設置する。バリアフリートイレは車いすで回転できるスペース（直径 150cm の円が内接できる程度）を確保する。便房の広さは、内法寸法 200cm×200cm 以上を標準とし、出入口の有効幅員は 90cm 以上とする。 |
| 2 号館クローク | 面積約 45 ㎡<br>軽量鉄骨下地ボード張りの間仕切り壁約 40 ㎡<br>建具 2 箇所、電話台、カウンター付 | 一式 | ロビーに面する間仕切り壁を撤去し、約 3m ロビー側に寄せた位置に新たに間仕切り壁を設けること。仕上げは既設同等とする。<br>カウンターは既設同等の大きさとする。電話台は不要。<br>カウンターとクロークの間仕切り壁には既設と同等の建具 2 箇所を設けること。<br>天井と床の仕上げは、クロークの面積拡張に伴い、ロビーの仕上げからクロークの仕上げに変更すること。 |
| 3 号館地下 1 階床 | レストランホール<br>RC＋ビニルシート<br>約 680 ㎡<br>ロビー(2)<br>RC＋ビニルシート<br>約 33 ㎡<br>階段室(7) | 一式 | 湧水もしくは土圧等でスラブに膨らみの原因を特定するために、サンクンガーデンの地中梁に面する部分の掘削調査等を行うこと。<br>膨らみ部分のスラブを撤去し、発生している現状を、原因を取り除いて平滑に打ち直すこと。 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | RC+ビニルシート<br>約 28 ㎡ | | 基礎梁の転び防止のために鉄骨梁などを追加する場合は、作業に必要な床部分に開口を設け、鉄骨梁やジャッキを敷設した後に点検可能な蓋を設けること。<br>床仕上げは原則として既設同等とするが、地下 1 階の用途の変更に伴い新用途に適した変更を可とする。 |
| 3 号館国際会議室 | 国際会議室<br>床:カーペット 500 ㎡<br>壁:天然木化粧発泡板 650 ㎡<br>ハイビジョン制御室<br>床:ビニルシート約 50 ㎡<br>壁:有孔ボード（GW 充填）132 ㎡<br>天井:石膏ボード約 50 ㎡ | 一式 | 国際会議室とハイビジョン制御室の間のリアスクリーンを 2 面から大型（300 インチ以上）の 1 面に改修する。<br>会議室の内装は、国際会議室としての品格と、馬蹄形による正面性を踏襲しつつも、より使い勝手が良くなるような提案を評価する。<br>床のカーペットはフェルト敷きとせず、キャスター付の什器が移動しやすいタイルカーペットとする。ただし、国際会議室としての品格ある特注のタイルカーペットとする。柄、色等は市と協議し決定すること。 |
| イベントホールと 3 階 4 階会議室の間の遮音性能 | イベントホールで大音量の催事を行うと会議室エリアに音が漏れる | 一式 | 既設天井を約 6m 下げて張り替えることにより、天井裏の吸音力を増やし、4 階会議室側の壁に入力する音響エネルギーを減らすこと。<br>イベントホール内の会議室側の壁は、内装の改修に伴い浮き壁とすることで躯体に入力する音響加振力を減らすこと。<br>会議室側では、可動間仕切りを固定壁にするにあたり、廊下及び廊下天井裏の吸音力を増し、効果的な緩衝空間とすること。<br>会議室の天井は防振吊とし、防振ゴムと天井の面密度で決まる共振周波数を、50 Hz以下とすること。<br>これらの対策を総合し、既設の遮音性能より 500 Hzで 5dB 程度改善することを目標とする。遮音改善計画作成にあたり、既設の室間音圧レベル差の測定を行い、対策方法について市と協議すること。 |
| 電話コーナー | カウンター<br>（公衆<br>電話は撤去済） | 一式 | 既設の電話コーナーは携帯電話の充電コーナーとして整備すること。ただし、1 号館 7 階は除く。<br>（詳細は電気工事を参照のこと。） |
| センチュリーホール車椅子席 | 1 階席最後尾（31 列 5～19 番、44～58 番）の一般席 30 席を取り外して車椅子スペースを確保<br>中通路下手付近では主催者の任意で車椅子スペースとしている | 一式 | 1 階席最後部の既設の車椅子席から舞台が見づらいため、嵩上げするなどの方法によりサイトラインを改善すること。他の一般席が減少しない方法とし、かつ車椅子利用者に対し、できるだけ少ない介助者により利用ができる設えとすること。電動リフトも可とする。<br>中通路の下手付近では、一般席を外して車椅子スペースに変換できるようにすること。位置と席数は任意とする。<br>介助者用の座席は移動式も可とする。 |

### （３）電気設備に関する要求水準

#### ア　全体計画

#### （ア）共通事項

電気設備を全面更新（特記以外）とする。

電気設備のケーブルラック、受変電設備のバスダクト、照明設備、防犯・入退室管理設備、外灯設備、コンセント設備の配管・配線、及び特高受変電設備、幹線設備、外灯設備、コンセント設備の屋外埋設配管についても原則として更新とするが、調査により問題がないことを確認できた場合は、既設流用も可とする。ただし、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新等を行うこと。

#### （イ）33kV 受変電設備

33kV 受変電設備を全面更新すること。33kV 常用線・予備線についても更新すること。33kV 変圧器は、増築する 5 号館（仮称）及び改築する第 4 立体駐車場（仮称）への電源供給に対応できる容量での更新とすること。設備全体として、省エネ・不燃化を考慮した設備とし、更新場所は、原則として既存と同じ場所とすること。二次側電圧は、原則として 6.6kV とすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 33kV 受変電設備 | 閉鎖配電盤<br>真空遮断器<br>変圧器 4,000kVA（SF6 ガス自冷式） | 一式 | 既設同等で更新<br>遮断器はガス又は真空で更新とする。 |
| 6kV 受変電設備 | 閉鎖配電盤<br>真空遮断器<br>変圧器（モールド式） | 一式 | 既設同等で更新 |
| | | | |

#### （ウ）非常用発電機設備

非常用発電機設備を全面更新すること。施設全体の非常電源を 1 台の非常用発電機で供給することを検討し、その場合は原則として 5 号館（仮称）に設置すること。既存施設と 5 号館（仮称）の非常用発電機を分けることも可とする。

建築基準法・消防法に適合したもので、72 時間以上連続運転可能なものとする。1 台とする場合の発電機容量は、2,500kVA 以上とし、各棟に分散配置した場合の容量は、それぞれの棟の負荷設備に見合ったものとし、市と協議により決定すること。

非常用発電回路に接続する負荷は、既設建物の工事計画届出書に記載の負荷、既設の非常用発電回路コンセント・照明（保安用負荷）及び、下表を基本とし、その他必要に応じて追加すること。

なお、既存施設については防災負荷稼働時において、下表に記載の防災負荷の他に、保安照明や発電機回路コンセント等の電灯設備及び電気室の空調機等の動力設備にも供給できるようになっている。その考え方を踏襲し、新設施設も含め既存と同様に整備すること。また、火災時の避難に必要と考えられる照明・通信等の負荷は事業者の提案による。

非常用発電機用の燃料タンクは、災害時には自動ポンプにより給油できるようにすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 非常用発電機設備 | 発電機：<br>1,500kVA×1<br>750kVA×1<br>25kVA×1<br>エンジン(ガスタービン)<br>40 秒起動・消防認定品・長時間型 | 一式 | 発電機 2,500kVA 以上×1<br>(6.6kV)エンジン(ガスタービン)40 秒起動・消防認定品・72 時間以上連続運転可能、燃料は重油とする。<br>※単線結線などは既設と同等とする。既設発電機は撤去が望ましいが、維持管理・運営に支障がない場合に限り、残置も可とする。 |

| 負荷の用途 | 負荷の種類 | 負荷の内容 |
|---|---|---|
| 防災用負荷 | 排煙機、屋内消火栓ポンプ、屋外消火栓ポンプ、泡消火ポンプ、スプリンクラーポンプ、非常用エレベーター、非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、非常放送設備、直流電源装置 | 全数 |
| 発電機運転に必要な負荷 | 発電機室給排気ファン<br>発電機補機（燃料移送ポンプを含む。） | 全数 |
| 保安用負荷 | 設備全体 | 現在、非常用発電機負荷としているもの |
| | 照明 | ・「別紙 15　名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示した場所（以下、「被災者の受け入れ業務を行う場所」という。）および「別紙 31 発電機負荷対象とするトイレ位置図（以下、被災者等が利用するトイレという。）の全灯数の 1/2 以上<br>・「別紙08 諸室仕様リスト（5号館（仮称））」に示した場所の全灯数の1/2以上【5号館】<br>・展示室、会議室、控室の全灯数【5号館】 |
| | 換気設備 | ・被災者の受け入れ業務を行う場所およびトイレの全能力<br>・展示室、会議室、控室の全能力【5 号館】 |
| | 通信・連絡用機器 | 放送設備など必要なもの、電話、テレビ用などの一部 |
| | コンセント | ・被災者の受け入れ業務を行う場所の避難生活に必要なコンセント（電気炊飯器、コンロ、洗濯機、仮設電話、屋外照明用等に使用するもの）<br>・「別紙 08 諸室仕様リスト（5 号館（仮称））」に示した場所のコンセントの 1/2 以上【5 号館】 |
| | 給水・排水ポンプ | 全数 |
| | 衛生設備 | ・被災者等が利用するトイレ、被災者の受け入れ業務を行う場所内の衛生器具一式<br>・トイレ・湯沸室内の衛生器具一式【5 号館】 |
| | 空調設備 | ・被災者の受け入れ業務を行う場所の全能力<br>・展示室、会議室、控室の全能力【5 号館】 |

### （エ）太陽光発電設備

パワーコンディショナを更新すること。事業期間中に発電能力が著しく落ちた場合は名古屋市に報告すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 太陽光発電設備 | シリコン結晶式太陽電池<br>発電能力 30kW<br>接続箱、パワーコンディショナ<br>データ収集装置、日射計、気温計<br>避雷器、表示装置 | 一式 | パワーコンディショナを更新し、その他は既設のままとする。<br>(平成 22 年度設置) |

### （オ）直流電源設備

33kV 特別高圧、高圧受変電設備の操作用及び非常照明用として直流電源設備を更新すること。場所は特高電気室が望ましい。蓄電池は、原則としてメンテナンスフリーとすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 直流電源設備 | シール型鉛蓄電池(HS-E)900AH<br>整流器盤：三相全波整流方式<br>分岐盤<br>消防認定品 | 一式 | 33kV 特別高圧、高圧受変電設備の制御用及び非常照明用の蓄電池を更新する。特別高圧、受変電設備用と非常照明用は分離することが望ましい。シール型蓄電池とする。<br>非常照明用は､LED 化に伴い必要とする容量に変更することも可とする。蓄電池については、劣化状況により、事業期間中に適宜更新すること。 |

### （カ）仮設電源盤設備

仮設電源盤設備は、全面更新とすること。電源盤の配置は原則として既存の配置とするが、下表の改修参考仕様の位置に増設し、既設はコネクタの変更及び容量アップ等を行うこと。既設配線等については、配線及び配管等は更新すること。ケーブルラック等は原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 仮設電源盤設備 | 【センチュリーホール】<br>：舞台上手、下手 3φ3W×2<br>舞台上手奥 3φ4W<br>2 階席下手通路<br>【イベントホール】<br>：各控室 3φ4W×5、3φ3W×4<br>【白鳥ホール】<br>：室の 4 隅 3φ4W×4、3φ3W×4<br>1φ3W×4<br>中庭側屋外 1φ3W×1<br>【レセプションホール】<br>：第 2 室倉庫 3φ4W×1<br>【アトリウム】 | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし、ターミナルはカムロックに変更する。以下の箇所に電源盤を増設すること。<br>【センチュリーホール】<br>・上手側屋外に中継車用<br>カムロック 100V20kVA 程度<br>・1 階席中央の持込用 PA 席<br>30AC 型×4 程度<br>・1 階席後壁<br>30AC 型×3<br>・地下 1 階楽屋廊下<br>30AC 型×2　2 箇所 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | ：階段西、階段東 3φ4W×2<br>【会議室 1135】：3φ4W×1<br>アトリウム 2 階テラス】：3φ4W×1<br>【展示室】<br>：211、212　3φ3W×2、1φ3W×2<br>【3 号館ピロティ】<br>：1φ2W×1<br>※既設電源盤の配置は既設平面図による。 | | ・第 1 リハーサル室<br>30AC 型×2<br>【イベントホール】<br>・東西の壁<br>各 30AC 型×2<br>【1 号館 3 階・4 階ロビー】<br>各 30AC 型×5 程度<br>【2 号館 1 階・2 階・3 階ロビー】各 30AC 型×5 程度<br>【4 号館 3 階ロビー】<br>30AC 型×5 程度<br>以下の箇所の容量の変更及びコネクタの変更をすること。<br>【センチュリーホール】<br>・舞台上手・下手<br>100A→200A、60AC 型→30AC 型<br>・映写室<br>ツイスト型→C 型<br>既設 200V100A ブレーカよりカムロックの端子台を増設<br>・2 階席下手通路<br>既設 200V50A ブレーカよりカムロックの端子台を増設<br>2 階席最前列中央に 30AC 型×2 を移設 |

**（キ）接地設備**

接地設備は既設のままとし、事業期間中に接地抵抗の低下状況を定期的に確認して、性能が低下すれば更新とする。

**（ク）駐車場管制設備**

駐車場管制設備は、全面更新すること。第 4 立体駐車場（仮称）を建設し、駐車台数合計 940 台程度（バスを除いた台数）の管制が行える設備とする。入出庫の際にできるだけ滞留が起きないように車番認識システムを導入し、第 4 立体駐車場（仮称）には入出庫 4 ゲート以上、既存西ゲートには入出庫 2 ゲート、西側一般車両臨時出口には 1 ゲートを設けること。その際、1 時間単位の入出庫台数を記録できる性能を持たせること。車の入出庫を中心とした管制とし、ブロック別の満空表示が可能となる最新の設備とすること。配線等については、配線及び配管等は更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。事前精算機（高額紙幣対応）を導入し、利用者の動線と利便性の確保に配慮し適切な位置に設置すること。設置に当たっては、事前に市へ確認を行うこと。

第 4 立体駐車場（仮称）については、「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称））」を参照すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 駐車場管制設備<br>(西ゲート) | カーゲート装置×4<br>駐車券発行機×2 | 一式 | カーゲート装置×8 以上<br>（西ゲート×2、第 4 立体駐車場（仮称）×4、 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| (南ゲート) | 全自動精算機×2<br>カメラ×8、カメラ操作盤<br>カラーモニター×2<br>ループコイル、光センサー一式<br>満空表示灯、回転灯一式<br>※位置は既設図面による | | 西側一般車両臨時出口×1、1 号館東搬入ヤード出入口×1)<br>駐車券発行機×3 以上<br>全自動精算機(高額紙幣対応)×3<br>全自動精算機(高額紙幣非対応)×1(西側一般車両臨時出口)<br>パターンマッチングカメラ×6 以上、<br>トリガーセンサー×6 以上<br>事前精算機(高額紙幣対応)×4 以上（第 4 立体駐車場（仮称）2 台（1 階、2 階：広場から直接スロープで接続することを想定)<br>アトリウム 1 台、1 号館 B1F の EV ホール 1 台を想定)<br>信号機(第 1～第 3 駐車場出入口合流部)<br>各エリアの車輌台数検知機能（ループコイル）と満空表示灯（入口総合表示×2、エリア別表示×適宜）、回転警報灯、<br>監視盤（自立）、インターホン、管理 PC（ソフト共）一式 |

### （ケ）中央監視設備

中央監視設備は 5 号館（仮称）、第 4 立体駐車場（仮称）を含んだシステムとし、全面更新すること。空調設備の自動制御設備と一体とし、空調設備工事にて更新すること。配線等については、配線及び配管等は更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 電力監視装置 | 監視端末：インテル（R）Xeon(R)プロセッサー(1.9GHz)<br>19 インチモニター、A4 プリンター、電力監視用サーバーラック<br>機能：デマンド監視、アナログ上下限監視、機器選択制御、受電切替制御、力率制御、停電制御、復電制御 | 一式 | 既設同等の機能で自動制御設備と一体更新すること。<br>5 号館(仮称)、第 4 立体駐車場(仮称)も含めたシステムとすること。 |

### （コ）照明制御設備

照明制御設備は 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）を含んだシステムとし、全面更新すること。建物内や外構を含め全体を 1 か所で集中して制御できる設備とすること。配線等については、配線及び配管等は更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 照明制御設備 | 伝送ユニット(多重伝送方式)<br>パターングループ設定器<br>アドレス設定機<br>リレー制御用 T/U<br>盤面パターンスイッチ | 一式 | ネットワーク方式とする。<br>伝送ユニットは各棟の分電盤に分散させずに、集中管理ができるようにすること。<br>操作は防災センターの操作盤以外で |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | リモコンスイッチ<br>地図式スイッチ<br>全館の照明を遠方にてパターン制御し、現地スイッチと共用可能 | | も、構内 LAN により接続された端末で ID とパスワードにより管理できるものとする。<br>※制御パターンなどは既設と同等とする。 |

**（サ）監視カメラ設備**

監視カメラ設備は、全面更新すること。監視カメラ設備の配置は原則として既存の配置とするが、「別紙 16　監視カメラ増設位置図」を参照し増設すること。配線等については、配線及び配管等は更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

施設内外に設置する監視カメラ設備は、録画機能を有するものとする。

5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）の監視カメラについては、「別紙 08　諸室仕様リスト（5 号館（仮称））」、「別紙 17　設備備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称））」を参照すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 監視カメラ設備 | ITV 架：HDD レコーダ(500GB)<br>分配器、カメラコントローラ等<br>(設置場所)<br>警備員室、白鳥ホール調整室<br>センチュリーホール舞台下手<br>国際会議室<br>第 4 駐車場<br>イベントホール第 2 控室<br>1 号館 4 階パントリー<br>監視モニター：LCD 型モニター<br>(設置場所)<br>管理事務室、防災センター<br>警備員室<br>センチュリーホールクルー控室<br>白鳥ホールクルー控室<br>第 2 駐車場警備員詰所<br>屋内 ITV カメラ：<br>カラーCCD、ドーム型、固定型<br>回転ズーム型<br>屋外 ITV カラーカメラ：<br>カラーCCD、固定型、回転ズーム型 | 一式 | ネットワークシステムとする。屋内・屋外共にネットワークカメラ(水平画素数 1.3k 以上)とする。配置は既設平面図および「別紙 16　監視カメラ増設位置図」による。<br>センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホールのカメラは水平画素数 2k 以上とする。旋回台付のカメラは、既設と同じ位置のカメラリモコンで操作できること。また増設する旋回台付カメラのリモコン位置は任意とする。各箇所の監視モニターは、既設同等で更新し、増設カメラ分も含めて、その箇所に適切なモニター対象を選択できること。 |

**（シ）防犯・入退室管理設備**

防犯・入退室管理設備は、増築する5号館（仮称）も含めた最新のシステムとし、既存施設1号館の防災センターに主防犯監視装置を設置すること。また、施設内の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。なお、機器も含めて全面更新すること。センサーによる不審者感知や鍵の状態監視などを行うこと。また、改修参考仕様に示した諸室は非接触方式のカードキーによる入退室管理が行えるようにすること。また、防犯設備のセンサー等の位置も、原則として既存と同じとすること。既設配線等については、配線及び配管・ケーブルラック等を原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用

する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。5号館（仮称）の入退出管理に関する電気錠の設置室については、「別紙08　諸室仕様リスト（5号館（仮称））」を参照すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 防犯・入退室設備 | 総合監視盤：制御入力 85 点以上、警戒区域 74ch 以上、発報ブザー LCD モニター×1、プリンター×1 電装ユニット、パッシブセンサー、マグネットセンサー一式 | 一式 | 防犯・入退室管理装置<br>※電子錠位置は既設と同等とする。<br>以下の諸室はカードキーによる入退室管理を可能にすること。その他に各棟に1箇所はインターホン付カードリーダーを設置すること。<br>■カードキーによる管理扉<br>1 号館 B2F：第 2 リハーサル室<br>1 号館 B1F：楽屋 1～13、第 1 リハーサル室<br>1 号館 1F：センチュリーホール主催者控室、来賓控室、バックヤード(1 箇所)、イベントホール控室(5 室)、バックヤード(1 箇所)<br>1 号館 2F：渡り廊下(2 箇所)<br>1 号館 3F：131-132、133-134、135、渡り廊下(2 箇所)<br>1 号館 4F：141-142、143<br>1 号館 7F：レストラン<br>2 号館 1F：211,212 展示室、控室(2 室)、213 会議室<br>2 号館 2F：221、222、223、224、225 会議室、控室(3 室)、レストラン、渡り廊下(1 箇所)<br>2 号館 3F：231、232、233、234 会議室、控室(3 室)、渡り廊下(2 箇所)<br>3 号館 B1F：レストラン<br>3 号館 3F：控室(3 室)<br>4 号館 1F：白鳥ホール控室(4 室)、バックヤード(1 箇所)<br>4 号館 2F：白鳥ホール控室(3 室)、渡り廊下(1 箇所)<br>4 号館 3F：431、432、433、434、435、436、437、438 会議室、控室(3 室)、渡り廊下(2 箇所)<br>5 号館 1F：控室(3 室)、バックヤード(1 箇所)<br>5 号館 2F：会議室(4 室)、渡り廊下(1 箇所)<br>5 号館 3F：控室(3 室)、渡り廊下(1 箇所)<br>その他運営の必要に応じて設置すること。 |

### （ス）消防設備

関係法令に基づき、所轄消防署の指導に従い、消防設備を整備すること。自動火災報知、非常電話、ガス漏れ火災警報、防排煙制御設備は、5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）も含めたシステムとして全面更新すること。ただし、5 号館(仮称)を消防設備別棟とす

る場合はその限りでは無いが、双方の火災信号は別棟に移報すること。

総合操作盤の表示項目、警報項目及び操作項目は現行法に適合させること。配線等について、配線及び配管等は更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

休日や夜間など、施設利用者が少数または無人となる時間帯において、通常の火災報知レベルより高感度で検出できるよう、スケジュールに合わせて切り替え可能な機能を有した自動火災報知設備とすること。

各ホールでは、催事によりスモーク等の演出を行うことが想定されることから、施設全体の防災機能に影響を与えないよう、設計段階にて所轄消防署と協議を行い、その指導に従って設備を計画すること。簡易な機器操作によって各ホールの催事を確実に行えるなど、運用にも配慮した計画とすること。

非常用放送設備は現行法に適合する放送設備とすること。なお、各棟毎の区分放送等については、消防設備システム評価を受けること。ただし、消防設備システム評価を得られない場合は具体的な運用方法について所轄消防署と協議を行い、その指導に従って整備を行うこと。

誘導灯については、すべて更新とする。なお、所轄消防署の指導に従い、改正された消防法の設置基準に合うよう、必要があれば増設または移設をすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 消防設備 | 火災報知受信器：<br>GR 型複合受信機（アナログ式）<br>防災表示装置：<br>CPU ユニット、I/O ユニット<br>緊急ガス遮断弁操作部<br>排煙窓操作スイッチ<br>無線通信保持設備接続端子<br>信号変換盤・非常電話盤<br>防災操作卓：<br>19”TFT モニター<br>非常電話<br>非常放送リモート<br>中継器盤：既設アドレス合計 598<br>火災感知器一式 | 一式 | 既設同等で更新<br>感知器などの配置は既存平面図による。<br>5 号館（仮称）の感知器は法規に準じて適切に設置すること。 |

**（セ）同報無線設備**

1 号館屋上に設置されている長距離スピーカ、アンプユニット、アンテナなどの同報無線設備は、名古屋市の所掌とし、本事業期間中、事業者に改修や維持管理の義務は発生しない。ただし、防水工事に支障がある場合は、取り外し再取付を行うこと。取り外し期間中の仮設については市の指示に従うこと。その他、市が設備の維持管理や改修工事等のために立ち入る際は協力すること。

**（ソ）撤去工事**

設備の全面更新に伴い、不要となる既存設備（非常用発電機設備の煙道・煙突を含む）・配線等を撤去すること。ただし、1 号館の非常用発電機については維持管理・運営

に支障がない場合に限り、残置することも可とする。廃棄する機器、配線材などにフロン・水銀・PCB などの有害物質が含まれている場合は、関係法令に従い適切に処理すること。煙突の断熱材および 1 号館の防火区画貫通部に使用されているケーブルラック等の防火区画貫通処理材はアスベストが含有されているものとして、関係法令に従い適切に処理すること。煙突の撤去に伴い、支障となる内壁・外壁等の撤去・復旧を行うこと。1 号館のケーブルラック等の防火区画貫通処理材は撤去する前にアスベスト含有に関する成分分析を実施した上で、撤去に取り掛かるものとし、含有していないと判明した場合は含有していないものとして処理すること。

機械基礎が更新する機器寸法に合わない場合は、既設機械基礎を撤去し、適切なサイズで更新すること。コンクリート基礎を既設流用する場合は補修した上で設置すること。

### イ　外構設備計画

#### （ア）電力引込

33kV 受変電用の引込配管については、既存流用も可とする。33kV 常用線・予備線は所管する電力会社が更新を行うよう協議すること。引き込み負担金が発生した場合は事業者の負担とする。

#### （イ）通信引込

通信用の引込配管については、既存流用も可とする。引込ケーブルの更新及び引込負担金については、通信事業者等との協議の上、決定すること。引込負担金が発生した場合は事業者の負担とする。

#### （ウ）6kV 幹線設備

33kV 受変電設備から屋外キュービクルの 6kV 幹線で、令和 2 年度更新済みの幹線の内、流用できるものはそのままとして良い。ただし、解体する第 4 駐車場南側に敷設されているルート、及び 5 号館（仮称）の増築に伴い、屋外キュービクルの移設が必要となった場合は、更新が必要となる幹線設備を更新すること。

#### （エ）6kV 受変電設備

6kV 受電設備（屋外キュービクル）は、現状のままとする。（令和 2 年度更新済み）ただし、第 4 立体駐車場（仮称）もしくは 5 号館（仮称）の増築に伴い移設が必要となった屋外キュービクルは、適切な場所に移設すること。

#### （オ）地中配線・管路

地中埋設の管路は、設備の新設などにより、必要な管路（配線を含む）を新設すること。既設配線等については、配線及び配管を更新すること。なお、特高受変電設備、幹線設備、外灯設備、コンセント設備の既設埋設配管は原則として更新とする。

#### （カ）外灯設備

外灯設備は、基礎を含めて全面更新とすること。外灯設備の配置は原則として既存の配

置とするが、増築する展示場等の位置関係から支障がある場合は、必要により変更すること。既設配線等については、配線及び配管を原則として更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 外灯設備 | 屋外足元灯(FL)<br>庭園灯(HF)<br>駐車場外灯(HQI)<br>※配置は下記既設平面図による。<br>平成 5 年度　外構電気工事設計図<br>平成 6 年度　外構電気工事完成図<br>平成 20 年度　屋外照明設備改修工事 | 一式 | 屋外足元灯(LED)<br>庭園灯(LED)<br>駐車場外灯(LED) |

### ウ　1 号館・2 号館・3 号館・4 号館

#### （ア）直流電源設備

直流電源設備は全面更新すること。非常照明用と高圧受変電設備制御用は別々に設けることが望ましいが、既設同等で兼用することも可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 直流電源設備 | シール型鉛蓄電池(HS-E)1,200AH | 一式 | シール型蓄電池とする。<br>高圧受変電設備用と非常照明用は分離することが望ましい。<br>非常照明用は、LED 化に伴い必要とする容量に変更することも可とする。<br>※単線結線などは既設と同等とする。 |

#### （イ）6kV 幹線設備

6kV 幹線は全面更新すること。配管は更新とし、ケーブルラックは原則として更新とする。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 6kV 幹線設備 | 6kV CVT 又は FPT | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし、エコケーブル(CET)とすること。 |

#### （ウ）6kV 受変電設備

6kV 受変電設備は全面更新すること。設備全体として、省エネ・不燃化を考慮した設備とし、更新場所は、原則として既存と同じ場所とすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 6kV 受変電設備 | 閉鎖配電盤<br>真空遮断器<br>変圧器(モールド式) | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし、増設する洗浄便座、自動水栓、バリアフリートイレ内のオストメイト、舞台機構設備電源、仮設電源盤、コンセント等へ供給可能な回路数が得られる様に、変圧器容量等を再整理して計画すること。 |

#### （エ）照明設備

照明設備は、1 号館 2 階貴賓室と舞台演出用灯具を除き、原則として LED 照明器具に全面更新すること。LED 照明器具での更新が難しいものについては、LED 照明器具と同

等の性能を持つ器具に更新すること。照明スイッチ（プレートを含む）は全面更新とし、配管配線は原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

ただし、照明器具については、1 号館アトリウム周辺のバルコニー下（1 階の東側及び北側、2 階の東側、3 階の南側）、同 1 階管理事務所、同 3 階会議室前のロビー、同 4 階会議室前のロビー、同 4 階レセプションホール東西両側の低天井部、2 号館 1 階展示室の間接照明、2 階会議室（221、222、223、224、225）の間接照明、2 号館 3 階会議室（231、232、233、234）の間接照明、4 号館 3 階会議室（431、432、433、434、435、436、437、438）の間接照明は既に LED に改修済みである。原則として既設流用とするが、天井更新に伴い、灯具を取り外し再取付けすること。

これらの既設流用した LED 照明器具は、劣化状況により適宜事業期間内に、更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 照明設備 | 蛍光灯、ダウンライト、ライトアップ用投光器などの照明器具<br>※配置は既設平面図による。 | 一式 | LED 照明器具及び LED 同等照明器具で更新すること。明るさは既設と同等の照度分布が得られるものとする。間接照明や建築化照明も既設の考え方を踏襲すること。<br>1 号館 2F の貴賓室は既設のままとする。<br>灯具は可能な限り LED チップモジュールが更新できるものとすること。 |
| 会議室・展示室調光器 | なし | 一式 | 下記の各会議室・展示室には調光機能を追加すること。<br>【1 号館】131～135、141～143<br>【2 号館】<br>211～213、221～225、231～234<br>【4 号館】431～438 |
| シャンデリア<br>（7F 展望レストラン） | ボール球 40W×162、ストラスビーズ、鋼板金色仕上、チェーン、クリヤーガラス棒 | 一式 | 提案する室用途に合わせた照明器具とすること。レストランとして継続する場合は、必ずしも既設意匠やシャンデリアを継承する必要はないが、光源を LED としてレストランに相応しい華やかなものとすること。 |
| シャンデリア<br>（レセプションホール） | φ900×H600×17 台<br>ボール球 40W×9<br>鋼管、金色仕上<br>ストラスビーズ | 一式 | 必ずしも既設意匠やシャンデリアを継承する必要はないが、建築化照明も含めてこの部屋に相応しい総合的な照明器具とする。光源は LED とする。 |
| シャンデリア<br>(センチュリーホールホワイエ) | W18,000×H6,000<br>スカイビーム 70W×20<br>飾り金具：鋼板クロームメッキ<br>ストラスビーズ | 一式 | 必ずしも既設意匠を継承する必要はないが、光源を LED として当該ホワイエに相応しい華やかさを備えたものとする。 |
| シャンデリア昇降装置<br>(センチュリーホールホワイエ) | 電動ドラム巻取昇降式<br>電動機：2.2kW、4m/min<br>荷重：1,200kg<br>長期固定安全装置付<br>ケーブルリール：5.5-9C<br>ジョイントボックス | 一式 | 巻上機、ワイヤー、リミットスイッチ、ケーブルリール、ジョイントボックスを既設同等で更新すること。ただしケーブルやジョイントボックスは供給する電力に応じたものとすること。<br>（H28 滑車、プーリー更新済み既設使用） |
| シャンデリア<br>（白鳥ホール） | 光ファイバー光源ボックス<br>光源：12V100W ダイクロイッ | 一式 | 必ずしも既設意匠やシャンデリアを継承する必要はないが、光源を LED として当 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | クハロゲン<br>円盤:ポリカーボネート 6 色フィルター加工 | | 該ホールに相応しい華やかさを備えたものとする。 |
| 仮設展示用ダクトレール | なし | 一式 | 下記の場所のピクチャーレールに対応した位置にダクトレールを設けること。<br>1 号館<br>・3F ロビー西側壁<br>・4F ロビー西側壁<br>2 号館<br>・1F ロビー全体<br>・2F ラウンジ 1,2<br>・3F ラウンジ 1,2<br>レール合計約 300m<br>ダクトレール用 LED スポットライト(100W 相当)×300 灯 |
| 誘導灯 | 大型、中型、小型 | 一式 | 所轄消防署の指導に従い、消防法で既設の等級に適合する A 級、B 級、C 級の誘導灯にすべて更新する。なお、改正された消防法の設置基準に合うよう、必要があれば増設または移設をする。 |
| 非常照明 | 電源別置型 | 一式 | 既設同等で更新 |

**（オ）コンセント設備**

コンセント設備は、コンセント及びコンセントプレートを全面更新すること。各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。配管と配線については原則として更新する。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は、協議の上既設流用も可とする。また、改修参考仕様の位置にコンセントを増設すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| コンセント設備 | 商用電源コンセント<br>商用/非常用兼用コンセント<br>：軽合金(プレート)<br>※配置は既設平面図による。 | 一式 | 既設同等で更新<br>商用/非常用兼用コンセントは、停電時に非常用発電機に切り替え可能とすること。<br>以下の部位に系統及び 15A 平行コンセントを増設すること。<br>【センチュリーホール】<br>・舞台操作盤位置　1 系統 2 口<br>・クルー控室　1 系統 4 口<br>・身障者用便所（改修後はバリアフリートイレ）　1 系統 2 口<br>・湯沸室　1 系統 2 口<br>・楽屋 1～3　各 1 系統 2 口<br>・ホワイエ　2 系統 4 口<br>【イベントホール】<br>・東西の壁コンセント<br>　既設 1 系統→3 系統へ<br>・パントリー<br>　既設 6 系統→8 系統へ<br>【白鳥ホール】<br>・室内 6 系統→10 系統へ |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | | | （南北各 1 系統、西側に 2 系統増設）<br>・控室 411～413<br>各室を 1 系統ずつに分割<br>【国際会議室】<br>・内装の変更に伴い、必要な箇所に必要な容量を提案すること。また、全会議室(22 室)とレセプションホールに 200V の D 型コンセントを設けること。 |

### （カ）分電盤・動力制御盤設備

分電盤・動力盤・動力制御盤は全面更新すること。

### （キ）低圧幹線設備

低圧幹線は、配線及び配管等を更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。また、各系統別に消費電力量を把握できるようにすること。

### （ク）雷保護設備

雷保護設備は既設同等で更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 雷保護設備 | 棟上げ導体：<br>センチュリーホール、イベントホール、塔屋屋根<br>鋼管 12.7φ×1.5t<br>7 階展望レストラン屋根<br>銅帯 25×3t<br>接地極、接地端子盤 | 一式 | 既設同等で更新 |

### （ケ）航空障害灯設備

航空障害灯設備は全面更新すること。配管と配線についても更新とする。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 航空障害灯設備 | 航空障害灯：1,400W×14<br>光電式自動点滅器<br>断応検出表示盤：W600×H900<br>※配置は既設平面図による。 | 一式 | 既設を撤去し、航空障害灯設置基準に基づき最低限必要な 4 灯(低光度航空障害灯)を設ける。 |

### （コ）移動照明器具設備

移動照明器具設備は、撤去し更新はしない。

### （サ）構内交換設備

構内交換設備の交換機・電話機等の機器は、5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）も含んだシステムとして既設の機器は全面更新とすること。電話用幹線も全面更新と

し、端子盤及び二次側配線は配管等も含めて更新すること。ケーブルラックは原則として更新とする。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。既設の電話コーナーは携帯電話の充電コーナーとして整備すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 構内交換設備 | デジタル電子交換機<br>：蓄積プログラム制御<br>時分割 PCM 通話路形式<br>外線 40、内線 480、PHS80 回線<br>多機能電話機×21(予備 9)<br>停電用多機能電話機×5<br>一般電話機×66(予備 34)<br>PHS×57(予備 3)<br>光成端箱×2<br>※固定電話の位置は既設平面図による。 | 一式 | 既設同等以上で、最新式の電話交換システムとする。<br>構内携帯電話システム(PHS)と有線電話の両方共に使用できるものとする。<br>携帯電話の不感知対応も配慮するものとする。<br>現行で主となるキャリアは全てカバーすること。<br>また交換機は停電時に 72 時間対応できるものとすること。 |
| 電話コーナー | 公衆電話は撤去済み | 一式 | 一般的に普及している携帯電話、スマートフォンなどの充電用ケーブル（プラグ付）を設けること。 |

### （シ）構内情報通信設備

全館（5 号館（仮称）も含む）で最新のネットワークシステムを構築すること。全館で無線端末の使用を可能とし、利用者へ NAGOYA Free Wi-Fi を含む無料 Wi-Fi サービスを提供すること。建物設備などの施設情報や館内案内などの一般情報などを扱えるシステムとすること。他の情報システムとも連携できるものとすること。

また、時代に応じて情報通信設備を取り巻く社会状況に対応した設備となるよう適宜見直しを行うこと。

＜NAGOYA Free Wi-Fi＞
名古屋市と連携した民間事業者が提供する Wi-Fi サービスで、誰もがその場で利用手続きを行うことで、一定時間無料でインターネットに接続できるサービス。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 構内情報通信設備 | 催事運営系構内 LAN<br>：NTT 西日本インターネット B フレッツビジネス<br>業務管理系構内 LAN<br>：NTT 西日本インターネット B フレッツベーシック<br>センターラック×2<br>各室情報コンセント一式 | 一式 | 動画の配信等が十分に行える最新のネットワークシステムとして提案すること。<br>無線 LAN 及び Wi-Fi 対応とする。機械室や倉庫等の裏方を除き、会議場内の全てのエリアにおいて Wi-Fi の利用を可能とする。<br>センチュリーホール・イベントホール・白鳥ホール・国際会議室・レセプションホール・各会議室・各控室の室内の構内情報通信設備は、会議・イベント等のリアルタイム配信、相互通信、本施設外とのハイブリッド会議などが可能なシステム及び備品設備等を備えるものとし、各来場者の端末による動画等同時視聴に必要な機能を持つものとすること。 |

### （ス）放送設備

放送設備については、5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）も含めたシステムとし、既設のアンプ・スピーカ・アッテネータ等の機器は全面更新すること。ただし 5 号館(仮称)及び第 4 立体駐車場(仮称)を消防設備別棟とする場合は、既設システムと独立したシ

ステムとすることも可とする。非常放送については、関係法令に基づき、所轄消防署の指導に従い、整備すること。また、改正された消防法の設置基準に合うように、スピーカ設置基準を既設の 25m から 10 m 以内に増設し、複線回路とする事。配線及び配管等は更新すること。ケーブルラックは原則として更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 放送設備 | 業務防災アンプ<br>非常操作ユニット(60 局)<br>ミキサーユニット、ミュージックレコーダ、チャイムユニット<br>増幅器：180W×16、120W×2<br>非常リモコン×1、リモコンマイク×2、スピーカ一式、アッテネーター一式 | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし、現行の消防法の設置基準を満たす様に回路を複線化し、スピーカの設置基準を 10m 基準に適合させるように、不足するスピーカを増設すること。また、5 号館（仮称）に必要なスピーカ、アッテネータを増設し、増設スピーカ分の増幅器出力を増強すること。<br>総合案内コーナーの既設リモコンマイクは適切な場所に移設すること。 |

### （セ）テレビ共同受信設備

テレビ共同受信設備については、アンテナ・分配器・分岐器・増幅器・アウトレット等の機器は、全面更新すること。テレビ共同受信設備の幹線・端子盤・二次側配線は配管も含めて更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| テレビ共同受信設備 | アンテナ、分配器、増幅器<br>アウトレット<br>※アウトレットの位置は既設平面図による。 | 一式 | 既設同等で更新 |

### （ソ）電気時計設備

電気時計設備については、機器を全面更新すること。親時計は 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）に対しても共通とするが、5 号館（仮称）に電波時計を採用する場合は、その限りでは無い。電気時計設備の幹線・端子盤・二次側配線は配管も含めて更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 電気時計設備 | 親時計：<br>週差±0.7 秒以内<br>自動充電器 DC24V<br>停電補償 10 時間以上<br>子時計：<br>A 260φ、黒枠、アルミ文字盤<br>B 310φ、黒枠、アルミ文字盤<br>C 310φ、クリーム枠、白文字盤<br>D 300φ、壁埋込型<br>E デジタル、角型 LED 表示 | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし、内照式の光源は LED とする。 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | F　休憩・禁煙表示器<br>C5　W350×H250、化粧合板枠<br>C7　デジタル、禁煙表示灯付<br>※子時計の位置は既設平面図による。 | | |

### （タ）インターホン設備

インターホン設備は、5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）も含めたシステムとし、ワイヤレスシステムに全面更新すること。インターホンの設置場所は既存と同じとすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| インターホン設備 | 有線式、壁掛け型<br>(構内交換設備に組込) | 一式 | ワイヤレスシステムとし、改修後の構内交換システムと一体とする。<br>難聴者の利用する可能性がある箇所については、応答する箇所と共にモニター付とし、ワイヤレスで構築不可の場合は有線とすること。 |

### （チ）案内表示設備

案内表示設備は、機器・配線を含めて、5 号館（仮称）も含めた最新のデジタルサイネージシステムを構築すること。表示設備の設置位置については、人の集まる各館各階のロビーにつき原則として 1 台設置すること。ただし、1 号館アトリウム 1 階には 2 台程度、3 号館は 3 階のみとし、5 号館（仮称）も含めて 17 台以上とする。設置場所は、詳細設計を行う際に市と協議を行うこと。各室の行灯表示の提案は任意とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 案内表示設備 | システム管理装置<br>：配信サーバー、17 型モニター<br>プリンター、UPS<br>システム管理装置架<br>：表示制御用コントローラ、送信器<br>HDD、VTR、17 型モニター、HUB<br>オペレーション端末×2<br>表示装置：<br>1 号館　65 型プラズマ式×3<br>19 型 TFT タッチパネル×1<br>2 号館　42 型プラズマ式×3<br>4 号館　42 型プラズマ式×2 | 一式 | 既設同等以上で更新<br>表示装置(大きさは目安とする)<br>1 号館 2 階入口：80 型×2<br>1 号館 1 階：50 型×2<br>1 号館 3 階、4 階：50 型×2<br>2 号館 1～3 階：50 型×3<br>3 号館 3 階：50 型×1<br>4 号館 1～3 階：50 型×3<br>5 号館（仮称）1～3 階：50 型×4<br>システム管理装置一式<br>オペレーション端末一式<br>ネットワークシステム一式<br>各会議室行灯表示：任意とする |

### （ツ）トイレ呼び出し設備

トイレ呼び出し設備は、名古屋市福祉都市整備指針に基づき全面更新すること。配管と配線についても更新とする。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| トイレ呼び出し設備 | 呼出表示盤(ITV 監視盤に組込)<br>トイレ押釦(19 箇所) | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし身障者トイレ（改修後はバリ |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | 廊下表示灯<br>※配置は既設平面図による。 | | アフリートイレ）内の押釦で、床に転倒した位置からも操作できるように、不足している釦(引紐付)を追加すること。 |

（テ）ハンドドライヤー設備

ハンドドライヤーは全て更新すること。配管・配線についても更新とする。既設のモール処理をトイレ内装の変更に伴い壁内に隠ぺいすること。

改修参考仕様に示した各トイレに更新するハンドドライヤーと同じ仕様のものを新設すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| ハンドドライヤー | 壁掛け型×15<br>740W(最大)、風速 120m/s<br>床置き型×20<br>1,190W(最大)、風速 105m/s<br>専用スタンド付 | 一式 | 既設同等で更新とする。配管配線は隠ぺいして更新すること。<br>※配置は既設平面図による。<br>以下の各トイレについては、ハンドドライヤーを新たに設けること。（以下、「多目的」とあるトイレについて、改修後はバリアフリートイレとして整備する。）<br>【1 号館】<br>B2F 男女各 1<br>B1F 第 1 リハーサル室西　男、女各 1<br>第 1 リハーサル室東　男、女各 1<br>第 1 駐車場東　女、多目的各 1<br>第 1 駐車場東　多目的×1<br>1F　主催者控室隣　男、女各 1<br>アトリウム西南側　多目的×1<br>舞台クルー室隣　男、女、多目的各 1<br>管理事務室　男女各 1<br>第 2 駐車場　男女各 1<br>2F　貴賓室　男女各 1<br>アトリウム西南側　多目的×1<br>センチュリーホール内　多目的×1<br>3F　アトリウム西南側　多目的×1<br>センチュリーホール西側　男、女各 1<br>センチュリーホール東側　男、女各 1<br>4F　センチュリーホール西側　男、女各 1<br>センチュリーホール東側　男、女各 1<br>7F　ロビー　男、女、多目的各 1<br>【2 号館】<br>1F　北側　多目的×1<br>南側　多目的×1<br>2F　北側　多目的×1<br>南側　多目的×1<br>3F　北側　多目的×1<br>南側　多目的×1<br>【3 号館】<br>B1F ロビー　多目的×1<br>1F　ピロティー　男、女、多目的各 1<br>3F　ロビー　多目的×1 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | | | 【4 号館】<br>1F　北側　男、女各 1<br>1F　南側　多目的×1<br>3F　北側　男、女各 1<br>　　南側　多目的×1 |

（ト）映写設備

35mm/16mm 映写機は撤去すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 映写設備 | 35mm/16mm 映写機×2<br>機器収納架 | 一式 | 撤去とする。 |

（ナ）難聴者補聴設備

難聴者補聴設備を新設すること。FM 式とし、シルエットインダクターで難聴者持参の T モード付補聴器に送信できるものとする。センチュリーホールは固定型とし、その他に移動型を 4 組設ける。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| センチュリーホール難聴者補聴設備 | なし | 一式 | 固定型 FM 式補聴設備<br>トランスミッターミキサー×1<br>固定式アンテナ×4<br>送信機×4<br>受信機×16<br>シルエットインダクター×16<br>骨伝導式ヘッドフォン×16<br>充電池×16、充電器×1 |
| 移動式難聴者補聴設備 | なし | 4 組 | 移動型 FM 式補聴設備<br>トランスミッターミキサー×1<br>移動ケース×1<br>送信機×2、三脚スタンド×2<br>受信機×16<br>シルエットインダクター×16<br>骨伝導式ヘッドフォン×16<br>充電池×16、充電器×1 |

（ニ）非常警報設備（放送設備で代替）

放送設備（非常放送設備）にて対応するので、放送設備の改修を参照のこと。

（ヌ）非常コンセント設備

非常コンセント設備は、全面更新すること。配管と配線についても更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 非常コンセント設備 | 非常コンセント<br>※非常コンセントなどの配置は既存平面図による。 | 一式 | 既設同等で更新。 |

### （ネ）無線通信補助設備

無線通信補助設備は、既設のままとする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 無線通信補助設備 | 難燃耐熱漏洩同軸ケーブル<br>無線機接続端子箱<br>30W 型 UV 共用器<br>分配器、機器収納箱 | 一式 | 既設のままとする。<br>（令和元年更新済み）<br>ただし、端子盤が内装もしくは外装の更新箇所に設置されている場合は、仕上の更新前後に取り外し、再取付を行うこと。 |

### （ノ）非常電話設備

非常電話設備は、5 号館（仮称）も含めたシステムとし、既設機器は全面更新すること。配管と配線についても更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 非常電話設備 | 非常電話親機、非常電話子機、<br>※非常電話機などの配置は既存平面図による。 | 一式 | 既設同等で更新 |

### （ハ）同時通訳設備

同時通訳設備が設置されているセンチュリーホール・白鳥ホール、国際会議室・2 号館の 224、234 会議室の同時通訳設備は、撤去すること。ただし、同時通訳ブースはそのままとし、持込の同時通訳設備が利用できるように電源等の環境を整備すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 同時通訳設備 | 赤外線装置、同時通訳ユニット、収納架、移動用同時通訳ブース | 一式 | 撤去とする。 |

### （ヒ）エレベーター設備

1 号館では 4・5・8・10 号機以外のエレベーター6 機を全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、遮煙扉、戸開走行保護装置、2014 年耐震基準等の現行法に適合するものとする他、感染症対策のタッチレスボタンなど、最新の技術を導入すること。
また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

既設流用とした 4 台のエレベーターは、事業期間中に適宜更新することとし、更新時期は劣化状況により判断すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 1 号機 | 人荷用　32 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 2 号機 | 乗用　17 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新。 |
| 3 号機 | 乗用　17 人乗り　60m/分 | 1 台 | |
| 4 号機 | 乗用　15 人乗り　45m/分 | 1 台 | 既設流用。(H29 年度更新済み) |
| 5 号機 | 乗用　15 人乗り　45m/分 | 1 台 | ただし、事業期間中の R20 年度前後に全面的に更新すること。 |
| 6 号機 | 乗用　15 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 7 号機 | 乗用　15 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 8 号機 | 乗用　15 人乗り　45m/分 | 1 台 | 既設流用。(H29 年度更新済み)<br>ただし、事業期間中の R20 年度前後に全面的に更新すること。 |
| 9 号機 | 乗用　11 人乗り　45m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 10 号機 | 乗用　11 人乗り　45m/分 | 1 台 | 既設流用。(H29 年度更新済み)<br>ただし、事業期間中の R20 年度前後に全面的に更新すること。 |

2・3・4 号館では全て（8 機）のエレベーターを全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、遮煙扉、戸開走行保護装置、2014 年耐震基準等の現行法に適合するものとする他、感染症対策のタッチレスボタンなど、最新の技術を導入すること。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 1 号機 | 乗用　17 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 2 号機 | 乗用　17 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 3 号機 | 人荷用　32 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 4 号機 | 乗用　17 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 5 号機 | 人荷用　32 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 6 号機 | 乗用　15 人乗り　60m/分 | 1 台 | 既設同等で更新。 |
| 7 号機 | 乗用　15 人乗り　60m/分 | 1 台 | |
| 8 号機 | 乗用　11 人乗り　45m/分 | 1 台 | 油圧式をロープ式とする以外は既設同等で更新。 |

### （フ）エスカレーター設備

1 号館では全て（10 機）のエスカレーターを全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、建築基準法施行令に適合させること。

「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」に基づき、転落防止対策を講じること。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

エスカレーターの手摺は抗菌仕様とすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 1 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 2 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 3 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 4 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 5 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 6 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 7 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 8 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 9 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 10 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |

2・3・4 号館では全て（8 機）のエスカレーターを全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、建築基準法施行令に適合させること。

「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」に基づき、転落防止対策を講じること。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙 09　名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

エスカレーターの手摺は抗菌仕様とすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 1 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 2 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 3 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 4 号機 | 1200 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 5 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 6 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 7 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 8 号機 | 800 形　30m/分 | 1 台 | 既設同等で更新 |

**（ヘ）机・椅子搬送設備**

1 号館レセプションホールの机・椅子搬送設備は既設残置し、使用を中止とする。従来この装置により上部倉庫に収納していた什器は、レセプションホールに隣接するパントリーを改修して収納すること。収納する什器、ワゴンの収納計画図を提出し、使い勝手について市と協議すること。

**（ホ）清掃用ゴンドラ設備**

1 号館 7 階展望レストラン下部の軒天及び、センチュリーホールホワイエに設置されている清掃用ゴンドラ設備は、長年使用していないのでそのまま残置し使用禁止とする。事業者にてゴンドラ設備を利用する場合は必要な許可を取り、設備を更新すること。

**エ　増築対応設備計画**

1 号館連絡通路（1）南側及び 2 号館 2 階及び 3 階の南側から新設する 5 号館（仮称）へ、連絡通路を設けるために、設備機械室、アラーム弁室、EPS 等を盛変えること。

第 4 立体駐車場(仮称)の新設に伴い、4 号館南側からの配管配線等に影響がないよう、既存第 4 駐車場南側を解体する際は、あらかじめ配管配線等を適切に処理すること。また、解体する部分に設置されている電気設備はすべて撤去とし､残存させる部分(残存第 4 駐車場)に設置されている同設備はすべて既設同等で更新すること。ただし、第 4 駐車場を既設流用する代替提案を行う場合は、事前調査により問題がないことを確認の上、設備機器の既設流用も可とするが、運営期間中に支障が出た場合は劣化状況に応じて事業者負担で更新・修繕等を行うこと。

### （４）空調設備に関する要求水準

#### ア　全体計画

#### （ア）共通事項

空調設備を全面更新（特記以外）すること。

なお、空調設備の配管、ダクトについても原則として更新とするが、調査により問題がないことを確認できた場合は既設流用も可とする（調査により問題がないことを確認できたとしても、「（エ）空調配管設備」に特記した配管については、既設流用不可とする。）。ただし、既設流用した場合においても、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新・修繕等を行うこと。また、ダクトについては、相当量のほこりや汚れ等が堆積していることが想定されるため、既設流用する場合においては、ダクト内清掃を実施すること。

現状の施設の使い方を踏まえた上で、最新の条件設定（外気条件、収容人員等を含む）で空調負荷計算を実施し、適切な能力の機器に更新すること。加えて、近年冷房の利きが悪くなっているので、原因を調査の上、対策を更新計画に反映すること。原因の調査方法については市と協議すること。また、対策に当たり、機器の能力変更、大幅なシステムの変更を行う場合は市と協議すること。なお、以下に示す既存施設の空調設備の内、改修参考仕様については本施設の構造上および機能上支障が無く、かつ、同等以上の環境保全性・安全性・経済性・保全性・耐用性が確保できると考えられる場合は変更も可とする。

建物導入部及び構造上別棟となる境界部分の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。

#### （イ）撤去工事

設備の全面更新に伴い、不要となる既存設備機器・既存ダクト・配管等を撤去すること（既存設備機器・配管等は衛生設備にも適用）。なお、ダクト、配管、風道のガスケット等に石綿が含まれている場合の撤去は、所轄官庁と協議の上適切に行う（配管は衛生設備にも適用）。煙突の断熱材および１号館の配管・ダクトフランジ部のガスケット、配管保温材、キャンバス継手等はアスベストが含有されているものとして、関係法令に従い適切に処理すること（配管部のガスケット、配管保温材等は衛生設備にも適用）。煙突の撤去に伴い、支障となる内壁・外壁等の撤去・復旧を行うこと。1 号館の配管・ダクトフランジ部のガスケット、配管保温材、キャンバス継手は撤去する前にアスベスト含有に関する成分分析を実施した上で、撤去に取り掛かるものとし、含有していないと判明した場合は含有していないものとして処理すること（配管部のガスケット、配管保温材等は衛生設備にも適用）。

機械基礎が更新する機器寸法に合わない場合は、既設機械基礎を撤去し、適切なサイズで更新すること(衛生設備にも適用)。コンクリート基礎を既設流用する場合は補修した上で設置すること(衛生設備にも適用)。

発生材で不要なものは、関係法令等に従い適切に処理する（衛生設備にも適用）。

撤去により不要となる冷媒ガス、冷温水機の吸収液などの有害物質は関係法令等に従い適切に処理する。

### イ　1号館

#### （ア）熱源機器設備

冷温水機、チラーユニット、開放形冷却塔、冷却水水質管理装置、プレート形熱交換器、開放形膨張タンク、ヘッダー、空調用ポンプ、煙道（ばい煙濃度計の設置を含む）、煙突を更新すること。熱源機器周りの配管は、「空調配管設備」に記載。

冷温水機は長年使用による冷房能力低下の少ないものとする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 冷温水機 | ガス焚 二重効用吸収式<br>冷却能力 500USRT | 2 台 | 既設同等で更新<br>※ヘビーロード仕様 |
| チラーユニット<br>（冷専） | モジュール形冷却専用チラーユニット(水蓄熱対応品)高調波対策品<br>冷却能力 300kW(150kW×2)<br>外気冷却 DB 35℃ | 1 台 | 既設同等で更新<br>外気 DB 36.9℃ |
| チラーユニット<br>（ヒートポンプ） | モジュール形ヒートポンプ(水蓄熱対応品)<br>高調波対策品<br>冷却能力 300kW(150kW×2)<br>加熱能力 300kW(150kW×2)<br>外気　冷却 DB35℃　加熱 DB7℃ | 1 台 | 既設同等で更新<br>外気 DB36.9℃ |
| 開放形冷却塔 | 冷温水機 500USRT 用<br>外気 WB 27℃ | 2 台 | 既設同等で更新<br>※外気 WB 28℃ |
| 冷却水<br>水質管理装置 | 反発磁力式　モーターバルブ<br>マグネクリーン 950ℓ/min<br>SS セパレータ　　全自動制御盤 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| プレート形<br>熱交換器 | SUS 製<br>熱交換量<br>HX-01、HX-03：408,000kcal/h<br>HX-02、HX-04：600,000kcal/h | 4 台 | 既設同等で更新 |
| 冷水蓄熱槽 | コンクリート製 660 ㎥（建築工事） | 一式 | 蓄熱槽の補修を行うこと。また、チラー更新時にはメーカー取扱説明書及び JRA に規定されている水質基準を満たすことを確認すること。水質基準を満たさない場合は、原因を特定し、水質基準を満たすよう処置をすること。ただし、蓄熱槽を使用せずとも、本施設の構造上および機能上支障が無く、かつ、同等以上の環境保全性・安全性・経済性・保全性・耐用性が確保できるシステムを採用した場合は蓄熱槽の補修のみで良いものとする。 |
| 温水蓄熱槽 | コンクリート製 660 ㎥（建築工事） | 一式 | |
| 冷温水蓄熱槽 | コンクリート製 550 ㎥（建築工事） | 一式 | |
| 膨張タンク | 冷温水×1、冷水×1、温水×1<br>開放形　SUS 製<br>実容量 750ℓ　1,000×1,000×1,000 | 3 台 | 密閉形で更新 |
| ヘッダー | 冷温水×1、冷水×2、温水×2<br>最高使用圧力 10 Kgf/㎠<br>冷水鋼管製　450φ×2<br>冷温水・温水鋼管製　400φ×3 | 5 台 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 空調用ポンプ | 冷却水ポンプ×2<br>200φ×150φ×8,333 ℓ/min×22mAq<br>冷温水一次ポンプ×2<br>150φ×125φ×5,033 ℓ/min×24mAq<br>冷温水二次ポンプ×2<br>150φ×125φ×3,500 ℓ/min×38mAq<br>冷水ポンプ×8<br>65φ×50φ×680 ℓ/min×20mAq×2<br>125φ×100φ×2,000 ℓ/min×20mAq<br>125φ×100φ×2,000ℓ/min×13mAq<br>125φ×100φ×4,500ℓ/min×35mAq×2<br>ライン型 80φ×750ℓ/min×7mAq×2<br>温水ポンプ×9<br>65φ×50φ×680ℓ/min×20mAq×2<br>125φ×100φ×2,000ℓ/min×20mAq<br>125φ×100φ×2,000ℓ/min×13mAq<br>125φ×100φ×2,200ℓ/min×30mAq×2<br>ライン型 40φ×160ℓ/min×13mAq<br>ライン型 80φ×750ℓ/min×7mAq×2 | 23 台 | 既設同等で更新 |
| 煙道 | SUS 製、消音器付 | 一式 | ばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。その他は既設同等で更新とする。 |
| 煙突 | 点検口付 | 一式 | 既設同等で更新 |

**（イ）空調機器設備**

ユニット形空調機、パッケージ形空調機、ファンコイルユニット、ベースボードヒーター、変風量装置、電気ヒーター、除湿器、回転形全熱交換器ユニット、空調用ファンを更新すること。

ユニット形空調機の加湿器は、空調機内面の腐食防止のため蒸気噴霧式または水気化式加湿器とする。（ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。）

ユニット型空調機の極数変換モーターによる風量制御は、インバーターによる回転数制御に変更する。（ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。）

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| ユニット型空調機 | 1 階客室系統<br>66,600 ㎥/h×1,510Pa<br>冷房 328,000 kcal/h<br>暖房 152,000 kcal/h | 1 台 | 加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新 |
| ユニット型空調機 | 2 階客室系統<br>22,000 ㎥/h×980Pa<br>冷房 182,000 kcal/h　暖房 85,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 3 階客室系統<br>22,000 ㎥/h×1,140Pa<br>冷房 198,000 kcal/h　暖房 86,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 階客室系統<br>26,000 ㎥/h×1,040Pa<br>冷房 230,000 kcal/h　暖房 117,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| ユニット型空調機 | 映写・調整室系統<br>5,300m ㎥/h×1,170Pa<br>冷房 71,500 kcal/h　暖房 58,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 舞台（東）系統<br>28,000 ㎥/h×770Pa<br>冷房 94,000 kcal/h　暖房 69,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 舞台（西）系統<br>28,000 ㎥/h×760Pa<br>冷房 101,000 kcal/h　暖房 96,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 奈落・オーケストラピット系統<br>6,000 ㎥/h×1,120Pa<br>冷房 33,000 kcal/h　暖房 31,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | リハーサル室系統<br>7,000 ㎥/h×1,050Pa<br>冷房 51,000 kcal/h　暖房 4,4000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 楽屋系統<br>6,600 ㎥/h×1,340Pa<br>冷房 80,000 kcal/h　暖房 71,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 階ホワイエ系統<br>25,000 ㎥/h×1,140Pa<br>冷房 180,000 kcal/h　暖房 177,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 3・4 ホワイエ系統<br>19,000 ㎥/h×1,500Pa<br>冷房 131,000 kcal/h　暖房 12,4000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 多目的展示ホール（東）系統<br>50,000 ㎥/h×1,150Pa<br>冷房 545,000 kcal/h　暖房 300,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 多目的展示ホール（西）系統<br>50,000 ㎥/h×1,150Pa<br>冷房 545,000 kcal/h　暖房 300,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | アトリウム（東）系統<br>38,000 ㎥/h×1,290Pa<br>冷房 271kW　暖房 212kW | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | アトリウム（西）系統<br>36,000 ㎥/h×1,260Pa<br>冷房 250kW　暖房 198kW | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 常設展示室系統<br>18,000 ㎥/h×1,160Pa<br>冷房 124kW　暖房 107kW | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 3 階会議室系統<br>20,000 ㎥/h h×1,150Pa<br>冷房 152,000 kcal/h　暖房 130,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 階会議室系統<br>24,000 ㎥/h×1,190Pa<br>冷房 163,000 kcal/h　暖房 139,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 階大会議室（東）系統<br>174,000 ㎥/h×1,070Pa<br>冷房 174,000 kcal/h　暖房 130,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 階大会議室（西）系統<br>17,800 ㎥/h×1,070Pa<br>冷房 174,000 kcal/h　暖房 130,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| ユニット型空調機 | 管理事務室系統<br>14,800 ㎥/h×1,300Pa<br>冷房 102,000 kcal/h　暖房 93,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 電気室（東）系統<br>6,000 ㎥/h×150Pa<br>冷房 30,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 電気室（西）系統<br>16,000 ㎥/h×740Pa<br>冷房 60,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 5 階音響機械室系統<br>2,400 ㎥/h<br>冷房 15,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 5 階調光機械室系統<br>4,100 ㎥/h<br>冷房 22,500 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 階音響機械室系統<br>2,400 ㎥/h<br>冷房 15,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 階調光機械室系統<br>2,400 ㎥/h<br>冷房 15,000 kcal/h | 1 台 | 同上 |
| 空冷ヒートポンプ式パッケージ型空調機 | 床置ウォールスルー型×12<br>　冷房 3,550 kcal/h　暖房 4,000 kcal/h<br>床置ダクト型×2<br>　展望レストラン南北系統<br>　冷房 80kW<br>　暖房 85kW<br>冷房専用床置ダクト型×1<br>　冷房 3,5500 kcal/h<br>天井隠蔽型（レストラン厨房）×1<br>　冷房 20kW<br>　暖房 24kW | 16 台 | 既設同等で更新 |
| ファンコイルユニット | 天井埋込カセット型<br>　冷房 1,640 kcal/h<br>　暖房 2,250 kcal/h　×19<br>　冷房 2,260 kcal/h<br>　暖房 3,190 kcal/h　×15<br>　冷房 4,290 kcal/h<br>　暖房 5,960 kcal/h　×8<br>　冷房 6,360 kcal/h<br>　暖房 9,180 kcal/h　×1<br>床置露出型<br>　冷房 2,260 kcal/h<br>　暖房 3,190kcal/h　×16<br>　冷房 3,780kcal/h<br>　暖房 4,180kcal/h　×11<br>　冷房 5,330kcal/h<br>　暖房 7,870kcal/h　×1<br>床置ローボイ隠蔽型<br>　冷房 3,110kcal/h<br>　暖房 4,180kcal/h　×16<br>　冷房 4,340kcal/h | 156<br>台 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | 暖房 6,140kcal/h　×26<br>冷房 4,770kcal/h<br>暖房 6,780kcal/h　×10<br>床置隠蔽型<br>冷房 3,180kcal/h<br>暖房 4,180kcal/h　×16<br>大型天吊隠蔽型<br>冷房 7,440kcal/h<br>暖房 10,750kcal/h　×11<br>天吊露出型<br>冷房 1,640kcal/h<br>暖房 2,250kcal/h　×1 | | |
| ベースボード<br>ヒーター | 壁掛型<br>暖房 1,170kcal/h<br>エレメント長さ 2,200l×2 段×22（舞台）<br>壁掛型<br>暖房 1,170kcal/h<br>エレメント長さ 1,600l×3 段×20（舞台） | 44 台 | 既設同等で更新 |
| 変風量装置 | 電気式<br>最大風量 ～500CMH×4<br>510～1,000CMH×7<br>1,010～1,600CMH×1<br>1,610～2,000CMH×1<br>2,010～3,000CMH×4<br>3,010～4,000CMH×1<br>全閉機構付<br>510～1,000CMH×1<br>1,010～1,600CMH×3<br>1,610～2,000CMH×7<br>2,010～3,000CMH×6<br>4,600CMH×1 | 36 台 | 既設同等で更新<br>※制御方式は自動制御設備に合わせる |
| 電気ヒーター | ダクト接続型<br>150CMH×2<br>200CMH×2<br>300CMH×2<br>500CMH×1<br>800CMH | 8 台 | 既設同等で更新 |
| 除湿器 | キャビネット型　除湿能力 12ℓ/d<br>※位置は既設図面による | 一式 | 既設同等で更新 |
| 回転型全熱交換器<br>ユニット | エレメントアルミ製　×145,000CMH<br>交換効率 70%以上<br>自動巻取型エアフィルター　制御盤 | 2 組 | 既設同等で更新 |
| 空調用ファン<br>(空調機組込還風機) | 片口吸込シロッコファン床置型<br>20,000CMH×1<br>24,000CMH×1<br>16,600CMH×2 | 4 台 | 既設同等で更新 |
| 空冷パッケージエアコン | セパレート型×2<br>西ゲート守衛ボックス、南ゲート守衛ボックス | 2 台 | 西ゲートは既設同等で更新すること。<br>南ゲートは第 4 駐車場解体に伴い撤去とする。 |

### （ウ）空調ダクト設備

消音器、吹出口、吸込口を更新すること。空調ダクトは原則として更新すること。

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 消音器 | ダクト接続型消音器<br>エルボ型　スプリッタ型　膨張型<br>円型　合計 82<br>※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調衛生図面機器表（5）を参照 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 吹出口、吸込口 | アルミ製他<br>※配置は既設図面による | 一式 | 既設同等で更新 |
| 空調ダクト | 亜鉛鉄板製他<br>※配置は既設図面による | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### （エ）空調配管設備

冷却水管、冷温水管、冷媒管、ドレン管（熱源機器まわりの配管も含む）を原則として更新すること。ただし、配管の調査により問題がないことを確認できた場合においてもエアコン室内機、ファンコイルまわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して 32A 以上として更新すること。また、横引きのドレン管がつまった時の清掃用に横引きのドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 冷却水管<br>冷温水管<br>冷媒管<br>ドレン管 | SUS 管<br>SGP 他 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### （オ）換気設備

換気ファン、吹出口、吸込口を更新すること。換気ダクトは原則として更新すること。極数変換モーターによる風量制御を行う系統は、インバーターによる回転数制御方式とする。

感染症対策に有効となる換気システムとすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 換気ファン | 送風機（FS）×9<br>排風機（FE）×18<br>還風機（FR）×4<br>ファンユニット（FSU）×7<br>※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調衛生図面機器表（4）を参照 | 38 台 | 既設同等で更新 |
| 吹出口、吹出口 | アルミ製他<br>※配置は既設ダクト図による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 換気ダクト | 亜鉛鉄板製他、厨房フードを含む<br>※配置は既設ダクト図による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### （カ）排煙設備

排煙機、排煙口を更新すること。排煙ダクトは、原則として更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 排煙機 | 軸流床置型<br>73,000CMH×2<br>71,000CMH×1<br>60,000CMH×2<br>80,000CMH×1<br>62,000CMH×1<br>軸流天吊型<br>40,000CMH×1<br>24,000CMH×1<br>片吸込シロッコ床置型<br>45,000CMH×1<br>16,000CMH×1<br>片吸込リミットロード床置型<br>60,000CMH×1 | 12 台 | 既設同等で更新 |
| 排煙口 | 電気式<br>※配置は既設ダクト図による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 排煙ダクト | 亜鉛鉄板製他<br>※配置は既設ダクト図による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### （キ）フロアヒーティング設備

フロアヒーティング設備は既設のままとする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| フロアヒーティング設備 | センチュリーホール 123.9 ㎡<br>2 階ラウンジ 100.5 ㎡<br>大会議室 A ゾーン 147.4 ㎡<br>大会議室 B ゾーン 159.1 ㎡<br>大会議室 C ゾーン 50.9 ㎡<br>大会議室 D ゾーン 293.3 ㎡<br>電気加熱式　ヒーティングケーブル<br>白金測温抵抗体　サーモスタット<br>収納箱　操作盤　制御盤<br>オーケストラピット 27.8 ㎡<br>電気加熱式　ヒーティングパネル<br>サーミスター　コネクターBOX<br>操作盤（センチュリーホール共用） | 一式 | 既設のままとし、更新は行わない。 |

### （ク）中央監視・自動制御設備

中央監視設備（電力監視含む）及び自動制御設備を 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）も含めたシステムとして更新すること。同じ負荷特性を持つ 2 階ホワイエ外周ファンコイルカバー内のファンコイル個別制御は、一括制御（ゾーン制御）方式とする。5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）の分も含め全館を一括して管理できるシステムとする。

イベントホールの空調機は、起動時同様省エネのため展示物搬入時も外気をカットする制御とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| 中央監視及び自動制御装置 | 熱源制御　空調制御　換気制御<br>ファンコイル制御　加熱制御<br>雨水雑用利用制御　ハロンダンパ制御　換気ダンパ制御　蓄熱槽バルブ | 一式 | 既設仕様に加え、5 号館（仮称）に必要な機能を追加し、更新すること。<br>電力監視、自動制御に必要な UPS を設けること。 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| | 切替制御　感震装置　排煙濃度監視　漏水監視　計測監視 温度検出器　指示調節計　湿度発信器　電磁発信器 圧力電流計 CO2 濃度発信器　CO 濃度発信器　蓄熱槽コントローラ　ポンプコントローラ　熱源コントローラ 蓄熱量演算器　熱量演算器　A/D 変換器　D/A 変換器　シグナルアイソレータ　温度変換器　モータードライバ ユニットコントローラ　等 | | |

**ウ　2～4 号館**

**（ア）熱源機器設備**

冷温水機、暖房給湯温水機、開放形冷却塔、膨張タンク、ヘッダー、空調用ポンプ、冷却水水質管理装置、煙道（ばい煙濃度計の設置を含む）、煙突を更新すること。熱源機器周りの配管は、「空調配管設備」に記載。冷温水機は長年使用による冷房能力低下の少ないものとする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| 冷温水機 | ガス焚　二重効用吸収式<br>冷房能力：500USRT | 2 台 | 既設同等で更新<br>※ヘビーロード仕様 |
| 暖房給湯温水機<br>（4 号館） | ガス真空式 2 回路スリム形<br>缶体出力　300,000 kcal/h | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 開放形冷却塔<br>（4 号館） | 冷却塔<br>冷却能力 500USRT 用 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 膨張タンク<br>（4 号館） | 冷水膨張タンク<br>密閉形　800ℓ | 1 台 | 既設同等で更新 |
| | 温水膨張タンク<br>密閉形　2000ℓ | 1 台 | |
| ヘッダー<br>(4 号館) | 鋼管製 400φ×2<br>鋼管製 300φ×2 | 4 台 | 既設同等で更新 |
| 空調用ポンプ<br>（4 号館） | 冷却水ポンプ<br>200 φ × 150 φ × 8,333ℓ/min × 25mAq　極数変換モータ付<br>冷温水一次ポンプ<br>150 φ × 125 φ × 5,033ℓ/min × 30mAq　極数変換モータ付<br>温水一次ポンプ<br>65φ×50φ×500ℓ/min×15mAq<br>温水二次ポンプ<br>65φ×50φ×500ℓ/min×33mAq<br>冷水二次ポンプ<br>65φ×50φ×500ℓ/min×33mAq<br>※全て渦巻型　各 2 台 | 10 台 | 既設同等で更新 |
| 冷却水水質管理装置（4 号館） | 反発磁力式　マグネクリーン 950ℓ/min　SS セパレータ 950ℓ/min<br>モータバルブ　全自動制御盤 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 煙道（4 号館） | SUS 製 | 一式 | ばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。その他は既設同等で更新とする。 |
| 煙突（4 号館） | 点検口付 | 一式 | 既設同等で更新 |

**（イ）空調機器設備**

ユニット形空調機、ファンコイルユニット、変風量装置、定風量装置、全熱交換器、パッケージ形空調機を更新すること。ユニット形空調機の加湿器は、空調機内面の腐食防止のため蒸気噴霧式または水気化式加湿器とする。（ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。）ユニット形空調機の極数変換モーターによる風量制御は、インバーターによる回転数制御に変更する。（ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。）

改修仕様で既設流用としているものについては、事業期間中に適宜更新するものとし、更新時期は劣化状況により判断すること。

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| ユニット型空調機 | 2 号館 1 階南東系統 7,700 ㎥/h×770Pa<br>冷房 47,000kcal/h　暖房 33,000kcal/h | 1 台 | 加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新すること。 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 1 階北東系統 9,900 ㎥/h×760Pa<br>冷房 62,000kcal/h　暖房 44,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 1 階南西系統 5,100 ㎥/h×700Pa<br>冷房 39,000kcal/h　暖房 36,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 1 階北西系統 4,000 ㎥/h×730Pa<br>冷房 29,000kcal/h　暖房 34,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 1 階ロビー（南）系統<br>5,700 ㎥/h×710Pa<br>冷房 43,000kcal/h　暖房 28,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 1 階ロビー（北）系統<br>5,500 ㎥/h×690Pa<br>冷房 42,000kcal/h　暖房 31,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階南東系統 7,700 ㎥/h×790Pa<br>冷房 59,000kcal/h　暖房 47,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階北東系統 7,100 ㎥/h×770Pa<br>冷房 54,000kcal/h　暖房 39,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階南西系統 6,600 ㎥/h×690Pa<br>冷房 46,000kcal/h　暖房 44,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階北西系統 9,700 ㎥/h×800Pa<br>冷房 70,000kcal/h　暖房 60,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階ロビー（南）系統<br>4,100 ㎥/h×710Pa<br>冷房 39,000kcal/h　暖房 31,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階ロビー（北）系統<br>3,800 ㎥/h×660Pa<br>冷房 38,000kcal/h　暖房 32,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 2 階喫茶ラウンジ系統<br>9,400 ㎥/h×670Pa<br>冷房 67,000kcal/h　暖房 69,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 3 階南東系統 8,800 ㎥/h×890Pa<br>冷房 63,000kcal/h　暖房 57,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 3 階北東系統 8,00 ㎥/h×810Pa<br>冷房 57,000kcal/h　暖房 51,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 3 階南西系統 6,100 ㎥/h×610Pa<br>冷房 43,000kcal/h　暖房 40,000kcal/h | 1 台 | 同上 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| ユニット型空調機 | 2 号館 3 階北西系統<br>11,300 ㎥/h×920Pa<br>冷房 75,000kcal/h　暖房 68,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 3 階ロビー（南）系統<br>11,500 ㎥/h×720Pa<br>冷房 59,000kcal/h　暖房 63,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 2 号館 3 階ロビー（北）系統<br>11,800 ㎥/h×740Pa<br>冷房 60,000kcal/h　暖房 64,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 3 号館地下 1 階レストラン系統<br>15,200 ㎥/h×860Pa<br>冷房 120,000kcal/h 暖房 115,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 3 号館地下 1 階厨房系統<br>14,200 ㎥/h×539Pa<br>冷房 260.47kW　暖房 255.81kW | 1 台 | 既設流用とする。（平成 30 年度更新済み） |
| ユニット型空調機 | 3 号館 3 階大会議室系統<br>29,200 ㎥/h×1,990Pa<br>冷房 192,000kcal/h 暖房 153,000kcal/h | 1 台 | 加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新すること。 |
| ユニット型空調機 | 3 号館 3 階ロビー系統<br>18,200 ㎥/h×1,000Pa<br>冷房 14,100kcal/h 暖房 151,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 3 号館 3 階控室同時通ブース系統<br>6,700 ㎥/h×790Pa<br>冷房 37,000kcal/h　暖房 29,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1 階多目的（1）系統<br>40,000 ㎥/h×2,000Pa<br>冷房 321,000kcal/h 暖房 172,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1 階多目的（2）系統<br>43,200 ㎥/h×1,840Pa<br>冷房 359,000kcal/h 暖房 196,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1 階厨房系統<br>4000 ㎥/h×740Pa<br>冷房 58000kcal/h　暖房 52000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1・2 階ロビー（南）系統<br>17,400 ㎥/h×840Pa<br>冷房 9,200kcal/h　暖房 83,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1・2 階ロビー（北）系統<br>17,700 ㎥/h×900Pa<br>冷房 99,000kcal/h　暖房 94,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1・2 階控室（南）系統<br>4,700 ㎥/h×392Pa<br>冷房 39.53kW　暖房　26.74kW | 1 台 | 既設流用とする。（平成 30 年度更新済み） |
| ユニット型空調機 | 4 号館 1・2 階控室（北）系統<br>1,900 ㎥/h×294Pa<br>冷房 23.26kW　暖房 16.28kW | 1 台 | 既設流用とする。（平成 30 年度更新済み） |
| ユニット型空調機 | 4 号館 3 階北東系統<br>11,400 ㎥/h×930Pa<br>冷房 83,000kcal/h　暖房 77,000kcal/h | 1 台 | 加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新すること。 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 3 階南西系統<br>8,400 ㎥/h×830Pa<br>冷房 53,000kcal/h　暖房 49,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ユニット型空調機 | 4 号館 3 階ロビー（南）系統 | 1 台 | 同上 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | 15,600 ㎥/h×760Pa<br>冷房 81,000kcal/h　暖房 80,000kcal/h | | |
| ユニット型空調機 | 4 号館 3 階ロビー（北）系統<br>11,900 ㎥/h×780Pa<br>冷房 55,000kcal/h　暖房 57,000kcal/h | 1 台 | 同上 |
| ファンコイル<br>ユニット | 床置露出型<br>FC-3<br>冷房 1,640 kcal/h　暖房 2,600 kcal/h<br>FC-4<br>冷房 2,250kcal/h　暖房 3,600 kcal/h<br>FC-6<br>冷房 3,360kcal/h　暖房 5,300 kcal/h<br>FC-8<br>冷房 4,100kcal/h　暖房 7,000 kcal/h<br>FC-12<br>冷房 5,800kcal/h　暖房 10,000 kcal/h<br>※各数量は竣工時空調図面ダクト設備図を参照 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 変風量装置<br>定風量装置 | 電気式　風速センサー付<br>最大風量必要静圧 6mAq 以下<br>変風量装置<br>最大風量<br>～300CMH<br>310～700CMH<br>710～1,500CMH<br>1,510～2,700CMH<br>定風量装置<br>定格風量<br>～300CMH<br>310～700CMH<br>710～1,500CMH<br>※各数量は竣工時空調図面ダクト設備図を参照 | 一式 | 既設同等で更新<br>※制御方式は自動制御設備に合わせる |
| 全熱交換器 | 全熱交換器ユニット<br>静止型　天吊ダクト型　効換効率 50%以上　600 CMH×150Pa | 5 台 | 既設流用とする。（平成 30 年度更新済み） |
| 消音ボックスファンユニット | ミニシロッコファン天吊型<br>300 CMH×10 ㎜ Aq×17<br>600 CMH×10 ㎜ Aq×3<br>1,200 CMH×10 ㎜ Aq×2 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 有圧換気扇 | 低騒音型<br>350φ×2,000 CMH×8 ㎜ Aq×5<br>450φ×3,200 CMH×8 ㎜ Aq×2 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 炭酸ガス排出排風機 | 斜流天吊型<br>450φ×3,000 CMH×20 ㎜ Aq | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 天井埋込換気扇 | 低騒音型<br>100φ×100 CMH×4 ㎜ Aq×1<br>100φ×60 CMH×5 ㎜ Aq×1 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 空気熱源パッケージ型空調機 | 特高電気室系統 AP-W01～02<br>冷房 37,500 kcal/h<br>床置ダクト接続型×2 | 一式 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | 電気室系統 AP-W03～04<br>　冷房 37,500 kcal/h<br>　床置ダクト接続型×2<br>4 号館 2 階調光機械室系統 AP-W21<br>　冷房 20,000 kcal/h 床置直吹型×1<br>2 号館 1 階警備室系統 APW-E11<br>　冷房 2,240 kcal/h　暖房 2,500 kcal/h ヒートポンプ式ウォールスルー型　ダクト隠蔽型×1<br>駐車場棟 1 階休憩室系統 APW-P11<br>　冷房 2,240 kcal/h　暖房 2,500 kcal/h ヒートポンプ式ウォールスルー型　天吊カセット型×1<br>※配置は既設図面による | | |
| マルチパッケージ型空調機 | 2 号館 2・3 階調整室系統 APM-E31<br>室外機×1<br>　冷房 12,500 kcal/h<br>　暖房 14,500 kcal/h<br>室内機×3　APi-E3a　1.5HP<br>　天井埋込カセット型 | 一式 | 既設同等で更新 |
| マルチパッケージ型空調機 | 4 号館 2 階調整室(南）系統 APM-W21<br>　冷房 25,000 kcal/h<br>　暖房 28,000 kcal/h<br>室内機×2　APi-W2a　4.0HP<br>室内機×1　APi-W2b　1.5HP | 一式 | 既設同等で更新 |
| マルチパッケージ型空調機 | 4 号館 2 階調整室(北）系統 APM-W22<br>室外機×1<br>　冷房 25,000 kcal/h<br>　暖房 28,000 kcal/h<br>室内機×2　APi-W2a　2.5HP<br>室内機×1　APi-W2b　2.0HP<br>室内機×1　APi-W2c　1.5HP | 一式 | 既設同等で更新 |
| マルチパッケージ型空調機 | 4 号館 3 階会議室（12）～（16）系統<br>室外機×5　APM-W31～35<br>　冷房 28.0kW、暖房 31.5kW<br>室内機×5　APi-W3a<br>　5HP　天井埋込ダクト型<br>室内機×10　APi-W3b<br>　2.5HP　床置ローボイ型 | 一式 | 既設流用とする。（平成 30 年度更新済み） |
| マルチパッケージ型空調機 | 4 号館 3 階プレスルーム系統<br>室外機×1　APM-W36<br>　冷房 14.0kW、暖房 14.0kW<br>室内機×2　APi-W3b<br>　2.5HP 天井埋込カセット型 | 一式 | 既設流用とする。（平成 30 年度更新済み） |
| マルチパッケージ型空調機 | 3 号館 3 階ハイビジョン系統<br>室外機×1　APM-C31<br>　冷房 25,000 kcal/h<br>　暖房 28,000 kcal/h<br>室内機×2　APi-C3a　1.5HP<br>室内機×1　APi-C3b　4.0HP | 一式 | 既設同等で更新 |
| マルチパッケージ型空調機 | 3 号館 3 階調整室（2）系統<br>室外機×1　APM-C32 | 一式 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様<br>（下線部は必須事項） |
|---|---|---|---|
| | 冷房 25,000 kcal/h<br>暖房 28,000 kcal/h<br>室内機×2　APi-C3b　4.0HP | | |
| パッケージ型エアコン AP-P11 | 駐車場棟 1 階管理ブース系統<br>ルームエアコン冷房 2.0kW<br>暖房 3.0kW | 1 台 | 既設同等で更新 |

### （ウ）空調ダクト設備

消音器、吹出口を更新すること。空調ダクトは原則として更新すること。

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 消音器 | エルボ型消音器　合計 51<br>※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調図面機器表（5）を参照 | 一式 | 既設同等で更新※配置及び詳細は既設図面による。 |
| 吹出口、吸込口 | アルミ製他 | 一式 | 既設同等で更新※位置は既設図面による。 |
| 空調ダクト | 亜鉛鉄板製<br>ステンレス鋼板製 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>※配置は既設図面による。 |

### （エ）空調配管設備

冷却水管、冷温水管、冷媒管、ドレン管（熱源機器周り配管を含む）を原則として更新すること。ただし、配管の調査により問題がないことを確認できた場合においてもエアコン室内機、ファンコイルまわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して 32A 以上として、更新すること。また、横引きのドレン管がつまった時の清掃用に横引きのドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 冷却水管<br>冷温水管<br>冷媒管<br>ドレン管 | SUS 製<br>SGP 他 | 一式 | 原則として既設同等で更新※配置は既設図面による。 |

### （オ）換気設備

換気ファン、吹出口、吸込口を更新すること。換気ダクトは、原則として更新すること。極数変換モーターによる風量制御を行う系統は、インバーターによる回転数制御方式とする。感染症対策に有効となる換気システムとすること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 換気ファン | 消音ボックスファンユニット<br>ミニシロッコファン天吊型<br>300 CMH×10mm Aq×17<br>600 CMH×10mm Aq×3<br>1,200 CMH×10mm Aq×2<br>有圧換気扇　低騒音型<br>2,000 CMH×8mm Aq×5<br>3,200 CMH×8mm Aq×2<br>炭酸ガス排出排風機　斜流天吊型<br>3,000CMH×20mm Aq×1 | 一式 | 既設同等で更新<br>※配置は既設図面による。 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| | 天井埋込換気扇　低騒音型<br>100 CMH×4mm Aq×1<br>60 CMH×5mm Aq×1<br>送風機（FS）9<br>排風機（FE）41<br>誘引送風機（FD）8<br>換気扇（FV）7<br>※各仕様は竣工時空調図面機器表（4）を参照 | | |
| 吹出口、吸入口 | アルミ製他<br>※配置は既設図面による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 換気ダクト | 亜鉛鉄板製他<br>厨房フードを含む<br>※配置は既設図面による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### （カ）排煙設備

排煙機、排煙口を更新すること。排煙ダクトは、原則として更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 排煙機 | 2 号館南系統・北系統<br>床置型 44,000CMH<br>4 号館南系統・北系統<br>床置型 33,000CMH<br>4 号館展示室系統<br>天吊型 49,000CMH<br>3 号館地下 1 階系統<br>床置型 60,000CMH<br>3 号館 3・4 階系統<br>天吊型 51,000CMH | 一式 | 既設同等で更新 |
| 排煙口 | 電気式<br>2 号館南系統 17・北系統 21<br>4 号館南系統 20・北系統 9・多目的室系統 4<br>3 号館地下 1 階系統 5・3 階系統 10<br>※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調図面機器表（5）を参照 | 一式 | 既設同等で更新<br>※位置は既設図面による。 |
| 排煙ダクト | 亜鉛鉄板製他 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>※配置は既設図面による。 |

### （キ）フロアヒーティング設備

フロアヒーティング設備は既設のままとする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修仕様 |
|---|---|---|---|
| フロアヒーティング（3 号館） | 電気加熱式　ヒーティングケーブル<br>白金測温抵抗体　サーモスタット<br>収納箱　操作盤　制御盤 | 一式 | 既設のままとし、更新は行わない。 |

### （ク）増築対応設備計画

1 号館連絡通路（1）南側及び 2 号館 2 階、3 階の南側から新設する 5 号館（仮称）へ、連絡通路を設けるために、設備機械室、アラーム弁室、EPS 等を盛変えること。5 号館（仮称）の熱源機器は 5 号館（仮称）に設けるものとする。

第 4 立体駐車場(仮称)の新築に伴い、既設第 4 駐車場の解体が発生するが、解体する部分に設置されている空調設備はすべて撤去とし、残存させる部分（残存第 4 駐車場）に設置されている同設備は、すべて既設同等で更新すること。ただし、第 4 駐車場を既設流用する代替提案を行う場合は、事前調査により問題がないことを確認の上、設備機器の既設流用も可とするが、運営期間中に支障が出た場合は劣化状況に応じて事業者負担で更新・修繕等を行うこと。

### （５）衛生設備に関する要求水準

既設仕様欄の参考図書で 1 期衛生〇号図、1 期意匠〇号図、2 期衛生〇号図、2 期意匠〇号図とあるのは、下記の図面を示す。

1 期衛生：昭和 61 年度　ミュージアムプラザ（仮称）施設空調・衛生設備工事　完成図
1 期意匠：昭和 61 年度　ミュージアムプラザ（仮称）施設建築工事　設計図
2 期衛生：平成 03 年度　名古屋国際会議場増築衛生工事　完成図
2 期意匠：平成 03 年度　名古屋国際会議場増築工事(建築)　設計図

#### ア　共通事項

衛生設備を全面更新（特記以外）すること。

なお、衛生設備の配管についても原則として更新とするが、調査により問題がないことを確認できた場合は既設流用も可とする。(調査により問題がないことを確認できたとしても、連結送水管は全て更新すること。）ただし、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新・修繕等を行うこと。

#### イ　１号館

#### （ア）衛生器具設備

衛生器具、電気温水器、ガス給湯器を更新すること。

ユニバーサルデザイン対応として、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台、その他高齢者・子ども連れ及び障がい者に配慮した設備をスペースの関係上可能な範囲で設置する。和便器の洋便器化及びベビーチェア設置に伴い、ブース寸法の見直しを行う。ただし、便器数が減ることは望ましくないので、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台等の置き場所が十分に確保できない場合は市と協議して中止も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 衛生器具 | 洋風大便器×92<br>和風大便器×65<br>身障者用便器×8<br>小便器×96<br>子供小便器×2<br>オストメイト×2<br>洗面器×123<br>掃除用流し×24<br>洗浄便座×14<br>化粧鏡×16<br>ハンドドライヤー×12 | 一式 | 大便器、手動の水栓以外は既設同等で更新。<br>大便器は全て洋風大便器とする。洋風大便器は掃除口付の連続使用可能なタンク式であって、原則壁掛けとしブースの大きさの関係上不可能な場合のみ床置きとする。壁掛けの洋風大便器はライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。また、洋風大便器は蓋ありの温水洗浄便座付とし、洗浄ボタン |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | ※位置、配置は H28 年度環境改善課題調査委託報告書による。なお、アトリウム中央のトイレのみすべて洋便器・洗浄便座に変更済みのため留意のこと。<br>シャワーセット×5<br>自在水栓×40<br>万能ホーム水栓×10<br>散水栓(壁埋込)×26<br>止水栓×13<br>散水栓(床埋込)×4<br>※位置、配置は既設図(1 期衛生 16～23 号図)による。 | | はセンサー式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き 2 連のものとする。<br>内装の一新に伴い、洗面カウンター、鏡等は現代的なデザインとすること。<br>和便器を洋便器にする箇所は、水平防火区画を満たすように改修すること。<br>多機能トイレ（改修後はバリアフリートイレ）に設ける身障者用便器は蓋なしの温水洗浄便座付の壁掛けとし、洗浄ボタンは押しボタン式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。紙巻器は 2 連のものとする。<br>大便器洗浄用の既設工業用水の給水とは別に、洗浄便座用に上水を給水すること。<br>配管はできるだけ露出を避け、内装の更新と共に壁内に納めること。<br>オストメイトは各多機能トイレ（改修後はバリアフリートイレ）にも寸法が可能な限り設置すること。<br>7 階にバリアフリートイレを新設すること。<br>洗面器、手洗器の水栓は既設仕様を問わずすべて自動水栓とすること。なお、電源は AC100V とすること。<br>化粧洗面台、洗面器、手洗器、流し、オストメイトはすべて電気温水器等により温水が使用可能とすること。<br>洗面化粧台の水栓はシングル混合水栓、流しの水栓はシングルレバー混合水栓、シャワーの水栓はサーモスタット付き混合水栓とする。<br>各ブース内に L 字型手すりを設けること。 |
| ベビーチェア等 | ベビーチェアなし<br>ベビーベッド×1<br>成人用ベッド×1 | 一式 | 既設同等で更新<br>来客用トイレの全大便器ブースの半数程度とバリアフリートイレにベビーチェアを設けること。<br>来客用トイレとバリアフリートイレの全てにベビーベッドを設置すること。 |
| 電気温水器 | 貯湯式壁掛形<br>45ℓ×2、30 ℓ×3、20ℓ×3、<br>12ℓ×1(給湯栓付)<br>※位置、配置は既設図(1 期衛生 16～22 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| ガス給湯器 | 瞬間式 32 号×2 | 一式 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | 強制給排気型<br>※位置､配置は既設図(1 期衛生 15 号図)による。 | | |

（イ）給水設備

a 屋内給水設備

飲用受水タンク、飲用高置タンク、雑用高置タンク、飲用揚水ポンプ、雑用揚水ポンプ、塩素滅菌装置、自動給水装置、消火用充水タンクを更新すること。

屋内飲用配管、屋内雑用配管は原則として更新すること。

コンクリート基礎等を既設流用できない場合は、既設基礎を撤去して新設機器に合わせて更新すること。コンクリート基礎を既設流用する場合は補修し、鉄骨架台は更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 飲用受水槽 | FRP 製複合板パネル型<br>実容量 40 ㎥(中仕切り付)<br>※位置は既設図(1 期衛生 16 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 雑用受水槽 | コンクリート製(建築工事)<br>実容量 100 ㎥<br>※位置は既設図(1 期衛生 16 号図)による。 | 一式 | 清掃 |
| 飲用高置水槽 | FRP 製複合板パネル型<br>実容量 21 ㎥(中仕切り付)<br>※位置は既設図(1 期衛生 22 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 雑用高置水槽 | FRP 製複合板パネル型<br>実容量 18 ㎥（中仕切板付）<br>※位置は既設図(1 期衛生 22 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 飲用揚水ポンプ | 多段渦巻 100φ×1,200ℓ/min<br>※位置は既設図(1 期衛生 16 号図)による。 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 雑用揚水ポンプ | 多段渦巻 100φ×500ℓ/min<br>※位置は既設図(1 期衛生 16 号図)による。 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 塩素滅菌装置 | 飲用水用、定量注入型<br>※位置は既設図(1 期衛生 16 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 自動給水装置<br>（雑用水用） | 交互運転方式<br>300ℓ/min×46m<br>※位置は既設図(1 期衛生 22 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 消火水槽 | コンクリート製(建築工事)<br>実容量 450 ㎥以上<br>※位置は既設図(1 期衛生 22 号図)による。 | 一式 | 清掃 |
| 消火用補給水槽<br>(消火用充水タンク) | ステンレス製、実容量 500ℓ<br>※位置は既設図(1 期衛生 15 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 消防用水槽 | コンクリート製×2 個<br>※詳細は既設図(1 期衛生 24、31、32 号図、1 期意匠 26 号図)による。 | 一式 | 清掃 |
| 雨水槽 | コンクリート製(建築工事)<br>実容量 600 ㎡<br>※位置は既設図(1 期衛生 24 号図)による。 | 一式 | 清掃し、雨水貯留槽へ転用すること<br>雨水貯留量は 712 ㎥とする |
| 屋内飲用配管<br>屋内雑用配管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 4～23 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

b 屋外給水設備

敷地内外の飲用水引込配管、工業用水引込配管（メーターユニット、量水器ボックス、バルブ、バルブボックスを含む）は原則として更新すること。上水本管からメーターまでの配管種はダクタイル鋳鉄管 GX 型とし、メーターから建物導入部までの配管は埋設とし、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 または PWA001）とする。50A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1 種）（JIS K6762）とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 飲用水引込配管<br>工業用水引込配管 | 詳細は既設図(H18 年度国際会議場工業用水管布設工事設計図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。 |

（ウ）排水設備

a 屋内排水設備

汚水雑排水ポンプ、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、雨水排水ポンプ、蓄熱槽排水ポンプ雨水ろ過装置、塩素滅菌装置を更新すること。屋内排水管は原則として更新すること。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 汚水雑排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>※位置､詳細は既設図(1 期衛生 2,5,6 号図)による。 | 12 台 | 既設同等で更新 |
| 湧水排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>※位置、詳細は既設図(1 期衛生 2,5,6,16 号図)による。 | 20 台 | 既設同等で更新 |
| 雨水排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>80φ×1,000 ℓ/min<br>※位置は既設図(1 期衛生 5 号図)による。 | 2 台 | 雨水貯留槽として転用するために必要な排水ポンプ仕様として更新すること。 |
| 蓄熱槽排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>65φ×600ℓ /min<br>※位置は既設図(1 期衛生 5 号図)による。 | 6 台 | 既設同等で更新 |
| 雨水ろ過装置 | 全自動型サンド方式<br>濾過能力 30 ㎥/h | 1 台 | 撤去とする |
| 塩素滅菌装置<br>（飲用水用） | 定量注入型<br>最大吐出量 72cc/min | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 塩素滅菌装置<br>(雨水再利用水用) | 定量注入型<br>最大吐出量 72cc/min | 1 台 | 撤去とする |
| 屋内排水管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 4～23 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

b 屋外排水設備

排水ポンプ、排水桝（蓋、根巻き、インバートを含む）を更新すること。湧水槽、雨水

槽、汚水雑排水槽は必要に応じて清掃を行うこと。屋外排水管は原則として更新すること。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 雨水貯留槽<br>（第 2 駐車場東端部床下） | コンクリート製(建築工事) | 一式 | 清掃<br>雨水貯留量は 236 ㎥とする |
| 屋外雨水槽（イベントホールと 4 号館の間の車路中間下部） | コンクリート製(建築工事) | 一式 | 清掃<br>雨水貯留量は 15 ㎥とする |
| 雨水排水ポンプ<br>（正面広場東） | ボルテックス水中型 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 屋外排水管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 7 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。 |

### （エ）給湯設備

暖房給湯温水器、貯湯タンク、加熱循環ポンプ、給湯循環ポンプ、膨張タンク、煙道（ばい煙濃度計の設置を含む）、煙突を更新すること。給湯配管を原則として更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 暖房給湯温水器 | 真空式　都市ガス焚　2 回路形<br>缶体出力 250,000 kcal/h | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 貯湯タンク | SUS444 製　竪型<br>貯湯量 2,500ℓ | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 加熱循環ポンプ | SUS 製 ライン型<br>32φ×70ℓ/min×12m | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 給湯循環ポンプ | SUS 製 ライン型<br>32φ×40ℓ/min×10m | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 膨張タンク | 温水用　密閉形<br>タンク容量 600ℓ | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 給湯配管 | 中央式<br>※詳細は既設図(1 期衛生 4～23 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 煙道 | SUS 製 | 一式 | ばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。その他は既設同等で更新とする。 |
| 煙突 | 点検口付 | 一式 | 既設同等で更新 |

### （オ）消火設備

#### a スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備

スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備一式（バルブ類、スプリンクラーヘッド、送水口、放水口等を含む全て）を更

新すること。更新に際して、現行法に合わせて整備すること。なお、屋内消火栓配管、屋外消火栓配管、消防用水配管、スプリンクラー配管については原則として更新とするが、調査により問題がないことを確認できた場合は既設流用も可とする。ただし、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて更新・修繕等を行うこと。

流水検知装置については、5 号館(仮称)のスプリンクラー作動時も、1 号館防災センターの総合操作盤に火災発生信号を送ること。ただし、5 号館(仮称)を消防設備別棟とする場合はその限りでは無い。現行法に合わせるため、1 号館アトリウムとセンチュリーホールホワイエに放水型ヘッドスプリンクラーを設けること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 屋内消火栓ポンプ | 100φ×750ℓ/min×100m、ユニット形<br>※詳細は既設図(1 期衛生 25 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| スプリンクラー低層用ポンプ | 150φ×2,700ℓ/min×86m、ユニット形<br>※詳細は既設図(1 期衛生 25 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| スプリンクラー高層用ポンプ | 150φ×2,700ℓ/min×90m、ユニット形<br>※詳細は既設図(1 期衛生 25 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| スプリンクラー開放用ポンプ | 300φ×200φ×7,300ℓ/min×90m<br>ユニット形<br>※詳細は既設図(1 期衛生 25 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 放水型ヘッドスプリンクラー | なし | 1 台 | ポンプ 90kW 程度<br>放水型ヘッド、感知器等一式<br>1 号館アトリウム及びセンチュリーホールホワイエに設ける放水型ヘッドで散水するために十分な能力の機器を選定すること |
| 泡消火ポンプ | 100φ×875ℓ/min×84m、ユニット形<br>※詳細は既設図(1 期衛生 25 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 屋外消火栓ポンプ | 100φ×800ℓ/min×52m、ユニット形<br>※詳細は既設図(2 期衛生 48 号図)による。 | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 泡原液タンク | 300ℓ 型<br>3%型水成膜原液 300ℓ入り | 1 台 | 既設同等で更新 |
| スプリンクラー加圧ポンプ | 25φ×31ℓ/min×8m<br>TF-07,08 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 屋内消火栓 | 消火栓φ40、φ65、<br>ノズルφ40、φ65、噴霧切換式<br>ホースφ40、φ65、ゴム引<br>※位置、詳細は既設図(1 期衛生 25.26,27,29 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 屋内消火栓配管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 30～40 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 屋外消火栓 | 消火栓φ65、<br>ノズルφ65、噴霧切換式<br>ホースφ65、ゴム引<br>※位置、詳細は既設図(1 期衛生 25,26,27,29 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 屋外消火栓配管 | 湿式 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | ※詳細は既設図(1 期衛生 32 号図)による。 | | ただし、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。 |
| 消防用水配管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 24、31、32 号図、1 期意匠 26 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スプリンクラー配管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 25,28,30～40 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>1 号館アトリウム及びセンチュリーホールホワイエに設ける放水型ヘッドスプリンクラー用配管を増設すること |
| 連結送水管 | ※詳細は既設図(1 期衛生 30～40 号図)による。 | 一式 | 屋内消火栓の主管とは兼用せず、湿式にて新設。配管は圧力配管用炭素鋼鋼管 STPG（JIS G 3454）スケジュール 40 以上とする。ただし、埋設部分は消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 STPG-VS（WSP041）スケジュール 40 以上とする。 |
| 泡消火設備 | 35ℓ/min×25 個同時放水×10 分間<br>地下 1 階駐車場(1),(2)<br>正面広場駐車場他<br>※詳細は既設図(1 期衛生 25,26 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |

### b その他の消火設備

ハロン消火設備・移動式粉末消火設備・簡易自動消火設備一式（バルブ類、ガスボンベ等を含む全て）、消火器を更新すること。更新に際して、現行法に合わせて整備すること。

7 F 厨房の簡易自動消火設備は、厨房として継続利用する場合にのみ更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| ハロン消火設備 | ハロン 1301<br>※詳細は既設図(1 期衛生 26 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 移動式粉末消火設備 | 第 3 種粉末消火薬剤 33kg 入 | 一式 | ボックスを含め既設同等で更新（1 号館だけでなく、駐車場等の屋外設置のものも含む）<br>移動式粉末消火設備については、劣化状況により、事業期間中に適宜更新すること。 |
| 簡易自動消火設備 | フライヤー用ノズル×1<br>ダクトフード用ノズル×5<br>レンジ用ノズル×5<br>※詳細は既設図(1 期衛生 40 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 消火器 | ABC 粉末消火器等 | 一式 | ボックスを含め既設同等で更新（1 号館だけでなく、駐車場等の屋外設置のものも含む）<br>消火器は事業期間中も設置後 8 年ごとに更新すること。 |

**（カ）厨房器具設備**

7 階レストランを継続する場合は厨房機器設備を更新すること。レストラン以外に用途変更する場合は任意とし、既設の厨房機器設備は撤去すること。1 階イベントホールパントリーの厨房機器は更新とし、4 階レセプションホールのパントリー厨房機器は、机・椅子の収納計画と整合させ、原則として撤去すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 厨房機器設備<br>（1 号館） | 電気、ガス<br>※詳細は既設図(1 期衛生 41～43 号図)による。 | 一式 | 7 階レストラン機器は任意とする。4 階レセプションホールパントリー機器は撤去する。1 階イベントホールパントリー機器は更新すること。 |

**（キ）ガス設備**

屋内・屋外ガス配管は原則として更新すること。（ガス遮断器、パルス発信機を含む）

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 屋内ガス配管 | SGP<br>※詳細は既設図(1 期衛生 3 号図)による。 | 一式 | 低圧ガスは VL で原則として更新<br>中圧ガスは PL で原則として更新 |
| 屋外ガス配管 | SGP、MG 管(埋設部)<br>※詳細は既設図(1 期衛生 3 号図)による。 | 一式 | 低圧ガスは VL、PE(埋設部)で原則として更新<br>中圧ガスは PL で原則として更新 |

**（ク）ＡＥＤ設備**

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を更新すること。また、ＡＥＤの周囲および入口等の目立つ場所に標識を設置し、設置場所を明示、誘導すること。（1 号館 1F アトリウム：1 台、1 号館 2F アトリウム：1 台、1 号館 2F センチュリーホールホワイエ：1 台、1 号館 4F ホール：1 台）

**ウ 2～4 号館**

**（ア）衛生器具設備**

衛生器具、電気温水器、電気湯沸器を更新すること。

ユニバーサルデザイン対応として、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台はスペースの関係上可能な範囲で設置する。和便器の洋便器化及びベビーチェア設置に伴い、ブース寸法の見直しを行う。ただし、便器数が減ることは望ましくないので、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台等の置き場所が十分に確保できない場合は市と協議して中止も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 衛生器具<br>（2～4 号館） | 洋風大便器×90<br>和風大便器×3<br>身障者用便器×11<br>小便器×79<br>子供小便器×12<br>オストメイト×0<br>化粧洗面台×1<br>洗面器×58<br>ハンドドライヤー×20<br>洗浄便座×0 | 一式 | 大便器、手動の水栓以外は既設同等で更新。<br>大便器は全て洋風大便器とする。<br>洋風大便器は掃除口付の連続使用可能なタンク式であって、原則壁掛けとしブースの大きさの関係上不可能な場合のみ床置きとする。壁掛けの洋風大便器はライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。また、洋風大便器は蓋ありの温水 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | 手洗器×11<br>掃除用流し×15<br>化粧鏡×24<br>※位置、配置は H28 年度環境改善課題調査委託報告書による。<br>湯水混合水栓、自在水栓、横水栓<br>ホーム水栓、散水栓、止水栓一式<br>※位置、配置は既設図(2 期衛生 28～39 号図)による。 | | 洗浄便座付とし、洗浄ボタンはセンサー式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き 2 連のものとする。<br>和便器を洋便器にする箇所は、水平防火区画を満たすように改修すること。<br>大便器数はできるだけ既設と同じとすること。<br>多機能トイレ（改修後はバリアフリートイレ）に設ける身障者用便器は蓋なしの温水洗浄便座付の壁掛けとし、洗浄ボタンは押しボタン式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。紙巻器は 2 連のものとする。<br>大便器洗浄用の既設工業用水の給水とは別に、洗浄便座用に上水を給水すること。<br>配管はできるだけ露出を避け、内装の更新と共に壁内に納めること。<br>内装の一新に伴い、洗面カウンター、鏡等は現代的なデザインとすること。<br>アルコールディスペンサーを各ブース内に設けること。<br>既設の多機能トイレ（改修後はバリアフリートイレ）に、寸法が可能な限りオストメイトを設置すること。<br>洗面器、手洗器の水栓は既設仕様を問わずすべて自動水栓とすること。なお、電源は AC100V とすること。<br>化粧洗面台、洗面器、手洗器、流し、オストメイトはすべて電気温水器等により温水が使用可能とすること。<br>洗面化粧台の水栓はシングル混合水栓、流しの水栓はシングルレバー混合水栓、シャワーの水栓はサーモスタット付き混合水栓とする。<br>各ブース内に L 字型手すりを設けること。 |
| ベビーチェア等 | ベビーチェアなし<br>ベビーベッド×5 | 一式 | 既設同等で更新<br>来客用トイレの全大便器ブースの半数程度とバリアフリートイレにベビーチェアを設けること。<br>来客用トイレとバリアフリートイレの全てにベビーベッドを設置すること。 |
| 電気温水器<br>(4 号館 3 階) | 竪型押上式、320ℓ、湯槽ステンレス<br>全自動制御盤、減圧弁、絶縁継手<br>※位置、配置は既設図(2 期衛生 35 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 電気湯沸器 | 貯湯式壁掛形<br>45ℓ×6、20ℓ×5、自動給水型<br>※位置、配置は既設図(2 期衛生 | 一式 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | 28,29,32～35 号図)による。 | | |

### （イ）給水設備

#### a 屋内給水設備

自動給水装置、脱気装置を更新すること。屋内飲用配管、屋内雑用配管は原則として更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 自動給水装置<br>(冷却塔補給水系統)<br>（1 号館 B2F） | 圧力タンク方式 交互並列運転型 圧力一定制御方式　赤水対策ポンプ<br>200ℓ/min×35m×2 台<br>※詳細は既設図(2 期衛生 27 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 自動給水装置<br>（空調補給水系統）<br>（4 号館 B1F） | 受水槽付圧力タンク方式<br>交互運転型 圧力一定制御方式<br>受水槽 FRP 製 700ℓ　赤水対策ポンプ<br>60ℓ/min×35m×2 台<br>※詳細は既設図(2 期衛生 31 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 脱気装置<br>（空調冷温水系統）<br>（4 号館） | 真空制御方式<br>処理水量　1,000ℓ/h<br>※詳細は既設図(2 期衛生 31 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 消防用水槽 | コンクリート製 60ton×3 個<br>※詳細は既設図(2 期衛生 48、49、53、64 号図、2 期意匠 199 号図)による。 | 一式 | 清掃 |
| 屋内飲用配管<br>屋内雑用配管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 9～27 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

#### b 屋外給水設備

敷地内外の飲用水引込配管、工業用水引込配管（メーターユニット、量水器ボックス、バルブ、バルブボックスを含む）は原則として更新すること。上水本管からメーターまでの配管種はダクタイル鋳鉄管 GX 型とし、メーターから建物導入部までの配管は埋設とし、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 または PWA001）とする。50A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1 種）（JIS K6762）とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 飲用水引込配管<br>工業用水引込配管 | 詳細は既設図(H18 年度国際会議場工業用水管布設工事設計図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。 |

### （ウ）排水設備

#### a 屋内排水設備

排水ポンプを更新すること。屋内排水管は原則として更新すること。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 湧水排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>※位置、詳細は既設図(2 期衛生 15,31 号図)による。 | 10 台 | 既設同等で更新 |
| 汚水雑排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>※位置、詳細は既設図(1 期衛生 2,5,6 号図)による。 | 8 台 | 既設同等で更新 |
| 湧水排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>※位置、詳細は既設図(1 期衛生 2,5,6,16 号図)による。 | 20 台 | 既設同等で更新 |
| 雨水排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>※位置は既設図(2 期衛生 20 号図)による。 | 2 台 | 既設同等で更新 |
| 屋内排水管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 11～26 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### b 屋外排水設備

排水ポンプ、排水桝（蓋、根巻き、インバートを含む）を更新すること。湧水槽、雨水槽、汚水雑排水槽は必要に応じて清掃を行うこと。屋外排水管は原則として更新すること。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

雨水ポンプ、湧水ポンプは、排水先が下水と堀川に振り分けられるように、電磁弁等で排水先を制御すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 2 号館湧水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 4 号館汚水雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 4 号館雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 4 号館（南）湧水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 4 号館（北）湧水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 3 号館汚水雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 3 号館雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 3 号館（東）湧水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 3 号館（西）湧水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 3 号館雨水槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 排水ポンプ<br>（雨水貯留槽） | PD-201～204　200φ×4,000 ℓ/min<br>汚水汚物水中型、台数制御 | 4 台 | 既設同等で更新<br>※位置は既設図面による。 |
| 駐車場棟（南）雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 第 4 立体駐車場(仮称)に改築のため解体が必要となる場合は撤去、流用が可能な場合は清掃とする。 |
| 駐車場棟（中）雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 同上 |
| 駐車場棟（北）雑排水槽 | コンクリート製 | 一式 | 同上 |
| 駐車場棟（南）湧水・雨水槽 | コンクリート製 | 一式 | 同上 |
| 駐車場棟（中東）湧水・雨水槽 | コンクリート製 | 一式 | 同上 |
| 駐車場棟（中西）湧 | コンクリート製 | 一式 | 同上 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 水・雨水槽 | | | |
| 駐車場棟（北）湧水・雨水槽 | コンクリート製 | 一式 | 同上<br>残存させる水槽内の湧水・雨水が死に水とならないよう適切に処理すること。 |
| 駐車場棟汚水槽 | コンクリート製 | 一式 | 同上 |
| 駐車場棟雨水貯留槽 | コンクリート製、貯留容量 950 ㎥(最大容量 1300 ㎥) | 一式 | 同上 |
| 雨水貯留ポンプ槽 | コンクリート製 | 一式 | 清掃 |
| 雑排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>PD-P01～P06<br>※位置、詳細は既設図(2 期衛生 23,24 号図)による。 | 6 台 | 第 4 立体駐車場(仮称)に改築のため雑排水槽の解体が必要となる場合は当該槽用のポンプを撤去し、残る場合は既設同等で更新とする。 |
| 湧水雨水排水ポンプ | ボルテックス水中型<br>PD-P07～P14<br>※位置、詳細は既設図(2 期衛生 23,24 号図)による。 | 8 台 | 第 4 立体駐車場(仮称)に改築のため湧水・雨水槽の解体が必要となる場合は当該槽用のポンプを撤去し、残る場合は既設同等で更新とする。 |
| 汚水ポンプ | ボルテックス水中型<br>PD-P15～P16<br>※位置は既設図(2 期衛生 39 号図)による。 | 2 台 | 第 4 立体駐車場(仮称)に改築のため汚水槽の解体が必要となる場合は当該槽用のポンプを撤去し、残る場合は既設同等で更新とする。 |
| 雨水放流ポンプ | ボルテックス水中型<br>PD-P21～P22<br>※位置は既設図(2 期衛生 23 号図)による。 | 2 台 | 第 4 立体駐車場(仮称)に改築のため雨水槽の解体が必要となる場合は当該槽用のポンプを撤去し、残る場合は既設同等で更新とする。 |
| 滝循環ポンプ | PP-C01,C02　斜流水中ポンプ（横置型）　250φ×7,500ℓ/min×10m | 2 台 | 既設同等で更新<br>※位置は既設図面による。 |
| 滝ろ過装置 | WF-C01　全自動砂式<br>処理能力 20 ㎥/h | 1 台 | 既設同等で更新<br>※位置は既設図面による。 |
| 滝滅菌・殺藻装置 | 銅イオン処理方式　対象保有水量 50~75 ㎥　操作盤付 | 1 台 | 既設同等で更新<br>※位置は既設図面による。 |
| 滝用バランシングタンク | コンクリート製（建築工事）<br>実容量 75 ㎥ FLS 3P×2 | 1 台 | 清掃<br>※位置は既設図面による。 |
| 屋外排水管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 11～26 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。 |

### （エ）給湯設備

貯湯タンク、加熱循環ポンプ、給湯循環ポンプ及び膨張タンクを更新すること。給湯配管は原則として更新すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 貯湯タンク（レストラン厨房系統）（4 号館） | SUS444 竪型<br>貯湯量 2,000ℓ | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 給湯膨張タンク（4 号館） | 密閉形　ダイヤフラム方式、<br>タンク容量 300ℓ | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 給湯加熱ポンプ | ステンレス製ライン型 | 2 台 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| （4 号館） | 25φ×55ℓ×6m | | |
| 給湯循環ポンプ（4 号館） | ステンレス製ライン型 25φ×30ℓ×6m | 1 台 | 既設同等で更新 |
| 給湯配管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 11～26 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |

### （オ）消火設備

#### a スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備

スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備一式（バルブ類、スプリンクラーヘッド、送水口、放水口等を含む全て）を更新すること。更新に際して、現行法に合わせて整備すること。なお、屋内消火栓配管、屋外消火栓配管、消防用水配管、スプリンクラー配管については原則として更新とするが、調査により問題がないことを確認できた場合は既設流用も可とする。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 屋内消火栓 | 消火栓φ40 回転式、φ65、<br>ノズルφ40、φ65、噴霧切換式<br>ホースφ40、φ65、ゴム引<br>※位置、詳細は既設図(2 期衛生 48～64,67 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新<br>ただし、間仕切りや出入口等を介してホースが 25m の範囲に届かない場合は、届くようなホースを選定するか、もしくは適切な場所に屋内消火栓を追加すること。 |
| 屋内消火栓配管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 48～60 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、屋内消火栓を追加した場合は、配管も増設すること。 |
| 屋外消火栓 | 消火栓φ65、<br>ノズルφ65、噴霧切換式<br>ホースφ65、ゴム引<br>※位置、詳細は既設図(2 期衛生 49,54,58,67 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 屋外消火栓配管 | 湿式<br>※詳細は既設図(2 期衛生 49,54,58 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新<br>ただし、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。 |
| 消防用水配管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 48、49、53、64 号図、2 期意匠 199 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| スプリンクラー配管 | ポンプは 1 号館<br>※詳細は既設図(2 期衛生 48～64,67 号図)による。 | 一式 | 原則として既設同等で更新 |
| 連結送水管 | ※詳細は既設図(2 期衛生 48～64 号図)による。 | 一式 | 屋内消火栓の主管とは兼用せず、湿式にて新設。配管は圧力配管用炭素鋼鋼管 STPG（JIS G 3454）スケジュール 40 以上とする。ただし、埋設部分は消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 STPG-VS（WSP041）スケジュール 40 以上とする。 |
| 泡消火設備 | 泡原液貯蔵槽 400ℓ型<br>(水成膜原液 3%型) | 一式 | 既設同等で更新 |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| | 警報表示盤<br>※詳細は既設図(2 期衛生 66 号図)による。 | | |

b その他の消火設備

二酸化炭素消火設備・移動式粉末消火設備・簡易自動消火設備一式（バルブ類、ガスボンベ等を含む全て）、消火器を更新すること。更新に際して、現行法に合わせて整備すること。

既設の簡易消火設備は、3 号館地下 1 階厨房、4 号館 1 階パントリー厨房、2 号館 2 階喫茶厨房にあるが、3 号館地下 1 階、2 号館 2 階については、用途変更に対応させ不要となる場合は撤去すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 二酸化炭素消火設備 | 区画<br>電気室、バッテリー室、オイルタンク室、発電機室、特高電気室、熱源機械室<br>※詳細は既設図(2 期衛生 66 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 移動式粉末消火設備 | 第 3 種粉末消火薬剤 33kg 入 | 一式 | ボックスを含め既設同等で更新（2～4 号館だけでなく、駐車場等の屋外設置のものも含む）<br>移動式粉末消火設備については、劣化状況により、事業期間中に適宜更新すること。 |
| 簡易自動消火設備 | 2 号館 2F：レンジ用×1、フード用×1<br>3 号館 B1F<br>：レンジ用×11、フード用×14<br>フライヤー用×2<br>4 号館 1F：レンジ用×1、フード用×1<br>※詳細は既設図(2 期衛生 66 号図)による。 | 一式 | 既設同等で更新 |
| 消火器 | ABC 粉末消火器等 | 一式 | ボックスを含め既設同等で更新（2～4 号館だけでなく、駐車場等の屋外設置のものも含む）<br>消火器は事業期間中も設置後 8 年ごとに更新すること。 |

（カ）厨房器具設備

2 号館 2 階喫茶厨房、3 号館 B1 階レストラン厨房、4 号館 1 階パントリーの厨房機器設備を更新すること。ただし、2 号館 2 階厨房、3 号館 B1 階厨房については、用途変更に対応させ不要となる場合は撤去すること。

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| 厨房機器設備 | 電気、ガス<br>※詳細は既設図(2 期衛生 41～46 号図) | 一式 | 既設同等で更新<br>※ただし、2 号館 2F、3 号館 B1F |

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様 |
|---|---|---|---|
| | による。 | | 厨房機器については、任意とする。 |

**（キ）ガス設備**

屋内・屋外ガス配管は原則として更新すること。（ガス遮断器、パルス発信機含む）

| 部位 | 既設仕様 | 数量 | 改修参考仕様(下線部は必須事項) |
|---|---|---|---|
| 屋内ガス配管 | SGP | 一式 | 低圧ガスは VL で原則として更新<br>中圧ガスは PL で原則として更新 |
| 屋外ガス配管 | SGP、MG 管(埋設部) | 一式 | 低圧ガスは VL、PE(埋設部)で原則として更新<br>中圧ガスは PL で原則として更新 |

**（ク）ＡＥＤ設備**

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を更新すること。また、ＡＥＤの周囲および入口等の目立つ場所に標識を設置し、設置場所を明示、誘導すること。（2 号館 3F ラウンジ(2)：1 台、4 号館 1F ロビー(3)：1 台）

**エ　増築対応設備計画**

1 号館連絡通路（1）南側及び 2 号館 2 階及び 3 階の南側から新設する 5 号館（仮称）へ、連絡通路を設けるために、設備機械室、アラーム弁室、EPS 等を盛変えること。5 号館（仮称）自体の衛生設備は 5 号館（仮称）の要求水準を参照すること。

第 4 立体駐車場(仮称)の新築に伴い、既設第 4 駐車場の解体が発生するが、解体する部分に設置されている衛生設備はすべて撤去とし、残存させる部分（残存第 4 駐車場）に設置されている同設備は、すべて既設同等で更新すること。ただし、第 4 駐車場を既設流用する代替提案を行う場合は、事前調査により問題がないことを確認の上、設備機器の既設流用も可とするが、運営期間中に支障が出た場合は劣化状況に応じて事業者負担で更新・修繕等を行うこと。

**（６）舞台設備（機構設備、照明設備及び音響設備）に関する要求水準**

「別紙 18　舞台機構設備に関する要求水準（別紙）」、「別紙 19　舞台照明設備に関する要求水準（別紙）」、「別紙 20　舞台音響設備に関する要求水準（別紙）」に示す機器を改修仕様の通り更新すること。その後、事業期間中に不具合の発生した機器は、適宜修繕もしくは更新すること。

配管配線も全面更新すること。ただし、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

## ４ ５号館（仮称）の要求水準

### （１）基本方針

大規模会議等における併設展示のための展示スペースを増強することにより、都市間競争における優位性を確保することを基本として新規施設（展示）を整備する。

ここで、名古屋国際会議場の利用実績をみると、全国的・国際的なコンベンション等での利用だけでなく、集会・講演会、見本市・展示会などでも多く利用されており、施設の稼働率は非常に高くなっている。これらの需要にも対応可能な柔軟な施設整備が望まれる。

また、既存施設には展示を目的としたイベントホール（1,920 ㎡、床耐荷重 5t／㎡）があり、また、市内には名古屋市国際展示場も立地していることから、これらの施設とのすみ分けも重要である。

以上より、大規模会議等の併設展示や分科会での利用を前提として、他用途にも対応可能な、既存施設と合わせて多様な利用ができる施設を目指すこととする。

### （２）施設要件

- 5 号館(仮称)の延床面積は 12,900 ㎡以上の 98%以上 100%以下とし、できる限り 100%に近づけること。なお、ここでの延床面積は建築基準法における床面積とする。
- 諸室の計画においては、各諸室の機能、諸室相互の関連及び利用者の動線を考慮した計画とすること。
- 諸室の仕様は、「別紙 08　諸室仕様リスト（5 号館（仮称））」及び「別紙 21　バトン配置イメージ図（5 号館（仮称））」によること。
- 諸室（展示室を除く）の各室面積は、「別紙 08　諸室仕様リスト（5 号館（仮称））」に示す記載面積を標準として、±3%以内とする。ただし、要求水準を満たした上で、その有効性を提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可能とすること。
- 諸室に設置する什器・設備備品等は、地震や利用時の転倒及び落下に備えた必要な措置を計画すること。
- 有効開口幅は 900mm 以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とする。

**図表 8　5 号館（仮称）の施設要件**

| 棟 | 区分 | 概要 |
|---|---|---|
| 5 号館（仮称） | 展示室 | 2,500～2,560 ㎡の展示室を 2 室 |
| | 会議室 | 3 室以上 |
| | 主催者控室、控室 | VIP 用、大、小の控室：合計 6 室以上 |
| | 搬出入車両用スペース | 搬出入車両駐車スペース、荷捌きスペース |
| | その他諸室 | 機械室、備品倉庫など |

### （３）配置・動線計画

- 5 号館（仮称）の配置については、「別紙 22　5 号館（仮称）ゾーニング図」を参照するとともに、既存施設とのスムーズな動線を確保すること。

- 屋内外共に、すべての利用者にとって機能的で分かり易く、ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心して利用できる計画とすること。特にイベント等の入退場時の来場者集中を考慮した十分な幅員、適切な形状とすること。
- 来場者、主催者及び施設管理者の動線の分離と機能性を配慮した計画とすること。
- エスカレーターやエレベーター等の動線の結節点には、広いスペースを設けるなど一度に大勢の来場者が安全に移動できるよう配慮した動線計画とすること。
- 内外にある設備関係のメンテナンス車両動線について、配慮すること。
- 5 号館（仮称）においては、搬入口に VIP 車両を付ける想定とし、搬入口から控室まで一般動線と分けて動線を確保すること
- 維持管理の観点から、屋上へは最低限、階段にてアクセスできるものとする。屋上に設備機器等を設置する場合は、昇降機設備を一部着床させるなど、メンテナンスや機器の更新に配慮すること。
- 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。
- 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とすること。
- 周辺の状況を考慮し、開口部の配置、形状及び仕様等、プライバシー確保、外部からの視認性に配慮した計画とすること。

**ア　利用者動線**

- 5 号館（仮称）は、1 号館連絡通路（1）2 階、2 号館 2 階、3 階を屋内渡り廊下で接続し、既存施設からのユニバーサルデザイン対応に配慮した動線計画とすること。
- 1 階レベルにおいても、既存施設から 5 号館（仮称）へのアクセスを可能とし、ユニバーサルデザイン対応に配慮した動線計画とすること。
- ユニバーサルデザイン対応に配慮するとともに、車両との交錯を避け、安全・安心な利用者動線を確保すること。
- 災害時の避難動線は、すべての利用者が円滑に避難できるよう可能な限り分散可能な計画とすること。
- 外部出入口の上部全てに庇を設置すること。

**イ　車両動線**

- 搬出入車両：5 号館（仮称）北東側又は東側より出入りする動線とすること。
- 緊急車両：本敷地北側より出入りする動線とすること。
- 利用者動線とサービス動線（展示室等への什器・設備備品等・機材搬出入ルート、食材搬入ルート、ごみ収集車用ルート等）は明確に区分した動線計画とすること。

**ウ　配置への配慮**

- 5 号館（仮称）北東側又は東側には、催事の設営・撤去時の搬出入作業を考慮し、搬出入車両等の駐車スペースや荷捌きスペースを十分に確保すること。
- 搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。

### （４）外構計画

#### ア　荷捌き駐車場

- 5 号館（仮称）の北側又は東側には、次に記載するスペースを確保すること。
  - 搬出入車両駐車スペース：車路を含め 14 台以上駐車可能なスペース。臨時駐車場として 24 台以上。（※臨時駐車場とは、駐車したときに 5 号館（仮称）東側からの 11t クラスの車両における搬入ルート上）
  - 荷捌きスペース：ウイング車を含む 11t クラスの車両が 2 台程度駐車可能なスペース（車路を除く）相当
- 車両の回転半径や全高等を考慮すること。
- 搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。
- 各車室には原則として車止めを設け、ナンバリングを施すこと。
- 適切な箇所に給排水設備を設けること。
- 夜間作業等に支障のないよう、適切な箇所に照明設備を設けること。

#### イ　ゴミ保管庫

- 適宜、ゴミ保管庫を設置すること。
- 5 号館（仮称）のバックヤードから利便性の高い場所に設置すること。
- 給排水設備を設けること。

### （５）景観及びデザイン計画

- 本敷地の東側の堀川対岸からの景観についても、魅力を高めることに配慮し、植栽やファサードなどを工夫すること。
- 荷解き駐車場などが堀川沿いの歩行者道から見えないように配慮すること。

### （６）外装計画

- 屋根材及び外壁材は、雨の打撃音や飛行機等の騒音に対して遮音性のある材質とし、展示室内への騒音対策を考慮すること。
- 展示室内の音が外部に対して聞こえないように遮音に配慮すること。
- 外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮すること。落下による利用者への危険の回避にも留意すること。
- 利用に障害をきたさない断熱性を有すること。
- 防鳥や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮すること。

### （７）仕上計画

- 展示室から会議室への音漏れについて遮音性に配慮すること。
- 防鳥や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮すること。
- 窓を開放して使用することが想定される室や防虫の必要な室のガラリ等については、網戸を設置する。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥ネットを設置する。
- 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設ける。特に、主玄関には顔と

しての意匠性及び耐久性等に考慮した庇のある計画とする。また、その他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとする。

### （８）維持管理計画

- 公共施設の設計耐用年数 80 年以上にわたる建物利用を考慮し、長期修繕計画に基づいたライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- 修繕工事の施工性を鑑み、建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。
- 各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとする。
- MICE 開催ニーズの変化や将来の情報通信技術等への対応が容易な計画とすること。
- 建物の冷暖房負荷（W／㎡）の低減を図り、電気、ガス、水道等の光熱水費を極力抑えた計画を行うこと。
- 設備更新における搬入経路の確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとすること。
- トイレなどの配置は、配管の更新など修繕工事時における施設機能が確保されるように計画すること。
- 地下汚水槽など維持管理に配慮が必要な施設を設置する必要がある場合は、配置計画の工夫などを図ること。

### （９）安全・防災・防犯計画

- 建物周囲や各階において、防犯効果が発揮される箇所に監視カメラを設置し、既存施設 1 号館の防災センター及び管理事務所で監視できるようにすること。なお、監視カメラの設置場所については、事前に市と協議の上、計画すること。
- 非常時に警報を要する設備については、既存施設 1 号館の防災センター及び管理事務所 に通報可能とすること。
- 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。

### （１０）構造計画

#### ア　耐震性能

- 構造設計に当たっては、「建築基準法」による他、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）や「市設建築物総合耐震設計基準」に基づき、自重、積載荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。
- 「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記の通りとする。

(ア) 構造体の耐震性：Ⅱ類以上（重要度係数：i=1.25）
(イ) 建築非構造部材の耐震性：A 類
(ウ) 建築設備の耐震性：乙類、非常用発電機設備に限り甲類
※層間変形角　RC 造、SRC 造：1/200 以下、S 造：1/100 以下とする。

※杭基礎とする場合、大地震動に対して、杭基礎の保有水平耐力の検討を行うこと。杭基礎の保有水平耐力は、上部構造の必要保有水平耐力（Qun）以上とする。ただし、根入れ効果を期待できる場合には、必要保有水平耐力を低減してよい。

- 大規模空間の天井の崩落対策については、平成 25 年 8 月 5 日付、天井脱落に係る一連の技術基準告示（国土交通省平成 25 年告示第 771 号他）に基づき適切な対応をとること。また、大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても落下防止策を講じること。
- 構造計画上、複雑な形状となる場合は、適切にエキスパンションジョイントを設け、明解なモデル化により構造解析を行うこと。
- 構造解析をした場合は、免震層より上部の構造体については、耐震構造による場合と同等以上の耐震性能（耐震安全性）を確保することを検証することにより、用途係数による割り増しを適用しないことができるものとする。
- 免震構造を採用する場合は、免震部材の交換や残留変形の可能な構造とすること。また、免震部材交換時において、地震時の安全性が確保されること。
- 制振構造を採用する場合は、制振部材の交換が可能な構造とする。また、制振部材交換時において地震時の安全性が確保されること。

**イ　基礎構造**

- 建物導入部の配管等には地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用し、安全対策を行うこと。
- 基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法を選定すること。
- 「参考 f　柱状図」を参考に、事業者の責任において検討し、計画すること。必要に応じて事業者にて追加調査を行うこと。

**ウ　耐久性能**

- 本書に記載のない事項は、「日本建築学会諸基準」を参考にすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。
- 振動を伴う機器・器具・什器・設備備品等に関しては、振動障害を検討し、構造体と絶縁する等必要に応じて十分な対策を講じること。

**（１１）設備計画**

**ア　電気設備計画**

**（ア）共通事項**

- 施設の適合性、保守管理の容易性、災害時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行うとともに、安定した電力供給システムを構築すること。
- 環境への配慮と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。
- 災害時、設備更新時の電気的なバックアップについて考慮すること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配

慮すること。
- 高所に配慮した器具は容易に保守管理できるようにすること。

**（イ）受変電設備**
- 既存施設特高受変電設備より受電とする。
- 負荷系統に適した変圧器構成とし、負荷の拡張性も考慮すること。
- 保守停電時のバックアップ送電に留意すること。
- 点検等による停電が短時間ですむ工夫をすること。1 施設の点検で、他施設に停電が波及しないこと。
- 受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること。
- 電気室は保守性や将来の負荷の拡張性も考慮すること。
- 電気室は２階以上とする等、洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水について配慮した配置とすること。
- 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- 経済的な電気契約のため深夜電力の利用などを検討すること。
- 既存施設 1 号館の防災センターで遠隔操作ができるようにすること。
- 受変電設備の更新時には、停電により施設が使用できない期間が最小となるように計画すること。

**（ウ）発電設備**
- 既存施設を含めた施設全体の非常電源を 1 台の非常用発電機で供給することを検討し、5 号館（仮称）に設置すること。発電機容量は 2,500kVA 以上とし、72 時間以上の連続運転が可能なものとする。非常用発電回路に接続する負荷は、本書「第 2-3(3) 電気設備に関する要求水準　ア(イ)非常用発電機設備」による。
- 発電設備からの電源供給は、非常用発電回路に接続する負荷全体への供給と、非常用発電回路に接続する負荷のうち５号館（仮称）単独への供給とで切り替えが可能なものとすること。
- 建築基準法における予備電源の機能を有すること。
- 消防法における非常電源の機能を有すること。
- 起動時の信頼性は高く、運転時の出力は安定した設備とすること。
- 発電設備は２階以上とする等、洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水について配慮した配置とすること。
- 騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコストなどについて検討し、必要な対策を講じること。
- 既存施設 1 号館の防災センターで遠隔操作ができるようにすること。
- 非常用発電機用の燃料タンクは、災害時には自動ポンプにより給油できるようにすること。

**（エ）無停電電源設備**
- 中央監視設備、情報通信設備及び機械警備設備等の主要機器に対する瞬時停電対策用

として設置すること。

**（オ）幹線設備**

- 利用形態に合わせ、ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。また、各系統別に消費電力量を把握できるようにすること。
- 将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。
- ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。幹線ケーブルには、環境に配慮したエコケーブルを採用すること。

**（カ）分電盤・動力盤設備**

- 分電盤・動力盤・動力制御盤の配置計画は、保守性や将来の拡張性も考慮すること。

**（キ）コンセント設備**

- イベント用分電盤、コンセント設備は各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。
- 1 階展示室の床面に配線ピットを設置して、施設使用者が各種の配線を行いやすい環境を整備するとともに、想定される利用形態や催事規模を踏まえた電源・コンセント設備を設置すること。

**（ク）太陽光発電設備**

- 5 号館（仮称）の屋上に太陽光発電設備 20kw 以上を設置すること。また、1 階ホワイエに発電表示装置を設置すること。

**（ケ）昇降機設備**

- 利用者の移動が円滑となるよう、各種法規に準拠したエレベーターを 2 基設けること。
- エレベーターは、20 人乗り程度でストレッチャー対応のものとすること。
- 荷物の搬出入用に、各種法規に準拠した運用に支障のない大型エレベーターを 1 基設けること。
- エレベーターの押しボタンは、タッチレス方式とすること。
- ホワイエに昇り用と降り用のエスカレーターを設けること。
- エスカレーターについて、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」に基づき、転落防止対策を講じること。
- エスカレーターの手摺は抗菌仕様とすること。

**（コ）照明設備**

- 照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 省エネルギー・高効率・高寿命タイプ（LED 照明等）を利用するとともに、維持管理の容易なものとすること。
- 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとすること。特に高所

に設置するものについては、落下防止等の安全対策や点検用歩廊、電動昇降装置等により保守が行いやすい計画とすること。

- 既存施設 1 号館の防災センターから一括管理ができるようにすること。
- 点滅区分を適正にして、こまめな消灯又は調光ができること。
- トイレ、非常階段などの人通りが少ない場所等については、人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- 照度センサー等により、昼間の消費電力を低減する工夫を行うこと。
- 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は、外光・人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- 屋外照明については、光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着きのある照明を工夫すること。
- その他、必要に応じて保安照明を設置すること。

**（サ）雷保護設備**

- 必要に応じ、JIS 規格、建築基準法に基づき雷保護設備を設置すること。

**（シ）構内情報通信設備**

- 公衆電話の設置については事業者の提案による。
- 各諸室に配置する情報通信設備は、使用目的・機能・性能を満足した設備とすること。
- 放送設備（非常放送、一般兼用）を設置し、既存施設 1 号館の防災センターで一括管理できる設備とすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 既存施設 1 号館の防災センターで用いるネットワーク回線等、各諸室の利用形態に合わせ LAN を設置すること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 無線端末の使用を可能とし、利用者へ NAGOYA Free Wi-Fi を含む Wi-Fi サービスを提供すること。建物設備などの施設情報や館内案内などの一般情報などを扱えるシステムとすること。他の情報システムとも連携できるものとすること。
- 記載なき事項は、第 2 章 3(3)ウ(シ)構内情報通信設備による。

**（ス）構内交換設備**

- 外線及び内線通話を基本とすること。
- 電話交換機は、既存施設 1 号館防災センターに設置すること。
- 原則としてダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。各諸室に必要に応じて電話端子を設置すること。
- 各諸室の内線電話やイベント用臨時電話を管理する構内電話交換設備・構内携帯電話システム（PHS）を設置すること。
- 施設全体の構内電話交換設備・構内携帯電話システム（PHS）に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 記載なき事項は、第 2 章 3(3)ウ(サ)構内交換通信設備による。

**（セ）情報表示設備**

- 電気時計設備は、親時計(時刻自動修正機能付)を既存施設 1 号館の防災センターに設置し、施設内要所に子時計を設置すること。なお、電気時計設備は、親時計・子時計に替えて、電波時計とすることも可能とする。
- 催事、利用状況等の情報を一体的に提供可能なデジタルサイネージを設置すること。

**（ソ）映像・音響設備**

- 各諸室に設置する映像・音響設備は、使用目的・機能・性能を満足したシステムとすること。音響設備においては、既存施設の構内交換設備やワイヤレスマイク等と干渉が起きないようにすること。
- 情報表示設備、放送設備、テレビ共同受信設備等とも連携すること。

**（タ）テレビ共同受信設備**

- 各種テレビ・ラジオアンテナの設置については事業者の提案による。

**（チ）誘導支援設備**

- 将来の設備更新時においても安価で変更可能な設備とすること。
- エレベーター・バリアフリートイレ等に非常呼出ボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により既存施設 1 号館の防災センターに知らせる設備を設置すること。

**（ツ）防災設備**

- 関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種防災設備を設置すること。
- 消防法令上の同一棟となった場合は、既存施設 1 号館の防災センターに主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。
- 消防法令上別棟の場合は、自火報、非常放送等全ての情報を 1 号館の防災センターに送ると共に同センターから操作可能なものとすること。
- 防火・排煙制御設備は、既存施設 1 号館の防災センター自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。
- 消防設備については、本書「第 2 3(3)電気設備に関する要求水準　ア（シ）消防設備」の内容についても対応すること。
- 休日や夜間など、施設利用者が少数または無人となる時間帯において、通常の火災報知レベルより高感度で検出できるよう、スケジュールに合わせて切り替え可能な機能を有した自動火災報知設備とすること。
- 展示室では、催事によりスモーク等の演出を行うことが想定されることから、施設全体の防災機能に影響を与えないよう、設計段階にて所轄消防署と協議を行い、その指導に従って設備を計画すること。簡易な機器操作によって各ホールの催事を確実に行えるなど、運用にも配慮した計画とすること。
- 非常用放送設備は現行法に適合する放送設備とすること。なお、各棟毎の区分放送等については、消防設備システム評価を受けること。ただし、消防設備システム評価を得られない場合は具体的な運用方法について所轄消防署と協議を行い、その指導に

従って整備を行うこと。

**（テ）防犯・監視カメラ設備**

- 非常通報装置、連絡用インターホン、監視カメラ、防犯センサー、電気錠、入退室管理システム等の装置を設置し、施設内の防犯管理設備を計画すること。
- 既存施設のセキュリティカメラシステム（監視カメラ及びモニター）と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 既存施設内の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。
- 監視カメラは、ホワイエ、展示室内及び建物外の四周が死角なく見渡せるように設置し、既存施設 1 号館の防災センターで映像を見ることができるようにすること。設置場所については、事前に市と協議すること。

**（ト）その他電気設備**

- 事業者の提案による。

**イ　空調設備計画**

**（ア）共通事項**

- オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指すこと。
- 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。
- 熱源機器配置の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- 煙突を設ける場合は、維持管理が容易となるよう煙道にばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。
- 主要な機器類（空調、換気、排煙、自動制御など）は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 展示室や会議室に要求される静寂性を確保すること。
- 設備方式、使用器機材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとすること。
- 機器更新時を考慮した配置計画とすること。
- 地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策を行うこと。

**（イ）空調設備**

- 空調システムは空調負荷や換気量等を考慮し、感染症拡大予防対策として十分な換気を行った場合でも快適な室内環境が確保できるよう計画すること。展示室の最大収容人数は 1,750 人以上とする。
- 各諸室の温度管理は、既存施設 1 号館の防災センターで行い、各諸室においても管理

できるものとすること。

**（ウ）換気設備**

- 各諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。また、シックハウス対策、感染症拡大予防対策に配慮した換気計画とすること。
- トイレの排気は、専用の独立した換気設備とすること。その他臭気や空気汚染のおそれのあるエリアは、個別設備とすること。

**（エ）排煙設備**

- 建築基準法及び消防法に従い、排煙設備を設置すること。
- 諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。
- 排煙口が高所に設置される場合は、操作性に留意して計画すること。

**（オ）自動制御設備**

- 空調設備全体の運用に対し、適切なゾーニング計画に基づく適正な温湿度管理、空気質の管理が行えるシステムとすること。
- エネルギー管理システム BEMS 等を導入すること。
- 既存施設 1 号館の防災センターに中央監視装置を設置し、防災設備が適切に連携されたシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 既存施設 1 号館の防災センターにおいて設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の監視システムを計画すること（受変電設備を含む）。
- 各機能、用途に応じたゾーン･室において温度管理ができるシステムとすること。
- 管理ゾーニング区分毎に光熱水の使用量が計量及び記録できるようにすること。
- エネルギー使用の見える化や節電対策が図れるシステムを導入すること。

**ウ　給排水衛生設備計画**

**（ア）共通事項**

- 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- 配管は、合理的なルートとなるよう計画し、経済性や維持管理のし易さに配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うとともに上水と雑用水についてはクロスコネクション防止を行うこと。
- 給排水などの配管改修時に施設運営の影響が少ない計画とすること。
- 地震時などの緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 給水埋設配管は耐震性を考慮し、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 または PWA001）とする。50A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1 種）（JIS K6762）とする。

### （イ）給水設備

#### a 上水

- 必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- 給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- 受水タンクには、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。

#### b 雑用水

- 大便器・小便器の洗浄には既設で使用している工業用水を用いること。ただし、関係機関との調整により、利用が難しい場合は、採用非採用について、名古屋市と協議を行うこと。

### （ウ）給湯設備

- 給湯設備を設置することとするが、設備の種類については事業者の提案による。
- 維持管理及び更新を考慮し、給湯設備から供給場所までが近距離となるような配置を計画すること。
- 煙突を設ける場合は、維持管理が容易となるよう煙道にばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。

### （エ）排水通気設備

- 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出できるものとすること。
- 排水配管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないよう、適切に通気設備を設けること。
- 停電時や災害時を含め常に衛生的環境を維持できるものとすること。
- 雨水排水は、3 号館西側にある既設雨水貯留ポンプ槽に接続すること。
- 現在の排水ルートは「別紙 23　雨水抑制施設対応資料」及び「別紙 24　雨水排水経路図」に示す。
- エアコン室内機、ファンコイル等まわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して 32A 以上とする。エアコン室内機、ファンコイルユニット等の横引きドレン管がつまった時の清掃用に横引きドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。
- 排水配管（ポンプアップ配管に限る）は耐震性を考慮し、下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

### （オ）衛生器具設備

- 衛生的で、障がい者や高齢者等にも使いやすく快適性の高い器具を採用すること。
- 省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。
- 洋式便器は、掃除口付の連続使用可能なタンク式であって壁掛け型とし蓋ありの温水洗浄便座付とすること。ライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。洗浄ボタンはセンサー式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き 2 連のものとする。

- 小便器は自動洗浄とすること。洗面器は自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。
- オストメイトのための設備及び介護ベッド（長さ 120cm 以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるもの）を設けたバリアフリートイレを 1 つ以上設置すること。
- バリアフリートイレに設ける洋式便器は蓋なしの温水洗浄便座付の壁掛けとし、洗浄ボタンは押しボタン式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。紙巻器は 2 連のものとする。
- 各トイレにハンドドライヤーを 1 つ以上設置すること。
- 各ブース内に L 字型手すりを設けること。

**（カ）雨水貯留設備**

- ピット部に雨水流出抑制対策要綱に基づき必要に応じて雨水貯留設備を設けること。「別紙 23　雨水抑制施設対応資料」及び「別紙 24　雨水排水経路図」を参照すること。
- 必要なポンプを設置すること。

**エ　その他設備**

**（ア）ガス設備**

- 必要箇所に、必要容量のガスを、安全性を確保した上で供給できるシステムとすること。

**（イ）吊物機構設備**

- 展示室に配置する吊物機構設備は、使用目的・機能・性能を満足した設備とすること。

**（ウ）消防設備**

- 関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、適宜設置すること。

**（エ）ＡＥＤ設備**

- 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を 1 ヶ所以上設置すること。また、ＡＥＤの周囲および入口等の目立つ場所に標識を設置し、設置場所を明示、誘導すること。

## ５ 第４立体駐車場（仮称）の要求水準

### （１）基本方針

5 号館（仮称）の整備により、大規模会議等の開催件数の増加が期待されるだけでなく、これまで以上に多様な利用が増加すると予想される中、現在の駐車場規模では、駐車場を十分にまかなうことが難しくなると想定される。

本施設は、住宅地が隣接しているという立地特性があることから、生活道路への影響が発生しない程度の駐車場の整備が求められる。案内表示などのわかりやすさの向上、周辺地域からの景観へ配慮しつつ、十分な駐車台数を確保することを基本方針とする。

### （２）施設要件

第 4 立体駐車場（仮称）の施設要件は、以下のとおりである。

ただし、法令等に適合する実現可能な提案内容であることを前提として、本書で示した要求水準をより効果的に達成できる場合については、第 4 立体駐車場（仮称）単体で 600 台を確保することは必須とはせず、本敷地全体で合計 950 台（バス駐車場を含む）を確保する代替提案を可とする。

また、第 4 駐車場を既設流用する代替提案も可とするが、この場合、事前調査を実施し、外部、内部共にクラック、浮き、爆裂、ジャンカ等について、全て補修を行うなどの老朽化対策や、漏水部分を確認し、原因を究明した上で防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うなどの漏水対策、設備機器の更新、ユニバーサルデザイン対応及び既存不適格事項の適正化の改修整備を確実に実施すること。

なお、いずれの代替提案を行う場合も、本書の「第 2 2 共通の要求水準」、「第 2 5 第 4 立体駐車場（仮称）の要求水準」及び「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称））」を原則適用すること。特に、渋滞対策など周辺住民に配慮すること、緑化率等を確保すること、周囲の景観との調和した計画とすること、オアシス広場がこれまでと同様、市民が安心・安全に憩うことができる空間として利用できるようにすること、利用者と車両の動線が原則として交差しないように運用すること、搬入・搬出ルート等が確保されること、重量 2.5t 以上の車両が駐車できるようにすること等、運営上支障が出ないように十分配慮した計画とすること。

**図表 9　第 4 立体駐車場（仮称）の施設要件**

| 施設機能 | 区分 | 概要 |
|---|---|---|
| 第 4 立体駐車場（仮称） | 自走式立体駐車場 | 600 台（第 1、第 2、第 3 駐車場、バス駐車場と新第 4 駐車場の合計で 950 台。ただしこれを上回ることは任意とする。） |
| | その他諸室 | トイレ、管理室など |

#### ア　駐車場の規模及び形式等

計画においては、「名古屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づくとともに、下記条件を満たすものとすること。

図表 10　駐車場の形式及び規模等

| 項目 | 条件 |
|---|---|
| 駐車場の形式 | 自走式立体駐車場を設け、自走式立体駐車場は、フラット式とし車庫外スロープ形式とすること。<br>自走式立体駐車場の積載荷重は車両重量 2.5t 以上とすること。 |

※　車いす使用者用の駐車台数などは、「名古屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく設置基準台数以上とすること。

**イ　車室・車路**

計画においては、下記条件を満たすものとすること。

図表 11　車室・車路

| 項目 | 条件 | |
|---|---|---|
| 車室 | 一般 | 幅 2.5m 以上奥行 5.0m 以上 |
| | 車いす使用者用 | 幅 3.5m 以上奥行 6.0m 以上 |
| 車路※ | 幅員 | 一方通行の場合 3.5m 以上<br>相互通行の場合 5.5m 以上 |
| | 勾配 | 17%以下（極力緩くすることが望ましい） |

※　車路は、原則として一方通行とすること（やむ得ない場合は相互通行とするが、その部分は極力短くする）。

**ウ　入出庫口の構造**

各入出庫口の道路との境界付近には、管理用として本敷地内への車両の進入を防ぐことができる可動式バリカー等を設置すること。

**エ　入出庫口設置に伴う道路改良工事及び道路上の物件の移設**

- 本敷地西側の入出庫口設置に伴って必要となる乗入れの設置工事は事業者が行うこと。
- 入出庫口に設置に伴って、電柱・道路照明・街路樹・消火栓・地下埋設物等の物件の移設が必要となる場合、その移設工事は事業者が行うこと。

**オ　車いす使用者用車室の配置**

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合するよう台数を確保し、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。福祉都市環境整備指針にも考慮すること。

**カ　諸室**

- 利用者にわかりやすく、緊急時や出入口のトラブルに速やかに対応できる位置に管理室（約 25 ㎡）を計画すること。
- 管理室は空調を可能とし、室内には流し台、トイレを設けること。
- 利用者用トイレは各階に設置するものとし、一般トイレとバリアフリートイレを適

切な数を設置すること。また、通常は常時開の扉を設置し、防犯上、トイレを閉鎖できるようにすること。ただし、屋根階には、トイレは不要。

- 管理室及び利用者用トイレは、網戸を設置する。管理室の窓には、ブラインドを設置する。
- 有効開口幅は 900mm 以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とする。

**キ　仕上げ計画**

- 仕上げについては、利用者の安全性に配慮するとともに、以下の点に留意すること。
- デザイン、色彩は、関係法令や基準等を遵守し、周辺環境に調和し、地区の景観形成に資する施設となるように努めること。
- 仕上げ材は、用途及び使用頻度、各材料の特性を把握した上で、防汚性やメンテナンス等にも配慮して最適なものを選ぶように努めること。
- 床は、滑りにくく耐久性に優れた素材を使用すること。
- 外観は近隣からの景観に配慮し、特に西側道路からの見た目には配慮したものとすること。
- 車両と構造物、車両と車両の接触や衝突防止に配慮した形態、有効幅及び仕上げとし、車両が構造物に当った場合においても、お互いが損傷しにくい仕様とする。
- 車のヘッドライト漏れや車両の走行により発生する音等が周辺施設に影響しないように十分に配慮すること。
- 近隣の住民に対する視線をさえぎる措置を施すこと。

**ク　サイン計画**

- 駐車場案内や誘導、満空情報、混雑状況、フロア案内等の必要なサインを施設の内外に適切に設置すること。利用者誘導のサインも含めて、統一性に配慮し、利用者にわかりやすく見やすいものとすること。

**（３）配置・動線計画**

「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称））」を参照するとともに、下記の条件を満たすこと。

- 入出庫口の設置計画においては、車両のスムーズな入出庫が行えるよう、本敷地境界付近での車路の平面線形、縦断線形に配慮すること。なお、道路との取り付け方法、入出庫口付近の排水方法等の詳細については詳細設計時に市と協議すること。
- コンサート終了時など、車両の一斉出庫時の出庫時間の短縮を図れるよう、入出庫の動線や出入口、車路、システム導入等を計画すること。
- 利用者の安全性を十分に考慮すること。

**ア　車両動線**

- 入庫車両入口は既存の第 4 駐車場出入り口付近に 1 ヶ所設置し、適切な箇所に入庫ゲートを 2 基以上設置すること。

- 進入路は入庫車の滞留による周辺交通渋滞緩和のため、出来る限り敷地内に滞留長を確保すること。
- 出庫車両出口も同様に既存の第4駐車場出入り口付近に設置し、適切な箇所に出庫ゲートを2基以上設置すること。また、運営により、コンサート終了後の一斉出庫の場合などに対応するため、ゲートを開放し、人的対応が行えるようにすること。
- 4号館西側搬入ヤード側に臨時出入庫口を設けること。
- 安全を確保するため、見通しを良くし死角をなくすように努め、コーナーガードやカーブミラー等を、適宜適切に設ける。

**イ　利用者動線**

- 第4立体駐車場（仮称）は、4号館と1階及び地階にて屋根付き開放廊下で接続し、既存施設からのユニバーサルデザイン対応に配慮した動線計画とすること。
- 利用者の利便性を考慮するとともに、車両動線と歩行者動線の交錯を極力少なくし、歩行者の安全を確保すること。
- 既存同様、オアシス広場からの直接アクセスできる通路を整備すること。
- 利用者の転倒や転落防止及び落下物防止の処置を行う。

**（4）景観及びデザイン計画**

- 既存施設との調和を図りながら、圧迫感を低減するデザインとすること。
- 本敷地の西側に接する道路から見た景観については、パレット型壁面緑化を採用し、それ以外の面は、ルーバーや壁面緑化等により景観に配慮すること。なお、事業者提案により、パレット型壁面緑化よりも景観性に優れ、市が認めた場合のみパレット型壁面緑化を変更することができる。
- 景観及びデザイン計画に寄与する植栽とし、メンテナンス性を考慮した植栽とすること。

**（5）安全・防災・防犯計画**

- 建物周囲や各階において、防犯効果が発揮される箇所に監視カメラを設置し、既存施設1号館の防災センター及び管理事務所で監視できるようにすること。なお、監視カメラの設置場所（40台程度）については、事前に市と協議の上、計画すること。
- 非常時に警報を要する設備については、既存施設1号館の防災センター及び管理事務所などに通報可能とすること。
- 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。

**（6）構造計画**

**ア　耐震性能**

- 構造設計に当たっては、「建築基準法」による他、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）や「市設建築物総合耐震設計基準」に基

づき、自重、積載荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。

- 「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記の通りとする。
  （ア）構造体の耐震性：Ⅲ類以上（重要度係数：i=1.0）
  （イ）建築非構造部材の耐震性：B 類
  （ウ）建築設備の耐震性：乙類
- 構造計画上、複雑な形状となる場合は、適切にエキスパンションジョイントを設け、明解なモデル化により構造解析を行うこと。

**イ　基礎構造**

- 建物導入部の配管等には地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用し、安全対策を行うこと。
- 基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法を選定すること。
- 「参考 f　柱状図」を参考に、事業者の責任において検討し、計画すること。必要に応じて事業者にて追加調査を行うこと。

**ウ　耐久性能**

- 本書に記載のない事項は、「日本建築学会諸基準」を参考にすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。
- 振動を伴う機器・器具・什器・設備備品等に関しては、振動障害を検討し、構造体と絶縁する等必要に応じて十分な対策を講じること。

**（7）設備計画**

**ア　電気設備計画**

**（ア）共通事項**

- 環境への配慮と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 高所に配慮した器具は容易に保守管理できるようにすること。

**（イ）受変電設備**

- 既存施設特高受変電設備より受電とする。
- 負荷系統に適した変圧器構成とし、負荷の拡張性も考慮すること。
- 保守停電時のバックアップ送電に留意すること。
- 点検等による停電が短時間ですむ工夫をすること。1 施設の点検で、他施設に停電が波及しないこと。
- 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- 既存施設 1 号館の防災センターで遠隔操作ができるようにすること。

- 受変電設備の更新時には、停電により施設が使用できない期間が最小となるように計画すること。

**（ウ）幹線設備**

- 将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。また、各系統別に消費電力量を把握できるようにすること。
- ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。幹線ケーブルには、環境に配慮したエコケーブルを採用すること。

**（エ）コンセント設備**

- コンセント設備は用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。

**（オ）昇降機設備**

- 利用者の移動が円滑となるよう、各種法規に準拠した 20 人乗りエレベーターを２基設けること。
- できる限り 4 号館に近い位置に設置すること。
- エレベーターの押しボタンは、タッチレス方式とすること。
- エレベーターは、ストレッチャー対応のものとすること。
- エレベーターホールは屋内とし、屋上の入口は自動ドアとすること。

**（カ）照明設備**

- 照明器具は、用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 省エネルギー・高効率・高寿命タイプ（LED 照明等）を利用するとともに、維持管理の容易なものとすること。
- 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとすること。
- 既存施設 1 号館の防災センターから一括管理ができるようにすること。
- 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができること。
- トイレ、非常階段などの人通りが少ない場所等については、人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- 屋外照明については、光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着きのある照明を工夫すること。
- その他、必要に応じて保安照明を設置すること。

**（キ）雷保護設備**

- 必要に応じ、JIS 規格、建築基準法に基づき雷保護設備を設置すること。

**（ク）構内情報通信設備**

- 放送設備（非常放送、一般兼用）を設置し、既存施設 1 号館の防災センターで一括管理できる設備とすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。

**（ケ）構内電話交換設備**

- 外線及び内線通話を基本とすること。
- 電話交換機は、既存施設 1 号館防災センターに設置すること。

**（コ）情報表示設備**

- 電気時計設備は、親時計(時刻自動修正機能付)を既存施設 1 号館の防災センターに設置し、施設内要所に子時計を設置すること。なお、電気時計設備は、親時計・子時計に替えて、電波時計とすることも可能とする。

**（サ）誘導支援設備**

- 将来の設備更新時においても安価で変更可能な設備とすること。
- エレベーター・バリアフリートイレ等に非常呼出ボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により既存施設 1 号館の防災センターに知らせる設備を設置すること。

**（シ）防災設備**

- 関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種防災設備を設置すること。
- 火災受信機から全ての情報を既存施設 1 号館防災センターの主防災監視装置に送ると共に同センターから操作可能なものとすること。
- 防火・排煙制御設備は、既存施設 1 号館の防災センター自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

**（ス）防犯・監視カメラ設備**

- 非常通報装置、連絡用インターホン、監視カメラ、防犯センサー、電気錠、入退室管理システム等の装置を設置し、施設内の防犯管理設備を計画すること。
- 既存施設のセキュリティカメラシステム（監視カメラ及びモニター）と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 施設内外に設置する監視カメラは、車路・車室全般が見渡せる位置とし、既存施設 1 号館の防災センターおよび警備員室で映像を見ることができるようにすること。設置場所については、事前に市と協議すること。

**（セ）駐車管制設備**

- 車番認証システムを導入し、それに伴う駐車券の発行等により車両の入出庫管理を行うこと。その際、1 時間単位の入出庫台数を記録できる性能を持たせること。
- 事前精算機（高額紙幣対応）を導入し、利用者の動線と利便性の確保に配慮し適切な位置に設置すること。設置に当たっては、事前に市へ確認を行うこと。
- 詳細なシステムは、「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称））」を参照すること。

**（ソ）その他電気設備**

- 事業者の提案による。

### イ　空調設備計画

#### （ア）共通事項

- オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指すこと。
- 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。
- 熱源機器配置の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- 主要な機器類（空調、換気、排煙、自動制御など）は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 設備方式、使用器機材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとすること。
- 機器更新時を考慮した配置計画とすること。
- 地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策を行うこと。

#### （イ）空調設備

- 空調システムは空調負荷や換気量等を考慮し、快適な室内環境が確保できるよう計画すること。
- 各諸室の温度管理は、既存施設 1 号館の防災センターで行い、各諸室においても管理できるものとすること。

#### （ウ）換気設備

- 各諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- トイレの排気は、専用の独立した換気設備とすること。その他臭気や空気汚染のおそれのあるエリアは、個別設備とすること。

#### （エ）排煙設備

- 建築基準法及び消防法に従い、排煙設備を設置すること。
- 諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。

#### （オ）自動制御設備

- 既存施設 1 号館の防災センターに中央監視装置を設置し、防災設備が適切に連携されたシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 既存施設 1 号館の防災センターにおいて設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の監視システムを計画すること。
- エネルギー使用の見える化や節電対策が図れるシステムを導入すること。

### ウ　給排水衛生設備計画

#### （ア）共通事項

- 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- 配管は、合理的なルートとなるよう計画し、経済性や維持管理のし易さに配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うとともに上水と雑用水についてはクロスコネクション防止を行うこと。
- 給排水などの配管改修時に施設運営の影響が少ない計画とすること。
- 地震時などの緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 給水埋設配管は耐震性を考慮し、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 または PWA001）とする。50A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1 種）（JIS K6762）とする。

#### （イ）給水設備

##### a 上水

- 必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- 給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。

##### b 雑用水

- 大便器・小便器の洗浄には既設で使用している工業用水を用いること。ただし、関係機関との調整により、利用が難しい場合は、採用非採用について、名古屋市と協議を行うこと。

#### （ウ）給湯設備

- 給湯設備を設置することとするが、設備の種類については事業者の提案による。
- 維持管理及び更新を考慮し、給湯設備から供給場所までが近距離となるような配置を計画すること。

#### （エ）排水通気設備

- 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出できるものとすること。
- 排水配管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないよう、適切に通気設備を設けること。
- 停電時や災害時を含め常に衛生的環境を維持できるものとすること。
- エアコン室内機、ファンコイル等まわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して 32A 以上とする。エアコン室内機、ファンコイルユニット等の横引きドレン管がつまった時の清掃用に横引きドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。
- 排水配管（ポンプアップ配管に限る）は耐震性を考慮し、下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

**（オ）衛生器具設備**

- 衛生的で、障がい者や高齢者等にも使いやすく快適性の高い器具を採用すること。
- 省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。
- 洋式便器は、掃除口付の連続使用可能なタンク式であって壁掛け型とし蓋ありの温水洗浄便座付とすること。ライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。洗浄ボタンはセンサー式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き 2 連のものとする。
- 小便器は自動洗浄とすること。手洗いは自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。
- オストメイトのための設備及び介護ベッド（長さ 120cm 以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるもの）を設けたバリアフリートイレを 1 つ以上設置すること。
- バリアフリートイレに設ける洋式便器は蓋なしの温水洗浄便座付の壁掛けとし、洗浄ボタンは押しボタン式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。紙巻器は 2 連のものとする。
- 各トイレにハンドドライヤーを 1 つ以上設置すること。
- 各ブース内に L 字型手すりを設けること。

**エ　その他設備**

**（ア）消防設備**

- 関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、適宜設置すること。

**（イ）雨水貯留設備**

- ピット部に要綱に基づき必要に応じて雨水貯留設備を設けること。「別紙 23　雨水抑制施設対応資料」及び「別紙 24　雨水排水経路図」を参照すること。
- 必要な排水ポンプを設置すること。

**（８）第 4 駐車場を残置し流用する場合の整備方針**

**ア　共通事項**

- 法令等に適合する実現可能な提案とすること。
- 駐車場管制設備は、駐車台数合計 940 台程度（バスを除いた台数）の管制が行える設備とすること。
- 本書「第 2 2 共通の要求水準」、「第 2 5 第 4 立体駐車場（仮称）の要求水準」及び「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称））」を原則適用する。ただし、下記に示す事項に関連する内容については本書「第 2 5 第 4 立体駐車場（仮称）の要求水準」及び「別紙 06　配置イメージ図（第 4 立体駐車場（仮称））」を適用せず、下記に示す通りとしても良いものとする。

**（ア）新設駐車場**

- 本書「２ 第２ 施設の機能及び性能に関する要求水準　２ 共通の要求水準（７）ユ

ニバーサルデザイン」に基づきエレベーターを設置すること。

- 新設駐車場の規模等を勘案したうえで、運営面で支障がないことを前提として、その他諸室（トイレ、管理室など）のうち必要性が低いと事業者において判断した諸室については省略することができる。
- 給湯設備など運営面で支障がないことを前提として必要がないと考えられる設備は、省略することができる。

**（イ）第 4 駐車場**

- 南ゲート守衛ボックスは基本的に撤去して適切な位置に新たに設置するものとするが、調査により問題がないことを確認でき、かつ、運用面で支障がないことを前提として、既設流用も可とする。ただし、既設流用した場合においても、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて事業者負担で更新・修繕等を行うこと。
- 現状第 4 駐車場ピット部にある雨水抑制施設は、湧水が浸入しており、雨水抑制施設としての機能していないため、既存雨水抑制施設を補修し機能するようにするか、既存雨水抑制施設が維持管理・運営に支障をきたさないよう適切に処理したうえで、別途、新たに設けること。
- 設備等は全て更新とする。ただし、調査により問題がないことを確認できた場合は、既設流用も可とする。なお、既設流用した場合においても、運営期間中に支障が出た場合は、劣化状況に応じて事業者負担で更新・修繕等を行うこと。

## 第３ 統括管理業務に関する要求水準

### １ 総則

#### （１）業務の概要

本事業では、長期間にわたり質の高いサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供し続けていくことが重要である。このため、事業者が実施する設計業務、建設業務、工事監理業務、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務について、事業の全期間にわたり各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築することが不可欠である。これを実現するため、事業者は統括管理業務を実施すること。

- 「本書及び事業計画書のとおりに本施設及び成果物を完成させること」を実現するためには、施設整備を実施する設計業務責任者、建設業務責任者、工事監理業務責任者の役割分担を適切に行なうとともに、各業務責任者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うことが重要である。特に本施設の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理することが極めて重要である。
- 事業者は、設計業務責任者、建設業務責任者、工事監理業務責任者に対して委託するあるいは請負わせる業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。
- 事業者は、設計業務責任者、建設業務責任者、工事監理業務責任者が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

#### （２）業務の区分

① 統括マネジメント業務
② 総務・経理業務
③ 事業評価業務
④ その他統括管理業務における必要な業務

#### （３）業務期間

業務期間は、本事業契約の締結から令和 29 年 3 月 31 日までとする。

#### （４）実施体制

事業者は、全期間に渡り「全体統括責任者」を配置し、各業務の「業務責任者」を配置すること。

#### （５）報告事項

**ア 業務計画書**

事前に、市と協議の上で、各業務に関する計画書を作成し、市の確認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。

- 各業務の基本方針

- 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- 実施体制図
- 建設工事費コスト管理計画書

**イ　統括管理業務報告書**

統括管理業務については、以下の報告書を提出すること。

- 総括管理業務報告書（月次）
- 業務中間報告書
- 事業評価報告書

## ２ 業務の要求水準

### （１）統括マネジメント業務

**ア　業務内容**

- 本事業の目的や使命を踏まえ、企業理念、経営方針を策定すること。
- 本事業全体のマネジメント体制を構築すること。
- 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する全体統括責任者を配置し、全体統括責任者は、市及び関係機関と、各構成員及び協力企業とを調整すること。
- 全体統括責任者は、各業務の業務責任者をはじめとする従事者を管理監督すること。
- 全体統括責任者は、各業務の履行状況を管理し、本事業全体を適切に機能させること。

**イ　要求水準**

- 本事業の目的や使命を市と共有したうえで、事業者としての企業理念及び経営方針を策定し、市の確認を受けたうえで、各構成員及び協力企業と共有すること。
- 全事業期間において、業務全体を一元的に管理できるように、各構成員及び協力企業との連携・役割・責任分担が明確にわかるように業務実施体制を構築すること。
- 事業者内部の管理統制方法、各構成員及び協力企業の管理統制方法を明確にすること。
- 全体統括責任者は、各構成員及び協力企業の提案・意見を徴集・調整することにより、施設整備から維持管理・運営までの業務を包括的に行う利点を活かした、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- 全体統括責任者は、各構成員及び協力企業の意見調整を適切に行い、常に選定企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。
- 全体統括責任者は、必要に応じて各業務の業務責任者を集めた会議を開催するなど、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。
- 全体統括責任者は、市及びその他関係機関等との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- 設計・建設期間における全体統括責任者は、維持管理、開館準備及び運営業務の内容を十分に把握し、建築施設の整備内容に反映すること。
- 全体統括責任者は、市との適切なコミュニケーションに努めること。必要に応じて連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置すること。

- 全体統括責任者は、各業務の業務責任者を確認し、各業務責任者届を市に提出すること。なお、各業務の業務責任者が変更となった場合は、速やかに変更後の業務責任者を確認し、市に届け出ること。
- 全体統括責任者は、各業務の業務責任者及び業務担当者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- 全体統括責任者は、各業務の履行状況を明確に把握し、提供するサービスの質が常に要求水準を満足できているかを管理できる体制を構築し、機能させること。
- 全体統括責任者は、各業務のコスト及び収支管理を適切に行い、事業期間にわたりサービスが安定的に提供され、資金不足等により本事業の安定的継続に支障を来たすような事態が生じないよう、必要な管理体制を構築し、機能させること。
- 全体総括責任者は別紙３２「建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に基づき建設工事費コスト管理計画書を作成し、市に提出する。
- 建設工事費コスト管理計画書の資料として作成する建設工事費内訳書に基づきコストの適正な管理を行う。
- 基本設計完了時、実施設計完了時及びその他必要が生じた段階において、建設工事費内訳書の見直しを行う。要求水準及び提案事項の内容変更を伴わず工事種目毎の変動が 5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして市に報告する。
- 建設工事期間中は実施設計完了後に見直しを行った建設工事費内訳書及び内訳明細書を基に、要求水準及び提案事項の内容変更を伴わず科目毎の変動が 5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして市に報告する。
- 実施設計完了後は第４ 設計業務に関する要求水準　２ 業務の要求水準　（２）設計及びその関連業務（基本設計・実施設計）　イ積算業務にて作成する請負代金内訳書と建設工事費内訳書の内容が整合するものとする。
- 要求水準及び提案事項の内容変更を行う場合においては、変更金額一覧及び変更内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を市に説明するものとする。
- 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

**（２）総務・経理業務**

**ア　予算決算業務**

**（ア）業務内容**

予算作成、経費の執行・管理及び決算管理を行うこと。

**（イ）業務水準**

事業者は、市の求めに応じて速やかに経費の執行状況等を報告できるよう管理し、決算管理を行うこと。

**イ　書類等の管理及び記録の作成業務**

**（ア）業務内容**

- 受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行うこと。
- 実施した業務について、適宜、文書や写真等で記録を作成し、保存すること。
- 建築物及び設備については､それぞれ建築物台帳･設備台帳を作成し､保管すること。

**（イ）業務水準**

- 文書等の管理規則又は管理要領を作成し､破損･紛失等のないよう適切に文書等の整理・保存・管理を行うこと。
- 市の求めに応じて速やかに閲覧や提出ができるよう管理すること。
- 事業期間終了時に、適正かつ速やかに引き継げるよう管理し、記録を作成・保存すること。

**（３）事業評価業務**

**ア　業務内容**

全体統括責任者は､各業務責任者に各業務のセルフモニタリングを行わせるとともに､自己評価を行い、その結果を市に報告すること。

**イ　要求水準**

**（ア）全期間共通事項**

- 全体統括責任者は､｢セルフモニタリング計画書｣を作成し､市の確認を受けること。
- 全体統括責任者は、各業務が要求水準を充足していることを客観的に確認する仕組みを導入すること。
- 年度ごとに１回程度､施設使用者に対するアンケートを実施し､事業者が提供するサービスに対する施設使用者の評価を収集・解析・自己評価を行うこと。なお、アンケートの内容は事前に市と調整するとともに、結果については取りまとめて速やかに市に報告すること。
- 当初の事業計画と実際の実施状況や達成度､その成果等について検証し､自己評価を行うこと。
- 事業者の経営状況について適切なモニタリングを行うこと。
- 自己評価の結果について、各業務ごとに「事業評価報告書」としてまとめ、毎年３月末に市に報告すること。ただし､安定した施設運営や適正かつ円滑な業務執行等に影響を及ぼすおそれのあることが判明した場合は、速やかに市に報告すること。
- 自己評価の結果を各業務の内容に反映するなど、利用者のサービス向上につなげる仕組みを構築すること。また、自己評価の結果、事業者として要求水準未達のおそれがあると判断した場合、改善方策について検討して事業評価報告書に反映すること。
- 運営開始から 10 年後の 3 月末に、時代の変化や市民のニーズを踏まえて本事業の内容全体について評価し、事業中間報告書として、市に提出すること。また、必要に応じて運営業務の内容に反映すること。

### （４）その他統括管理業務において必要な業務

事業者は、その他統括管理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

## 第４ 設計業務に関する要求水準

### １ 総則

#### （１）業務の概要

新設工事及び既存施設改修工事に係る設計業務は、本事業において整備する施設が「第２施設の機能及び性能に関する要求水準」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供することが可能な施設を設計することを目的とする。

#### （２）業務の区分

① 事前調査及びその関連業務
② 設計業務（基本設計・実施設計）
③ 各種関係機関との調整業務
④ セルフモニタリング業務
⑤ 各種団体等へのヒアリング等実施業務
⑥ その他設計業務における必要な業務

#### （３）業務期間

設計業務の期間は、維持管理業務の開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な設計業務の期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

#### （４）実施体制

事業者は設計業務責任者を配置し、設計業務計画書と合わせて設計着手前に市に通知する。設計業務実施体制表には、管理技術者、建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者、電気設備設計担当者、機械設備設計担当者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。

#### （５）報告事項

**ア 設計業務計画書**

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出し、確認を受けること。設計業務日程表は、調査工程、基本設計工程、実施設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、建築確認申請等各種手続き、調整工程及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- 設計業務実施体制表
- 設計業務日程表
- 設計業務責任者届（経歴書添付）
- 設計業務着手届（基本設計着手前、実施設計着手前）

**イ　設計業務に係る必要書類**

基本設計及び実施設計終了時には、「別紙 25　提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。

事業者は、市及びその他関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。

**ウ　業務報告書・設計業務完了届**

設計業務については、「年次業務報告書」を提出すること。

設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出するものとする。

**（６）留意点**

**ア　市との調整**

市と事業者との間で本施設の設計の全般についての協議を目的とする「設計部会」を開催する。「設計部会」は、市と協議の上で、定期的に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催する。

**イ　市による任意の確認**

市は事業者に設計状況について説明若しくは書類の提出をいつでも求め、確認することができる。

**ウ　進捗管理**

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

**エ　設計変更について**

本施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

**オ　関係機関との調整支援**

市が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。

**（７）その他**

事業者は、市との確認、協議等について、全体総括責任者が把握できるよう設計業務責任者に逐次報告を行わせること。

## ２ 業務の要求水準

### （１）事前調査及びその関連業務

事業者は、自らの提案において必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、躯体仕上げ等劣化診断調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

### （２）設計及びその関連業務（基本設計・実施設計）

#### ア 業務の実施

- 事業者は、関連する法規制に関する関係部局への事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。なお、市は、設計の検討内容について、いつでも事業者に確認できる事とする。
- 市は、設計内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- 本事業について、設計・建設期間における市関係者への説明用の事業パンフレット（A3 カラー両面、折込、500 部程度）を作成し用意すること。なお、定期的に更新すること。
- 基本設計及び実施設計完了時等において、当該部分の計画趣旨や工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- 事業者は、設計業務完了後すみやかに、公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）利用規約に基づき業務カルテを作成し、市の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを（財）公共建築協会　公共建築設計者情報センターへ提出のうえ業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを市に提出すること。
- 建設業務段階において、国土交通省告示第 98 号別添一 1 項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

#### イ 積算業務

基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、以下の内容にて請負代金内訳書及び参考代金内訳書を作成し、提出すること。

内訳書の構成については別紙 33 の構成による。（細目内訳については公共建築工事内訳書書式（建築工事編・設備工事編）による。）

- 内訳書は、RIBC2 により作成すること。（RIBC（リビック）2 とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）

- 以下のものを提出すること。
  - 請負代金内訳書（本事業における内訳書）（RIBC2 データ及び印刷物）
  - 参考代金内訳書（比較用。上記のうち、市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）（RIBC2 データ及び印刷物）

### （３）各種関係機関との調整業務

本業務に必要な各種協議申請等を実施すること。

- 事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。なお、協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者負担とする。
- 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築指導課との必要な協議を行うこと。
- 設計に際しては、堀川の水辺空間や水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑など、恵まれた周辺環境と調和しながら、これらと一体的な魅力向上を図ることを念頭に検討を進めるとともに、整備内容については、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設と協議・調整すること。
- また、市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため、本事業の整備内容を説明し内容を調整する等、当該事業に協力すること。
- 整備事業にかかる建築確認申請の提出先は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課とする。また、建築確認申請に併せて平成 31 年度に新築した敷地内屋根付歩廊の計画通知記載事項変更届の提出も必要となる。なお、提出にあたり、事前に関係部署と協議を行った上で市に説明を行い、市の確認を受けること。
- 建築確認済証取得時には、写しを市に提出すること。
- 申請及び手続等で関係行政機関等に提出した書類の写しを市に提出する。正副本の扱いについては市の指示による。

### （４）セルフモニタリング業務

- 事業者は、設計業務着手前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築（外構を含む。）」、「構造」及び「設備（外構を含む。）」に区分し、さらに「設備（外構を含む。）」は、「衛生設備」「空気調和設備」「電気設備」及び「昇降機設備」に区分すること。
- 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。
- 設計業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、建築確認申請前、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- 基本設計完了時、建築確認申請前、実施設計完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認

を受けること。なお、設計の各段階において確定しない事項がある場合は、「施工時に対応予定」である旨を要求水準確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

### （５）各種団体等へのヒアリング等実施業務

- 高齢者、障害者、子育てに関わる各種団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とすること。

### （６）その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

## 第５ 建設業務に関する要求水準

### １ 総則

#### （１）業務の概要

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、既存施設の改修工事及び新設施設の建設工事を行い、「別紙 17　設備備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称））」、「別紙 26　什器備品リスト（既存施設）」、「別紙 27　什器備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称））」及び「別紙 35　貸出用附属設備リスト（既存施設）」に示された什器・設備備品等を設置することを目的とする。

#### （２）業務の区分

① 寄贈品等移設業務
② 建設工事着手前業務
③ 建設業務及びその関連業務
④ 完工後業務
⑤ 什器・設備備品等設置業務
⑥ 施設の引渡し業務
⑦ 各種関係機関との調整業務
⑧ セルフモニタリング業務
⑨ 各種団体等へのヒアリング等実施業務
⑩ その他建設業務における必要な業務

#### （３）業務期間

建設業務の期間は、維持管理業務の開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な建設業務の期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、建設業務の開始は実施設計完了後とする。

#### （４）実施体制

- 事業者は、建設業務について、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の担当者を配置し、それら専門別の担当者（意匠、構造、電気設備、機械設備の担当者に限る）を常駐させること。（構造の担当者については躯体完了までで良いものとする。）また、主体工事である建築工事より監理技術者（または主任技術者）及び現場代理人を建設業務責任者として配置すること。なお、建設業務における監理技術者（または主任技術者）及び現場代理人は兼務可能とする。
- 業務実施体制について、業務の開始前に、市の確認を受けること。監理技術者（または主任技術者）、専門別の担当者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、監理技術者（または主任技術者）、専門別の担当者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- 監理技術者（または主任技術者）、専門別の担当者及び現場代理人は、法令に基づき、本事業の目的・趣旨・内容を充分に踏まえた上で、選出すること。

### （５）報告事項

#### ア　建設業務計画書（着手前業務）

事業者は、建設工事着手前に施工計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 工事実施体制表
- 工事着手届
- 現場代理人等届（経歴書添付）
- 工事記録写真撮影計画書
- 仮設計画書
- 詳細工程表
- 主要機器一覧表
- 下請負届
- 施工体制台帳の写し
- 緊急時の連絡体制表
- 品質管理計画書

#### イ　建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に以下の書類を作成すること。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- 機器承諾書
- 主要機材一覧表
- 週間工程表・月間工程表
- 各工種別施工計画書・施工報告書
- 残土処分計画書・実施書
- 産業廃棄物処分計画書・実施書
- 再資源利用（促進）計画書・実施書
- 生コン配合計画書
- 各種試験結果報告書
- 各種出荷証明書
- マニフェスト（総括表のみ）
- 施工体制台帳の写し（追加・変更後随時）
- その他工事施工に必要な届出等

#### ウ　完成図書

事業者は、市による完成確認の通知に必要な完成図書「別紙 25　提出図書一覧」を提出し確認を受けること。なお、本建設工事で特許を使用した個所については、「特許一覧表」を作成し提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、提

出時の体裁、部数等については、別途、市の指示に従うところとする。竣工写真は、市と協議の上、撮影場所及びカット数を決定すること。

**エ　その他**

- 市と事業者との間で本施設の建設の全般についての協議を目的とする「建設部会」を開催する。「建設部会」は、市と協議の上で、定期的に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催する。
- 事業者は、市との確認、協議等について、全体統括責任者が把握できるよう建設業務責任者に逐次報告を行わせること。
- 建設業務責任者は、常駐して業務を行うこと。
- 工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。
- 名古屋市域(市外の工事の場合は工事場所の市町村域)において震度５強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度５弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。
- 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
- 事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事実績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、(一財)日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。
- 事業者は、市及びその他関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- 提出書類は、工事監理業務責任者が確認を行ったものを提出すること。

## ２ 業務の要求水準

### （１）寄贈品等移設業務

本施設にある寄贈品等の扱いは市との協議による。協議の結果、移設・移植しての継続使用、廃棄となった場合は、事業区域内で事業者が提案し、市と協議の上決定する場所に移設・移植・廃棄等の対応を行うこと。継続使用する寄贈品等が工事中に支障となる場所にある場合や工事中に支障となる場所に移設・移植して継続使用する場合は、適切に養生を施すか工事期間中においては仮移設・仮移植し、保管すること。なお、市が実施する寄贈者との連絡・調整に事業者は協力すること。

移設対象の寄贈品等については、「別紙 28　寄贈品等一覧」を参照すること。

### （２）建設工事着手前業務

#### ア　近隣調査・準備調査等

- 事業者は、着工に先立ち、近隣に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- 着工前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- 事業者は、近隣施設及び近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事説明を適宜実施すること。
- 説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること
- 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

#### イ　仮設計画

- 工事期間中にも名古屋市中央卸売市場本場関係者がバス駐車場を夜間（午前 2 時から午前 8 時まで）に駐車利用できる仮設計画とすること。
- 工事期間中にも敷地西側の道路から熱田記念橋への安全な歩行者動線を確保すること。
- 本工事において設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザイン柵とする。防護柵には完成予想図や整備状況などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。また、敷地全体を工事エリアとして区画する場合においても、敷地西側の道路から熱田記念橋への安全な動線を確保すること。
- 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。
- 現指定管理者の指定期間が終了後（令和 7 年 2 月 1 日より）直ちに、工事区域内に第三者が立ち入ることがないよう、工事区域に仮囲いを設置し、建設期間において既存施設の維持管理を充分に行うこと。

### （３）建設業務及びその関連業務

- 事業者は、建設業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「施工計画書」を作成し、市の確認を得ること。事業者は、事業契約書、本書、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設工事を実施すること。
- 事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- 事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力企業の第三者に下請又は委託を行った場合には、速やかに市に下請届にて通知すること。

- 事業者は、品質管理計画書に基づき、建設業務を実施すること。
- 事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
- 事業者は、工事中の騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう周辺の環境保全に努め、安全等の対策を行うこと。
- 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができると共に、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、市に提出すること。
- 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
- 事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。
- 建設業務の実施時期である令和 6 年度には建設キャリアアップシステム（CCUS）があらゆる工事において完全実施される予定である。本事業においてもそうした動きを踏まえ、建設業務実施時期における CCUS の制度内容を準用して建設業務を実施すること。
- 建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。又、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- 事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するとともに、撤去又は残置する地中障害物等の大きさ、位置等を図面化し、市に提出すること。
- 工事車両出入口は、近隣（特に敷地西側にある住宅地等）に配慮すること。
- 施工時間について、原則として夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に工事を施工することはできないものとする。
- 工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とする。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行う。
- 工事場所における夜間、休日警備を適切に行う。
- 改修及び撤去工事等において発生した金属類等の有価物は、事業者において処理する。樹木については、移植、撤去（伐採・伐根）とも可能とする。ただし、オアシス広場のアコウの木は除く。
- 当該施設、当該施設の駐車車両、隣接する民家・施設及び道路工作物等工事対象外のものを破壊した場合は受注者の責任において原形復旧し、工事中はこれを維持管理すること（公道等も同様）。
- 仮設等の撤去後、作業ヤード及び作業通路等の工事で使用した範囲は、速やかに原形復

旧を行うこと。特にインターロッキングブロックや桝等に十分注意すること。

- 車両出入口・周辺道路等の清掃・保全を行い、周辺住民や通行者へ十分配慮すること。
- 工事において、支障のある空調機及びそれに伴う設備配管等は養生を行うこと。
- 地中に単管を打込む場合や掘削、斫り等の作業がある場合は事前に既設図面で配管等の地中埋設物や躯体埋設管の位置を確認すること。また、上記によって正確な位置が把握できない場合は、人力により試験的に施工するなど、安全な方法にて埋設配管の種類、位置、規格、構造等を目視により確認した上で施工すること。
- 騒音・振動を発生する特定建設業などの施工は、低騒音低振動工法を採用すること。また、騒音振動規制法施行規則に基づき関係官公署その他の関係機関への届出手続き等を行った上で工事に着手すること。
- 既設鉄筋コンクリート部にアンカーを打設する場合及びスリーブを設ける場合は、鉄筋及び配管に当たらないように鉄筋探査等で施工前に確認すること。
- モニタリング実施のため、市が使用する監督員事務所を設置すること。「監督員事務所特記仕様書（名古屋市住宅都市局）」による 1 号非常駐とする。
- 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
- 工事期間における市民やメディアへの効果的な PR 方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。
- 事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を実施すること。
- 雨水排水・湧水排水については、工事期間中に問題が発生しないよう、雨水処理は事業者の責で対応すること。

### （4）完工後業務

#### ア　完了検査

完了検査は、本施設を市へ引き渡しを行う前段において完了させること。

#### イ　実施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

#### （ア）シックハウス対策の検査

- 事業者は完成検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・設備備品等についても、搬入後に同様に行うこと。
- 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「屋内空気中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、市の完工確認等までに是正措置を講ずること。

**（イ）事業者による完了検査**

- 事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく本施設の完了検査及び舞台設備、機器、器具、什器・設備備品等の試運転を行うこと。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。なお、平成 31 年度に新築した敷地内屋根付歩廊に係る計画通知に伴う完了検査を受けたうえで、本事業による建築確認申請に伴う完了検査をうけること。
- 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準確認報告書と共に、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

**（ウ）市の完工確認等**

- 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をすること。
- 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認を行うものとする。
- 市による完工確認では地方自治法２３４条の２（契約の履行の確保）第１項に基づく給付の完了の確認をするための検査も併せて行うものとする。
- 市は完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めたうえで、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- 市は是正事項の対応後に完工確認通知を事業者に書面にて通知するものとする。

**（エ）完工確認後の是正等**

- 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から完工確認通知を受けるものとする。

**（オ）完工図書の提出**

市による完工確認にあわせて完工図書を市に提出すること。なお、提出すべき完工図書については、「別紙 25　提出図書一覧」を参照のこと。

**ウ　　経年検査**

建設業務完了 1 年後に経年検査を行うこと。（引渡日より１年後）

**（５）什器・設備備品等設置業務**

**ア　共通事項**

- 設置した什器･設備備品等について､｢什器備品台帳｣を作成して市に提出すること。
- 什器備品台帳に記載した什器･設備備品等に対して市が用意する什器･設備備品等標示シールを什器・設備備品等に貼り付けること。
- 什器･設備備品等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。

- 什器・設備備品等の設置にあたっては各諸室リストに示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- 什器・設備備品等の所有権は市に帰属するものとする。
- 什器・設備備品等の内容及び数量について、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の確認を得ること。
- 事業者が実施する維持管理運営業務にかかる資機材については、事業者が自ら調達すること。
- 価格、耐用年数、使用頻度及び契約内容面から、市が適切と認めるものはリース等によることができる。
- リースとする場合、リース契約の期限は、原則、事業期間の期限を越えないようにすること。
- リース料については、施設整備費に含めるものとし、事業期間終了時には、什器・設備備品等一式をそろえた状態で、市に引き継ぐ（無償譲渡する）こと。なお、事業期間の途中で事業契約解除となった場合に、リースで調達した什器・設備備品等は、市に無償譲渡すること。

**イ　既存施設**

**（ア）基本方針**

原則として、令和 9 年 2 月の時点で 20 年を経過したもの及び劣化が激しいものについて更新すること（プロジェクターは照度が不足しているため、一定以上の明るさのものに変更する。また、スクリーンは現在の 4:3 サイズではなく、現在主流な規格に更新すること。）。本事業を運営していく上で新たに必要と思われる什器・設備備品等については、事業者の提案による。

**（イ）既存什器・設備備品等の引越し及び改修期間中の扱い**

- 更新しない既存什器・設備備品等について、事業者が本施設等に移設及び設置する。
- 建設工事期間中の既存什器・設備備品等の保管場所及び保管方法については、市と協議の上、決定すること（保管場所を確保する費用等も事業者負担とする。）。
- 「別紙 28　寄贈品等一覧」に記載の備品の扱いは市との協議による。協議の結果、継続使用(移設しての使用を含む)の扱いとなったもののうち、ピアノや工芸美術品等で、温湿度管理が必要な既存什器・設備備品等については、工事期間中の適切な保管場所を確保すること。ピアノで継続利用するものについては、改修期間後はオーバーホールした上で再利用すること。
- 善良なる管理者としての注意義務をもって管理すること。

**（ウ）更新する既存什器・設備備品等の選定**

原則として基本方針に従うが、経年劣化の程度により、既存什器・設備備品等のままとして残置で問題ないと検討するべきものについて、市と協議の上、事業者により提案をすること。なお、残置しない既存什器・設備備品等については、廃棄することとし、廃棄の際には、適切な廃棄物処理の手続き・基準を順守すること。

**（エ）疑義の解決**

工事の引渡前に備品リストにより、有無と数量の確認を行う。更新計画に従い、改修後のリニューアルオープン前に、新規納品されたもの及び既設流用した什器・設備備品等について、確認を行うこと。

**ウ　新設施設**

事業者は、本施設に必要な「別紙 17　設備備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称））」及び「別紙 27　什器備品リスト（5 号館（仮称）・第 4 立体駐車場（仮称））」に示す什器・設備備品等について、調達及び設置を行うこと。

**（６）施設の引渡し業務**

事業者は、市から完工確認通知を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を市に移転する手続きを行い、本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市に対して設備等の操作説明等を行うこと。

**（７）各種関係機関との調整業務**

- 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。
- 建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に実施すること。
- 段階的な整備計画等により仮使用申請が必要な場合は、事業者にて対応すること。
- 申請等にかかる負担金・手数料等の費用については事業者にて負担すること。

**（８）セルフモニタリング業務**

- 事業者は、建設業務着手前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- 建設業務における要求水準確認計画書については、設計業務責任者で作成することが適当と判断する部分については設計業務責任者に作成させ、工事監理業務責任者で作成することが適当と判断する部分については工事監理業務責任者に作成させることができる。
- 建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期（計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等）、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- 建設業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- 建設業務完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準書等確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。

**（９）各種団体等へのヒアリング等実施業務**

- 高齢者、障害者、子育てに関わる各種団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とすること。

**（１０）その他建設業務において必要な業務**

事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

## 第６ 工事監理業務に関する要求水準

### １ 総則

#### （１）業務の概要

工事監理業務は、設計図書に基づく既存施設の改修工事及び新設施設における建設工事が適切に実施されているかを確認することを目的とする。なお、工事監理業務を行う主体は、建設工事を行う主体と異なる者とすること。

#### （２）業務の区分

① 工事監理業務
② 工事監理状況の報告業務
③ 各種関係機関との調整への協力業務
④ セルフモニタリング業務
⑤ その他工事監理業務における必要な業務

#### （３）業務期間

工事監理業務の期間は、維持管理業務の開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。

#### （４）実施体制

事業者は工事監理業務責任者を配置し、工事監理業務着手前に、市に通知する。工事監理体制には、建築担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。

#### （５）報告事項

**ア 工事監理業務計画書（着手前業務）**

事業者は、工事着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、定例打合せ及び各種検査日時等を明記した詳細工程表及び業務方針を含む工事監理業務計画書を作成し、以下の書類とともに、市に提出して確認を受けること。

- 工事監理体制表
- 工事監理者選任届（経歴書添付）
- 工事監理業務着手届

**イ 業務報告書・工事監理業務完了届**

工事監理業務については、以下の報告書を提出すること。

- 工事監理業務報告書（月次）

工事監理業務が完了したときは、市に「工事監理業務完了届」を提出するものとする。

## ２ 業務の要求水準

### （１）工事監理業務

- 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「工事監理業務計画書」を作成し、市の確認を得ること。事業者は、「工事監理業務計画書」に基づき、新築工事及び改修工事の工事監理を行うこと。
- 工事監理者は、構造（躯体完了まで）、意匠、設備それぞれ常駐して業務を行うこと。
- 工事監理業務内容は、国土交通省告示第９８号 別添一第２項第１号及び２号に定められた標準業務とする。
- その他、設計図書どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。
- 工事監理業務責任者が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理業務責任者の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。

### （２）工事監理状況の報告業務

事業者は、工事監理業務責任者に設計図書と工事との照合及び確認の結果を記録させ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成すると共に、定期的（毎月１回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。市への完了検査報告は、工事監理者が事業者を通じて行う。

### （３）各種関係機関との調整への協力業務

「第５ 建設業務に関する要求水準　２ 業務の要求水準　（７）各種関係機関との調整業務」に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。

### （４）セルフモニタリング業務

- 事業者は、工事監理業務の実施前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- 工事監理業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。
- 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準確認報告書と共に市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

### （５）その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

## 第７ 開館準備業務に関する要求水準

### １ 総則

#### （１）業務の概要

開館準備業務は、施設の開館準備開始から供用開始までの間、本業務要求水準書及び基本契約等に基づき、供用開始後に円滑に業務を実施できるよう必要な準備を行うことを目的とする。

#### （２）業務の区分

① 予約システム整備・運用業務
② 事前予約受付業務
③ 事前広報・催事誘致業務
④ リニューアル記念式典等開催支援業務
⑤ 運営体制整備業務
⑥ 植栽管理業務等
⑦ 屋根付歩廊維持管理業務
⑧ 施設の引渡しから供用開始日までの期間の施設の維持管理業務
⑨ セルフモニタリング業務
⑩ その他開館準備業務における必要な業務

#### （３）業務期間

業務期間は、令和 7 年 2 月 1 日より令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### （４）実施体制

次に規定する開館準備業務責任者及び開館準備業務担当者を配置し、組織体制と合わせて業務着手前に開館準備業務に関する計画書（以下「開館準備業務計画書」という）に記載の上、市に報告すること。

**ア 開館準備業務責任者の設置**

開館準備業務の全体を総合的に把握し調整を行う開館準備業務責任者を定め、開館準備業務の開始日までに届け出、市の確認を受けること。開館準備業務責任者を変更した場合も同様とする。

開館準備業務責任者は、本事業の目的・内容を十分踏まえたうえで、次の要件を満たす者を選出すること。

- 開館準備業務を一元的に管理し、取りまとめとめることができる者
- 必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席できる者
- 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な対応ができる者
- 業務の履行状況を明確に把握し、提供するサービスの質が常に要求水準を満足できているかを管理できる者

### イ　開館準備業務担当者の設置

- 開館準備業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とすること。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とすること。
- 開館準備業務の開始までに、開館準備業務の担当者配置届を市に提出すること。開館準備業務担当者に異動があった場合、その都度、速やかに市に報告すること。

## （５）報告事項

### ア　業務着手前

#### （ア）開館準備業務計画書

開館準備業務は業務の開始までに、開館準備業務計画書を作成し、市の確認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。

#### （イ）開館準備業務に係る実施体制

開館準備業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。なお、体制に係る報告は、開館準備業務計画書の提出とあわせて提出すること。あわせて従事職員の名簿を、業務開始までに市に提出すること。

### イ　業務実施中

#### （ア）開館準備業務に係る報告書

開館準備業務計画書に基づいて実施した内容及び結果について、業務終了後 10 開庁日以内に市に提出すること。報告内容については、別途市と協議を行い定めるものとする。

#### （イ）開館準備業務完了届

事業終了後、開館準備業務報告書とともに市に提出すること。

# ２ 業務の要求水準

## （１）予約システム整備・運用業務

施設の予約管理システム等を、供用開始に向けた適切な時期に運用を開始できるように整備すること。なお、現在、本施設において使用中の予約管理システムは、現指定管理者の所有であり、新たな予約管理システムに切り替える必要がある。また、次期指定管理者が円滑に業務を行うことができるように、必要なデータを確実に引き継げるシステムとする。

## （２）事前予約受付業務

- 速やかに施設利用申し込みの受付及び利用に関する問合せ等に対応すること。
- 予約受付が可能となるように施設の利用規則、および利用料金を設定すること。利用料金の設定にあたっては、本書「第 9-1（5）事業収支に関する事項」に従うこと。
- 空き状況照会は、インターネット、電話、FAX 及び窓口来所に対応すること。催事情報については、システムに入力し管理すること。
- 正式に利用が確定した施設使用者より所定の「使用許可の書式」を受領し、使用の許可

を行うこと。

### （３）事前広報・催事誘致業務

本施設や施設案内やイベント情報、お知らせ等を発信するプロモーション活動を供用開始に向け適切な時期に発信し、施設の活動や事業を広く利用者等に PR する活動を積極的に行うこと。実施にあたり、ウェブサイトやパンフレット等のツールを作成し、効果的に活用するとともに、求めに応じ常時配布等できるようにすること。

### （４）リニューアル記念式典等開催支援業務

市は供用開始に先立ち、関係機関や地元代表者等を招いたリニューアル記念式典（テープカット等の予定）の開催を令和 9 年 2 月から 3 月の間に予定している。

- 事業者はリニューアル記念式典の開催に当たり、必要な会場の設営及び資材等の調達を行うこと。また、内覧の際には関係者等に対し、施設案内を行うこと。会場の範囲については市と協議すること。
- リニューアル記念式典支援業務に必要となる資材及び消耗品などの調達については、事業者の負担とする。
- リニューアル記念式典とは別に、本書「第 7-2(3)事前広報・催事誘致業務」の一環として、柿落しとして相応しい催事の誘致に協力すること。柿落しは新設する 5 号館（仮称）を中心とした会場を想定し、供用開始年度に予定されているアジア競技大会のサブイベント、姉妹友好都市関係のイベント、演奏会、学会など様々な可能性を視野に入れて今後調整する。

| 項目 | 市 | 事業者 |
|---|---|---|
| 出席者名簿作成 | ● | ※ |
| 開催通知作成・送付（出席確認） | | ● |
| 会場設営・撤去 | | ● |
| 司会・進行 | | ● |
| 施設内覧 | | ● |
| 駐車場管理・誘導 | | ● |

※ 事業者側の関係者は、事業者自ら対応すること。

### （５）運営体制整備業務

本施設の供用開始日以降、直ちに円滑な運営業務を実施するために、供用開始するまでの間に、業務開始に先んじて、運営業務に必要となる業務担当者を配置し、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項について教育訓練を行い、供用開始後の円滑な運営体制を確立すること。

供用開始後の施設の維持管理・運営が十分に円滑に行えるように、供用開始までに本施設の維持管理・運営全般の体制を構築し、開館準備のトレーニングについて、適切な時期に開始し計画的に実施すること。

なお、当該期間の維持管理業務の実施に先立ち、業務内容や体制等に関する計画書を市に

提出し、確認を得ること。

### （６）植栽管理業務等

工事期間中、アコウの木以外は保守対象外とするが、開館準備期間に手入れをし、リニューアルオープン時に相応しい状態にすること。なお、必要に応じて維持管理業務における本書「第 8-2(10)植栽管理業務」等を参考にすること。

### （７）屋根付歩廊の維持管理業務

開館準備期間中、本書「第 8-2(1)建築物保守管理業務」等に示す、屋根付歩廊の維持管理業務を行うこと。

### （８）施設の引渡しから供用開始日までの期間の施設の維持管理業務

上記の（６）植栽管理業務等及び（７）屋根付歩廊の維持管理業務以外であっても、本書「第 8　維持管理業務に関する要求水準」のうち必要な維持管理業務は、開館準備期間中においても行うこと。

業務内容は本書「第 8　維持管理業務に係る要求水準」に従うものとするが、開館前ということを鑑み、具体的な実施内容、頻度については、市との協議により決定するものとする。

### （９）セルフモニタリング業務

- 事業者は、開館準備業務の実施前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- 開館準備業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとすること。
- 事業者は、開館準備業務の完了前に要求水準確認報告書と共に市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

### （１０）その他開館準備業務において必要な業務

事業者は、その他開館準備業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

# 第８ 維持管理業務に関する要求水準

## １ 総則

### （１）業務の概要

維持管理業務は、下記に示す維持管理期間の開始日から事業期間終了までの間、施設の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用に資することを目的とする。

### （２）業務の区分

維持管理業務の区分は、次のとおりとし、維持管理業務の対象範囲は、各業務区の要求水準に特に記載のない限り、外構を含む本施設全体とする（「別紙 01　事業区域図」に示す管理区域境界の範囲内）。

① 建築物保守管理業務
② 建築設備保守管理業務
③ 劇場設備等保守点検業務（舞台機構、舞台照明設備、映像音響設備、劇場用椅子等）
④ 什器・設備備品等保守管理業務
⑤ 外構施設保守管理業務
⑥ 修繕業務
⑦ 清掃業務
⑧ 環境衛生管理業務
⑨ 警備・駐車場管理業務
⑩ 植栽管理業務
⑪ セルフモニタリング業務
⑫ その他維持管理業務における必要な業務

### （３）業務期間

維持管理業務の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から開始し、令和 29 年 3 月 31 日までとする。

### （４）実施体制

事業者は､次に規定する維持管理業務責任者及び維持管理業務担当者を配置し､管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を業務着手前に市に提出すること。市と各業務責任者との関係については、「別紙 29　業務実施体制図」を参照すること。

#### ア 維持管理業務責任者の設置

維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者を定め、維持管理業務の開始日までに届け出、市の確認を受けること。維持管理業務責任者を変更した場合も同様とする。維持管理業務責任者は、本事業の目的・内容を十分踏まえたうえで、次の要件を満たす者を選出すること。

- 維持管理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者

- 必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席できる者
- 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な対応ができる者
- 業務の履行状況を明確に把握し、提供するサービスの質が常に要求水準を満足できているかを管理できる者

**イ　維持管理業務担当者の設置**

維持管理業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とすること。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とし、必要な届出等を行うこと。維持管理業務の開始までに、維持管理業務の担当者配置届を市に提出すること。維持管理業務担当者に異動があった場合、その都度、速やかに市に報告すること。

**（５）報告事項**

**ア　業務着手前**

**（ア）維持管理業務計画書**

事前に市と協議を行った上で、本施設における維持管理開始日の 60 日前までに維持管理業務に関する計画書（以下「維持管理業務計画書」という）及び維持管理業務計画書に付随する書類を作成し、市の確認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。なお、業務計画書には、少なくとも次の事項を記載すること。

- 維持管理業務基本方針
- 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- 実施体制図

**（イ）維持管理業務に係る実施体制**

維持管理業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。あわせて従事職員の名簿を、業務開始までに市に提出すること。

**（ウ）維持管理マニュアル**

市と事前に協議した上で、対象施設における維持管理開始日の 60 日前までに業務区分毎にマニュアルを作成し、市の確認を得ること。マニュアルの作成にあたっては、市との業務の連携、役割分担に特に留意すること。当該マニュアルを変更する場合には、事前に市と協議し、確認を得ること。

**イ　業務実施中**

**（ア）維持管理業務年間計画書**

維持管理業務に関する年間の計画書（以下「維持管理業務年間計画書」という。）及びそれに付随する書類を、維持管理業務計画書を踏まえ作成の上、事業年度開始日の 30 日前までに市に提出し、市の確認を得て業務を実施すること。なお、初年度については、維持管理業務計画書とあわせて提出し、市の確認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。

維持管理業務年間計画書は、維持管理業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する

際の確認事項を定めたものとすること。

**（イ）維持管理業務報告書**

維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書に基づいて実施した業務内容及び結果（勤務状況、点検・保守状況、更新・修繕記録、その他必要な事項について）について、月次業務報告書、年次業務報告書を作成し、市に提出すること。月次業務報告書は翌月 10 開庁日以内に、年次業務報告書は事業年度終了後 10 開庁日以内に提出すること。報告内容については、市と協議を行い定めるものとする。

日報は市への提出は不要だが、事故発生等の問題が発生した場合に、業務内容を確認できるようにするための業務記録を事業者にて作成し、保管すること。

また、関係法令上の必要な報告書及び点検記録等を作成し、保管するとともに、関係機関の提出等が必要なものについては、所定の手続を行い、その副本を保管すること。

**（ウ）施設管理台帳**

施設管理台帳を整備・保管し、市の要請に応じて提示すること。

**２ 業務の要求水準**

事業者は、下記の維持管理業務を実施すること。

**（１）建築物保守管理業務**

建築物の機能と環境を維持し、本施設におけるサービス提供が常に円滑に行われ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築物各部の点検、保守、補修等を行うこと。

**ア 日常巡視点検業務**

- 建築物等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して目視等により観察し、異状・異常を感じたときには正常化に向けた措置を行うこと。
- 点検内容及び正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残すこと。

**イ 定期保守点検業務**

建築物が正常な状況にあるかどうか、目視等の他、測定等により建築物等の状態を確認し、建築物等の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに建築物等の各部位を常に最良な状態に保つこと。

**ウ クレーム対応**

- 申告等により発見された不具合の修理を行うこと。
- クレーム、要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。
- クレーム等発生には現場調査、初期対応等の措置を行うこと。

**エ　箇所別業務内容（既存施設及び新設施設共通）**

**図表 12　箇所別業務内容**

| 箇所 | 業務内容 |
|---|---|
| 内壁、外壁（柱を含む。） | • 仕上材や下地における浮き・剥落・ひび割れ・破損・変色・錆付き・腐食・チョーキング・エフロレッセンス等の防止及び発生時の補修を行うこと。<br>• 建物と周辺地盤との相対的な浮上・沈下の確認等、建物周りの点検を必要に応じて行うこと。 |
| 床 | • 仕上材や下地における浮き・剥れ・ひび割れ・腐食・極端な磨耗等のないようにすること。<br>• その他、各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにすること。 |
| 屋根 | • 漏水のないようにすること。<br>• ルーフドレイン及び樋が正常に機能するようにすること。 |
| 天井 | • 仕上材や下地における浮き・剥落・脱落・ひび割れ・破損・変色・錆付き・腐食・チョーキング等の防止及び発生時の補修を行うこと。 |
| 建具（扉・窓・窓枠・シャッター・移動間仕切等） | • 所定の水密性・気密性・断熱性・遮音性が保たれるようにすること。<br>• 各部にひび割れ・破損・変形・仕上げの変色・劣化・錆付き・腐食・結露やカビの発生・部品の脱落等が起きないようにすること。<br>• 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動するように維持すること。 |
| 階段 | • 通行に支障・危険を及ぼすことのないようにすること。<br>• 仕上材・手摺等に破損・変形・緩み等がないようにすること。 |
| 手摺等 | • ぐらつき、ささくれ等がないこと。 |
| 免震部材等 | • 新施設に免震部材等を採用した場合は、部材等に応じた必要な点検等を必要に応じて行うこと。 |
| 屋根付歩廊 | • 屋根付歩廊の柱・屋根・樋の清掃、電気設備・分電盤の定期点検、破損・故障等の簡易的な修繕（1 件 300 万円以下）、消耗品の取替、電気料金の支払いおよび目視点検 |
| その他 | • 関係法令の定めるところにより、その他の建築物各部について点検、保守、補修等を実施すること。 |

**（２）建築設備保守管理業務**

**ア　業務内容**

施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するため、本施設に設置される設備機器（電気設備、空調設備、給排水衛生設備（排水処理設備を含む）、防災設備、昇降機設備等）について、適切な設備機器保守管理計画のもとに、以下の業務を行うこと。

業務に当たっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合は修繕、更新、分解整備、調整等適切な方法により対応すること。

保守管理の対象は、以下の範囲において実施すること。

**（ア）運転監視業務**

- 安全に留意し、各設備機器の適正な運転及び監視を実施するとともに、これに関連する電力、用水、燃料等の需給状態を管理すること。
- 設備機器に応じて、適切な運転記録をとること。

**（イ）日常巡視点検業務**

- 日常の機器運転管理、点検、整備を行うこと。
- 点検内容及び正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残すこと。

**（ウ）定期保守点検業務**

- 各設備機器について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと。
- 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、更新、分解整備、調整等）により対応すること。
- 定期点検等においては、主要な設備でメーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とする。
- 点検内容及び正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残すこと。

**（エ）法令点検業務**

- 各設備機器の関連法令の定めにより、点検を実施すること。
- 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法（保守、修繕、更新、分解整備、調整等）により対応すること。
- 点検内容及び正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残すこと。

**（オ）故障・クレーム対応**

- 申告やアラーム等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。
- クレーム、要望（ブレーカー断からの早急な復旧・暑い・寒い等）・情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。
- 故障、クレーム発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに市に報告すること。

**（カ）箇所別業務内容（既存施設及び新設施設共通）**

**図表 13　箇所別業務内容**

| 箇所 | 業務内容 |
|---|---|
| 照明 | • すべての照明、コンセント等が常に正常に作動するように維持す |

| 箇所 | 業務内容 |
| --- | --- |
| | ること。<br>• 破損、腐食、その他の欠陥がないよう維持し、必要に応じて取り替えること。<br>• LED 照明については、管球の更新だけでは不十分な（正常に作動しない）場合は、必要に応じて適切な更新・措置を行うこと。 |
| 動力設備・受変電設備・発電設備 | • すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動するよう維持すること。<br>• 識別が必要な機器については、常に識別が可能な状態を維持すること。<br>• 自家用電気工作物の保安管理をすること。<br>• 保安用負荷 3 日分の燃料タンクについて、停電時対応が常時可能となるよう燃料の補充を行うこと。 |
| 通信（電話・情報・テレビ共同受信等） | • すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に作動するよう維持すること。<br>• バックアップが必要なものについては、適切に処置すること。 |
| 飲料水の供給・貯蔵・排水 | • すべての配管、バルブ、蛇口等が確実に取り付けられ、清潔であること。<br>• すべての設備が完全に機能し、漏水がない状態に維持すること。 |
| 排水とごみ | • すべての溝、排水パイプ、汚水管、排水管、下水溝、ゴミトラップ等は、漏れがなく、腐食していない状態を維持すること。<br>• すべての排水が障害物に邪魔されずスムーズに流れ、ゴミトラップに悪臭がないように維持すること。 |
| 給湯 | • すべての配管、温水器、貯蔵タンク、ヒーター、ポンプ、バルブ、蛇口、その他の機器がしっかりと固定され、空気、水、煙の漏れが一切ない状態を維持すること。<br>• すべての制御装置が機能し、効率が最大になるよう正しく調整すること。 |
| 空調・換気・排煙 | • すべてのバルブ、排気管、その他の機器が完全に作動しながら、エネルギー使用量が最小限に抑制でき、温度等が正しく調整されるようにすること。<br>• すべての制御装置が機能し、正しく調整されていること。 |
| 昇降機設備 | • すべて必要時に適切に作動するようにすること。<br>• 監視装置は常時、正常に作動するようにすること。 |
| 防災設備 | • すべての防災設備が正常に作動するように維持すること。 |
| その他 | • 什器・設備備品等の更新・追加に伴う業務対象の追加、仕様書の変更等が生じた場合には、それを適切に保守管理計画に反映させた上で、上記内容に応じた保守管理を行うこと。 |

**イ　常駐人数**

業務内容に応じ、次の区分で従事職員を常駐させること。指定管理業務の全部又は主たる部分を第三者に業務委託する（以下「再委託」という。）場合は事業者と再委託先で協議し、具体的な人数を市に報告すること。

なお、宿直配備の従事職員については、建築設備保守管理業務の従事職員との緊急連絡体制を構築することができる場合に限り、他業務の従事職員が兼ねることも可とする。

- 業務配備　　午前 8 時から午後 10 時まで
- 宿直配備　　午後 10 時から午前 8 時まで

**（３）劇場設備等保守点検業務**

**ア　舞台機構保守点検業務**

**（ア）業務対象**

舞台機構保守点検業務の対象範囲は、センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホール、5 号館（仮称）の吊物、迫り等の舞台機構設備とする。

**（イ）業務内容**

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、舞台機構の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行うこと。舞台機構の定例保守点検について、「市設建築物の定期点検指針」及びメーカーの保守点検基準によるものとする。また、不測の事故等が生じた場合は、直ちに技術員を派遣し、修理復元をはかるものとする。

なお、定例保守点検については各機器の動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告する。

**（ウ）要求水準**

本施設と同様の規模の舞台機構設備の保守・点検業務につき、本施設の維持管理業務を行う企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で 5 年以上の経験を有する者を従事させること。

**イ　舞台照明設備保守点検業務**

**（ア）業務対象**

舞台照明設備保守点検業務の対象範囲は、センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホール、5 号館（仮称）展示室の演出照明設備とする。

**（イ）業務内容**

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、舞台照明設備の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行うこと。なお、定例保守点検については「市設建築物の定期点検指針」及びメーカーの保守点検基準によるすることとし、各機器の動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告すること。

**（ウ）要求水準**

ホール舞台照明設備について担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で５年以上の保守・点検業務の経験を有する者を従事させること。

**ウ　映像音響設備保守点検業務**

**（ア）業務対象**

映像音響設備保守点検業務の対象範囲は、センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホール、各会議室（1 号館 131～135、141～143、2 号館 213、221～225、231～234、4 号館 431～438、5 号館（仮称））、2 号館展示室（211～212）、5 号館（仮称）展示室の映像及び音響設備とする。

**（イ）業務内容**

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、映像音響設備の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行うこと。なお、精密点検及び定例保守点検については、「市設建築物の定期点検指針」及びメーカーの保守点検基準によることとする。

**a 定例保守点検業務**

各機器の動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告する。

**b 精密保守点検**

各機器類の基本的性能に著しい変化がないか、また動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告する。想定される点検方法は以下のとおり。

**（a）調整卓**

各入力について規定レベルの変動、及びＳ／Ｎ比、歪率、周波数特設の測定。各出力について規定入力レベルにおける、各出力レベル、Ｓ／Ｎ比、歪率、周波数特性等の測定。

**（b）電力増幅器**

最大定格出力における電力増幅度、Ｓ／Ｎ比、歪率、周波数特性等の測定。

**（c）各機器の接点及びスイッチ関係の点検**

スイッチの動作及び接触不良の有無を調整卓中心に点検する。

**（ウ）要求水準**

本施設と同様の規模の映像音響設備の保守・点検業務につき、本施設の維持管理業務を行う企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で 5 年以上の経験を有する者を従事させること。

**エ　劇場用椅子保守点検業務**

**（ア）業務対象**

センチュリーホールの客席椅子（劇場用椅子）、イベントホールの移動観覧席

**（イ）業務内容**

常に良好な状態で椅子を有効活用し、かつ椅子の耐久性を維持させるため、保守・点検・整備及び清掃と小修理を行うこと。

定例点検については、「市設建築物の定期点検指針」及びメーカーの保守点検基準によるものとする。また、万一の故障に際し連絡のあった場合は、緊急点検として直ちに技術者を派遣し迅速に障害修理を行うこと。

定期点検及び緊急点検の実施後は速やかに実施内容を記録した報告書等を提出する。

**（ウ）要求水準**

設備、機材の操作、及び持ち込み機械・器具装置等がある場合は、施設・設備並びに第三者に対する危害の防止に十分注意すること。

**（エ）特記事項**

次に該当するものは点検に含まず、その都度別途契約する。

- 天災地変その他の不可抗力により生じた損害の修復作業。
- 設置場所変更等による椅子の解体、移動、設置作業。
- 取り扱い上の誤り又は重大な過失に起因する椅子破損の修復作業。

**（４）什器・設備備品等保守管理業務**

**ア　什器・設備備品等の保守管理**

- 事業者は、維持管理業務に支障をきたさないよう維持管理上に必要な什器・設備備品等を管理するとともに、不具合の生じた什器・設備備品等については随時、補修等を行うこと。
- 什器・設備備品等の管理に当たっては、什器備品台帳を作成し、確実に行うこと。什器備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量を必ず含むこと。

**イ　消耗品の保守管理**

- 施設の維持管理に必要な消耗品を適宜、事業者が購入し、保守管理を行うこと。
- 不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこと。

**（５）外構施設保守管理業務**

- 車路、歩道、外灯、屋外サイン等につき、機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つこと。
- 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行うこと。
- 開閉・施錠装置等が正常に作動する状態を保つこと。
- 各種設備が敷地内の通行等を妨げず、施設利用に支障をきたさないこと。
- 隣接地権者との敷地境界付近での作業方法等については、隣接地権者との事前に協

議・調整のうえ、適切に対応すること。

- 施設に設置された認定電気通信事業者の電話柱等についての保守点検等に協力すること。新規の設置や規格変更等の依頼の際は、必ず事前に市へ報告すること。
- 排水設備設置義務免除を受けるため、事業期間中は本事業にて毎年1回以上水質検査を行い、上下水道局が立入り検査を行う場合には、協力すること。その他、排水設備設置義務免除に係る許可の条件を遵守すること。
- 排水義務免除に係る水質の基準は「参考 h　排水設備設置義務免除許可の対象下水に係る水質基準」を参照。

### （６）修繕業務

- 事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な更新、修繕を以下の内容において実施すること。
- 計画修繕のプランの作成にあたっては、事業期間終了時の水準の確保が可能となるよう考慮すること。
- 業務期間終了 3 年前（詳細は事業者からの提案および市との協議を踏まえ決定する）に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行い、必要に応じて市と報告内容について協議を行うこと。
- 要求水準を満たすよう、事業期間終了時までに、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、市に確認を受けること。
- 本施設は、次の期間の「長期修繕計画書」を市に提出し、市の確認を受けること。本施設の機能及び性能を適切に維持するとともに、ライフサイクルコストの低減を図るため、長期修繕計画書を毎年見直し、修繕の実施について事前に市と協議を行うこと。

| 施設 | 長期修繕計画書の作成期間 |
|---|---|
| 5 号館（仮称） | 維持管理業務の開始日から 80 年間 |
| 第 4 立体駐車場（仮称） | 維持管理業務の開始日から 60 年間 |
| 既存施設 | 維持管理業務の開始日から 50 年間 |

- 本施設の修繕業務は、下表に示すとおりに行う。
  - 新設施設においては、修繕計画書に計画された修繕及び施設が正常に機能するために必要な修繕が発生した場合には、法令及び必要な手続、資格等に基づき、速やかに修繕業務を実施すること。
  - 既存施設においては、下表で「事業者で実施」とした対象については、事業者が行うこととし、当該箇所に関する修繕費が変動した場合も、事業者の負担で対応することとする。なお、「上記以外において、1 件 300 万円以下の小規模なもの」については、修繕費の変動そのものが発生しないことからこれにあたらない。下表の該当箇所は、「別紙 30　運営期間中の修繕業務の対象」に示す。

| 対象施設 | 修繕業務の対象 | 実施者 |
|---|---|---|
| 新設施設 | 修繕計画書に計画された修繕及び新設施設が正常に機 | 事業者で実施 |

| 対象施設 | 修繕業務の対象 | 実施者 |
|---|---|---|
| | 能するために必要な修繕 | |
| 既存施設 | （設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの | 事業者で実施 |
| | （設計・建設期間における）改修工事で更新するが、事業期間中に再度更新が発生すると予想されるもの | 事業者で実施 |
| | 上記以外において、1 件 300 万円以下の小規模なもの | 事業者で実施 |
| | 上記以外 | 事業範囲外 |

- 既存施設において、原形を変ずる修繕及び模様替え等、大規模な改修工事が必要と判断されるときは、事業者は市に対して報告を行い、工事の内容等がわかる書類（見積等）を提出すること。なお、市と事業者による協議の上、当該工事の必要性が認められた場合は、市が別途実施することとする。

**ア　修繕にかかる確認**

- 施設の修繕を行った場合は、修繕箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。

**イ　施設台帳及び完成図面の管理業務**

- 施設管理・資産管理を適切に行うため、施設台帳を電子媒体で管理すること。
- 施設内の正確な情報を把握し、施設管理業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。
- 施設の修繕を行った場合は、修繕内容を履歴として電子媒体で記録に残し、以後の維持管理業務を適切に実施すること。また、修繕内容は施設台帳及び完成図面等に反映させ、常に最新の設備等の状態がわかるようにすること。

**（7）清掃業務**

**ア　業務対象**

建物内及び外構

**イ　業務内容**

建物内及び外構等の環境・衛生を維持し、国際会議場として快適な空間を保つなど、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるように清掃業務を行うこと。

**ウ　要求水準**

**（ア）共通**

- 作業実施にあたり、他店の、設備、備品、器具等を損傷させないよう留意すること。
- 目に見える埃、土、砂、汚れがない状態を維持し、見た目にも心地よく、衛生的な状態を保つこと。
- 清掃はできる限り、本施設の運営の妨げにならないように実施すること。

- 個別箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、清掃箇所の状況を踏まえ、要求水準を満たすこと。
- 業務に使用する用具及び資材等は整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- 全ての清掃作業担当者は、業務時間中は職務に相応しい制服を着用すること。
- 業務の実施に必要な電気、水道及びガスは節約に努めること。
- 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- 清掃用具、洗剤当の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は、全て事業者の負担とする。
- 清掃により発生した廃棄物を関係法令にもとづき適切に処置する。
- 現在の清掃業務の範囲は「参考 h　名古屋国際会議場 指定管理者 業務仕様書」及び「参考 i　名古屋国際会議場 指定管理者 募集要項」等を参考とすること。

**（イ）日常清掃業務（建物内）**

事業者は、仕上げ材の性質等を考慮しつつ施設全般について日常的に清掃を行い、施設、設備、備品、器具等を常に清潔な状態に保ち、施設の利用者が快適に施設を利用できる美観と衛生性を保つこと。特に、多数の観客が利用するホール等の施設性に考慮し、各ホール、会議室、事務室当は使用時間前及び使用時間後に日常清掃を実施すること。また、消耗品は常に補充された状態にすること。

**（ウ）定期清掃業務（建物内）**

事業者は、日常清掃では実施しにくい箇所について、清掃を適切な頻度及び方法により実施すること。

**（エ）外構清掃業務**

- 事業者は、外構施設（創造の柱、騎馬像及び「別紙 14　移設対象のモニュメント概要」含む）について常に巡回して清掃を行い、機能、安全、美観上適切な状態に保たれるようにすること。
- 施設周辺（特にエントランス周辺）等の公共性の高い場所、設備は日常的に清掃、美観を保たれていること。
- 側溝等は常に清掃し、枯葉、ゴミなどは除去すること。
- 掲示板、案内板等は、適性洗剤及び磨き剤等で清掃し、常に美観を損ねないようにすること。
- 消防用金物は金属磨きで磨くこと。
- 灰皿、ごみ屑かごは適切に処理すること。
- 施設の利用が無い日に年 1 回以上ガラス清掃を行うこと。
- 幕屋根付歩廊については汚れやすいため、年 2~3 回程度の定期的清掃を行うこと。

**（オ）雨水槽・湧水槽の清掃業務**

- 事業者は、4～5 年に 1 度程度の頻度で雨水槽・湧水槽の全体清掃を実施し、水槽内に堆積した砂等を除去することで排水設備の故障や排水管の閉塞を防ぐこと。（4 年

以内の場合でも、目安として泥が深さ 10cm を超えた場合は清掃すること。）

- 上記清掃でも排水管に詰りが生じる場合は、定期的に排水管の清掃を行うこと。

### （８）環境衛生管理業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき「建築物環境衛生管理技術者」を選任し、本施設及び本敷地内の外構施設（工作物を含む）に関し、以下の施設管理上で必要な監視、測定、報告等の環境衛生管理業務を実施すること。

- 空気環境測定
- 水質検査
- 空調用ダクトの清掃
- 貯水槽の清掃
- 排水管の清掃
- ねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として、厚生労働省令で定める動物の防除

### （９）警備・駐車場管理業務

#### ア　業務対象

敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び施設内出入社の対応等

#### イ　業務内容

施設の秩序を維持し、災害、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行うこと。

また警備・駐車場管理業務にあたっては、以下にあげる施設の特徴を踏まえ防犯・防災に努めること。なお、現在の警備・駐車場管理業務の概要は「参考 h　名古屋国際会議場 指定管理者 業務仕様書」及び「参考 i　名古屋国際会議場 指定管理者 募集要項」等を参考とすること。

【業務内容】

- 会議室等の鍵の管理（保管、授受など）
- 火災発見時の初期消火と各方面への連絡
- 時間外電話の対応
- 建物出入口の開錠及び施錠
- 防犯、防災上の点検
- 建物内外及び構内全域の警戒巡視
- 玄関周辺の整理（大型バスの乗入れ時の対応・整理）
- タクシー車列の整理
- 歩道橋の障害者用エレベーター起動及び停止操作
- 館内催事の来場者整理補助
- その他防犯・防災上必要な業務

【業務にあたって踏まえる施設の特徴】

- 不特定多数の人が短時間に集合する施設である。
- 短時間に集中して入退場を行う。
- 全施設利用の場合、3,000 人以上の人が利用する。

**ウ　要求水準**

- 24 時間警備業務に従事し、定時に巡回することとし、警備従事者の中に警備実務経験 6 年以上の警備長を置くこととする。
- 警備結果報告書を作成し、月に一度他の維持管理業務に係る報告書と併せて維持管理業務報告書として、市に提出すること。
- 催事及びイベント時の警備については、主催者と事前に打合せを行い、警備範囲の内容を確認すること。なお、催事及びイベント時に通常と異なる警備が発生する場合は、主催者負担となる。
- 催事及びイベントによっては、VIP 対応等により一般来場者との動線を考慮すること。
- 常に警備員と清掃担当者との連絡をとり、建物の美化に努めるものとし、汚損箇所を発見したときは、清掃担当者に連絡し、直ちに清掃等の処置を行うこと。
- 敷地や周辺道路における不法駐車・駐輪に対して、適切に注意喚起を行う等、周辺環境に配慮した業務を行うこと。
- 施設の混雑状況を監視カメラや巡回警備等で絶えず把握し、ポスト位置を変更するなど状況判断を行い、混雑時の対応につとめること。
- 警備員は、本業務にふさわしい統一された制服制帽を着用し、身分証明書を常時携帯すること。
- 窓口において、開館時間に即した有人警備を行うこと。
- 施設内の事故、施設・設備の破損、備品の破損や盗難の予防及び落書き等のいたずらの防止に努めること。
- 事故の発生、不審者の施設進入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。
- 事故や意見等が発見された場合、市及びその他必要な機関に対し、迅速に通報すること。

**エ　駐車場の料金徴収及び管理方法**

- 駐車場使用料は、原則、使用が終わった後に徴収すること。ただし、1 回券及び回数券を使用する場合、又は事業者が市の確認を得て定める事由がある場合はこの限りではない。
- 館内の利用状況により駐車場が混雑するような場合は、臨時に整理員を手配し、車両の安全を確保すること。
- 駐車場の入場に際して発行する駐車券用のロール紙等の消耗品は、事業者が購入するものとする。
- 駐車場の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、施設の延長利用の申請があった場合には、延長して利用することを認めること。

- 路上駐車が発生しないように注意すること。
- 施設の使用時間外の駐車場の取扱いについては別に指示するものとする。なお、第3駐車場及びバス専用駐車場は、夜間（午前2時から午前8時まで）は目的外使用許可により名古屋市中央卸売市場本場に貸し出す場合がある。その間の駐車場の管理については市との協議による。

### （１０）植栽管理業務

- 事業敷地内における事業者の提案に基づく建物の周囲、建物内部又は建物の屋上等の植栽及び植栽地内について、適切な方法により、せん定、刈り込み、潅水、除草、施肥、病害虫防除、養生等を行い、周辺環境と調和した美観を保持すること。樹木が枯損した場合は、適切な措置を行うこと。
- 業務にあたっては、利用者の安全を図るよう十分配慮するとともに、できる限り利用者の妨げにならないように実施すること。
- 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性を考慮して使用すること。
- 事業敷地境界付近での作業方法等については、隣接関係者等との事前に協議・調整のうえ、適切に行うこと。
- アコウの木の管理として11月～3月の間は防寒養生を行うこと。
- 既存の植栽管理業務の範囲は「参考h　名古屋国際会議場 指定管理者 業務仕様書」及び「参考i　名古屋国際会議場 指定管理者 募集要項」等を参考とすること。

### （１１）セルフモニタリング業務

- 事業者は、維持管理業務の実施前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- 維持管理業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとすること。
- 事業者は、維持管理業務の完了前に要求水準確認報告書と共に市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

### （１２）その他維持管理業務において必要な業務

事業者は、その他維持管理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

## 第９ 運営業務に関する要求水準

### １ 総則

#### （１）指定管理者の指定

市は、事業者を本施設の指定管理者に指定することとし、令和 5 年 12 月に指定管理者の指定を行う予定である。なお、指定管理者の指定にあたり、市が定める申請書類を提出するものとする。

#### （２）業務の区分

**ア 事業者が実施する業務**

① 利用受付業務
② 施設の使用許可に係る業務
③ 広報・催事誘致業務
④ 利用料金収受業務
⑤ 催事の開催支援業務
⑥ 総合案内業務
⑦ セルフモニタリング業務
⑧ 災害・事故対応業務
⑨ 利用者サービス向上のための事業
⑩ その他運営業務における必要な業務
⑪ 事業者が自主事業として実施する業務

**イ 事業者が自主事業として実施する業務**

① 施設の設置目的を効果的に達成するための提案事業
② その他利用者サービス向上のための事業

#### （３）業務期間

指定管理者の指定期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 29 年 3 月 31 日までとする。

#### （４）報告事項

**ア 運営業務計画書**

事前に市と協議を行った上で、本施設における運営開始日の 60 日前までに運営業務に関する計画書（以下「運営業務計画書」という）を作成し、市の確認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。なお、業務計画書には、少なくとも次の事項を記載すること。

- 運営業務基本方針
- 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- 実施体制図

### イ　事業計画書及び収支予算書の提出

市が別に示す様式に従い、年度ごとの事業計画書及び収支予算書を作成し、年度開始時までに市に提出し、その確認を受けること。なお、提出は文書による他、市の求めに応じ、電子データとしても提出すること。

### ウ　運営業務報告書及び収支決算書の提出

#### （ア）月報

月報（利用状況、種目別利用状況、利用料金集計表等）を作成し、翌月 15 日までに市に提出すること。

#### （イ）運営業務報告書

事業年度終了後 10 開庁日までに、次に掲げる事項を記載した運営業務報告書を市に遅滞なく提出すること。なお、運営業務報告書の提出は文書による他、市の求めに応じ、電子データとしても提出すること。

- 運営業務の実施状況
- 本施設の利用状況
- 本施設の管理経費等の収支状況（収支決算書）
- 事業者の経営状況を把握するために市が必要と認める書類
- 前各号に定めるもののほか、事業者による管理の状況を把握するため市が必要

#### （ウ）臨時の報告書等

定期的な運営業務報告書のほか、市は必要に応じて臨時に報告書等の提出を求めることができる。この場合、事業者は速やかに対応すること。

#### （エ）提出資料の取扱い

提出資料は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出資料は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開請求の対象となり、市が必要と認める場合に全部又は一部を公開する。そのため、資料の作成にあたっては、数値や記述に誤りの無いよう十分に確認した上で提出すること。

## （５）事業収支に関する事項

### ア　本事業の収支

#### （ア）利用料金収入

##### a 利用料金の種類

- 基本の供用時間における施設及び付属施設の利用料金及び光熱水費等弁償金

**図表 14　利用料金を徴収する施設**

| 施設群 | 施設名称 |
|---|---|
| 既存施設 | センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室（2 室）、会議室（25 室）、リハーサル室（2 室）、駐車場（業務用駐車スペースを除く。） |

| 施設群 | 施設名称 |
|---|---|
| 新設施設 | 5 号館（仮称）展示室、同会議室、第 4 立体駐車場（仮称） |

※　各施設（駐車場を除く）には、利用料金を徴収する附属設備がある。

※　「センチュリーホール」「イベントホール」「レセプションホール」「2 号館 展示室」「白鳥ホール」「5 号館（仮称） 展示室」の使用にかかる電気、ガス及び水道料金その他の料金（以下「光熱水費等弁償金」という。）を定めることができる。

### b 利用料金を徴収しない施設

上記以外に利用料金を徴収しない施設として以下の施設がある。

**図表 15　利用料金を徴収しない施設**

| 施設名称 | 場所 | 数量（面積、台数等） |
|---|---|---|
| 貴賓室ゾーン | 1 号館 2 階西側 | 貴賓室 1 室､特別応接室 3 室 |
| プレスルーム | 4 号館 3 階 | 1 室 |
| 438 倉庫 | 4 号館 3 階 | 1 室 |
| 救護室 | 1 号館 1 階 | 1 室 |
| | 2 号館 1 階 | 1 室 |
| 授乳室 | 1 号館 2 階 | 1 室 |
| 総合案内所 | 1 号館 2 階 | 1 か所 |

### c 利用料金の設定

- 事業者は、本施設（既存施設及び新設施設）の利用料金（金額、利用時間区分、徴収方法等）を定め、市に届け出ること。
- 既存施設及び既存施設に係る附属設備等の利用料金は、名古屋国際会議場条例及び同規則に定める基準額に 0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、事業者が提案し市長の承認を得て定めるものとする。利用料金提案にあたっては、「参考 k　現在の利用料金（各施設）」及び「参考 l　現在の利用料金（附属設備）」や類似施設の利用料金を参考にすること。なお、市は物価変動等今後の情勢の変化により条例及び規則に定める基準額を見直すことがある。
- 5 号館（仮称）の利用単位については、1 階展示室（①全面／②半面／③四分割）及び 2 階展示室（④全面／⑤半面／⑥四分割）の 6 単位とする。
- 5 号館（仮称）展示室の利用料金は、別紙 34 に示す設定例や既存施設の利用料金、類似施設の利用料金を参考に、事業者が提案するものとする。
- 5 号館（仮称）に係る附属設備及び既存施設に係る附属設備で新たに追加するもの（以下「5 号館（仮称）に係る附属設備等」という。）の利用料金は、名古屋国際会議場条例施行細則を斟酌し、事業者において提案するものとする。なお、市は提案額を参考に 5 号館（仮称）展示室及び 5 号館（仮称）に係る附属設備等の基準額を定める予定である。
- 利用料金の増額等にあたっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（平成22年名古屋市条例第39号）の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、市と協議すること。

- 事業期間中、条例改正等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議する。
- 事業者は、「センチュリーホール」「イベントホール」「白鳥ホール」「国際会議室」及び「5号館（仮称）」の使用にかかる電気、ガス及び水道料金その他の料金（以下「光熱水費等弁償金」という。）を定めることができる。

**（イ）市の指定するサービス提供施設に係る収入**

市の指定するサービス提供施設の使用料により得られる収入のこと。

**（ウ）管理運営経費**

事業者が実施する業務に要する経費のこと。主な経費は以下の通り。

| |
|---|
| 人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課　等 |

**イ　事業者の収支**

事業者が自主事業として実施する事業に係る収支は、本事業とは別会計で事業者の収入、支出として扱う。

**（ア）自主事業による施設使用料、備品貸出料金、サービス料金収入**

事業者が自主事業として設置したサービス提供施設の使用料、事業者が自ら用意した什器・設備備品等の貸出料金、事業者が独自に設けたサービスに対する対価は事業者の収入とする。なお、それらの利用料金（料金水準）は、事業者が任意に設定できる。

**（イ）自主事業に係る管理運営経費**

事業者が実施する自主事業に要する経費のこと。自主事業実施に伴う本施設の利用料金、行政財産の貸付料・占有使用料、その他実施に係る経費を指す。

**ウ　本事業（指定業務）及び自主事業に係る収支等**

本事業として（9）来場者サービス向上のための事業に定める業務（指定業務）と、（11）事業者が自主事業として実施する事業（自主事業）に係る収支等の関係は以下の通りとする。

| | 本事業（指定業務） | 自主事業 |
|---|---|---|
| 業務内容 | • 市の指定するサービス提供施設の設置<br>• レストランの運営 | • 本施設の設置目的の効果的達成のための事業<br>• その他来場者サービス向上のための事業 |
| 収入 | 事業者の収入<br>• 利用料金収入<br>• 飲食物販事業収入 | 事業者（自主事業会計）の収入（本事業の収支とは別会計）<br>• その他事業者の提案により実 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 施する事業収入 |
| 支出 | 事業者の支出<br>• 管理運営経費<br>• 本施設の利用料金、行政財産の貸付料・占有使用料 | 事業者（自主事業会計）の支出（本事業の収支とは別会計）<br>• 自主事業に係る管理運営経費<br>• 本施設の利用料金、行政財産の貸付料・占有使用料 |
| 目的外使用許可の要否 | 要 | 要 |

**（６）指定後の対応について**

指定管理者としての指定後、事業者は事業計画を作成すること。また、現指定管理者と業務の引継ぎを行うこと。なお、以下の場合については指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

- 事業者が、正当な理由なくして指定管理協定の締結に応じない場合
- 管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合
- 著しく社会的信用を失うに至った場合
- その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

**（７）指定管理協定の締結について**

事業者は、市との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、指定管理協定を締結する。なお、指定管理協定は、全指定管理期間をとおして効力を有する「指定管理協定書」及び年度毎に締結する「指定管理年度協定書」を作成する。

**（８）指定の取り消し等**

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- 事業者が、条例、条例施行規則、指定管理協定及び関係法令に違反したとき
- 事業者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき
- 事業者が事業の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- 事業者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- 本施設を公の施設として廃止するとき
- その他市が事業者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

### （９）市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、事業者による施設の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとする。

### （１０）市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員（第 199 条第 7 項）、包括外部監査人（第 252 条の 37 第 4 項）又は個別外部監査人（第 252 条の 42 第 1 項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとること。

## ２ 基本要件

### （１）開館時間

- 本施設の開館時間は、現在の開館時間（午前 9 時から午後 10 時）の範囲内とし、事前に市と協議のうえ開館時間及び利用時間の区分を決定する。なお、搬出入作業や設営工事等の騒音が発生する可能性がある活動について、近隣の迷惑とならないように配慮すること。

【参考：現在の開館時間及び利用時間の区分】

| 区分 | センチュリーホール、イベントホール、リハーサル室 | 白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室、会議室 |
|---|---|---|
| 午前 | 午前 9 時から正午 | 同左 |
| 午後 | 午後 1 時から午後 5 時まで | 同左 |
| 夜間 | 午後 6 時から午後 10 時まで | 午後 6 時から午後 9 時 30 分まで |
| 午前午後 | 午前 9 時から午後 5 時 | 同左 |
| 全日 | 午前 9 時から午後 10 時 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分 |

※　午前・午後・夜間区分間の1時間については、連続使用の場合のみ使用可能。
※　管理上支障がなく、かつ、特別の事由がある場合には、翌日の午前 9 時まで延長することができる。

### （２）休館日

- 本施設の休館日は、現在の休館日を参考に、事業者からの提案及び市との協議により決定する。提案の際、施設の適正な維持管理のための法定点検等によるする期間等を充分に考慮すること。
- 利用者の利便性や需要動向を検討し、休館日及び開館時間を変更する場合は事前に市と協議して定めること。
- 保守点検、修繕工事等の合理的な理由がある場合には、事前に市の同意を得た上で、本施設の一部の利用を制限し、または施設全部を休館することができる。

【参考：現在の休館日】

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

### （３）施設利用規則

- 事業者は、開館準備期間において、本施設の利用に係る、休館日、開館時間（利用時間区分）、利用単位、利用方法（申込手続、申込受付開始日、予約の変更・取消手続等）、利用に係る制限等に関する「施設利用規則」を定め、施設の供用開始に先立ち、市の確認を受けること。「施設利用規則」を変更した場合も同様とする。
- 「施設利用規則」は、施設において常時配布・閲覧できるようにし、本施設のウェブサイトで公表すること。

### （４）業務の委託

#### ア　第三者へ委託ができる業務

維持管理企業及び運営企業は、維持管理及び運営業務の全部又は主たる部分を第三者に業務委託することはできない。ただし、下記に掲げる業務並びにその他の業務であらかじめ市の確認承諾を受けたものについては、この限りではない。

- 案内業務
- 警備業務
- 清掃業務
- 駐車場管理業務
- 各施設及び付属設備の保守点検業務
- 会議室の設営、備品の貸出及び管理業務
- ホールの設備運転及び保守点検業務
- その他市が認めた業務

#### イ　第三者への業務委託への留意すべき事項

事業者は、再委託先の団体において、法令・指定管理協定等の遵守や、必要かつ十分なサービス提供が確保されるよう、指導・監督しなければならない。また、事業者は再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て事業者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、事業者の責任において負担させるものとする。

### （５）実施体制

次に規定する運営業務責任者及び運営業務担当者を配置し、組織体制と合わせて業務着手前に運営業務計画書に記載の上、市に報告すること。

#### ア　運営業務責任者の設置

運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う運営業務責任者を定め、運営業務の開始日までに届け出、市の確認を受けること。運営業務責任者を変更した場合も同様とする。

運営業務責任者は、本事業の目的・内容を十分踏まえたうえで、次の要件を満たす者を選

出すること。

- 運営業務を一元的に管理し、取りまとめとめることができる者
- 必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席できる者
- 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な対応ができる者
- 業務の履行状況を明確に把握し、提供するサービスの質が常に要求水準を満足できているかを管理できる者

**イ　運営業務担当者の設置**

- 運営業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とすること。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とすること。
- 運営業務の開始までに、運営業務の担当者配置届を市に提出すること。運営業務担当者に異動があった場合、その都度、速やかに市に報告すること。

**ウ　必要な資格等**

- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する甲種防火管理者及び防災管理者並びに自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者。
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定する電気主任技術者の有資格者。なお、事業者（SPC）が電気事業法上のみなし設置者となることとするが、国との調整の結果、みなし設置者とできない場合であっても、市は事業者に追加費用を支払わない。
- 英会話能力を有する者（実用英語技能検定準 1 級程度以上）。
- 映像、音響、舞台、照明等の操作指導及び点検のできる専門技術者。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の有資格者（2 名）。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定するエネルギー管理員。
- 危険物取扱者

**（６）その他の要件**

**ア　情報の公開**

事業者は、情報公開条例第 37 条の 2 第 1 項に基づき、会議場の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めること。

**イ　監視カメラの管理及び運用**

本施設は、監視カメラを設置された施設であるので、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成 19 年 9 月 10 日施行）の趣旨に従い、監視カメラを管理及び運用すること。

**ウ　市または名古屋観光コンベンションビューローとの連携**

市または公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローが実施するコンベンション等誘致に協力すること。また、市が行う政府系国際会議の誘致等に対して協力すること。なお、本施設が政府系国際会議の会場に選定された場合は、円滑に開催できるよう協力するこ

と。

**エ　夜間照明**

敷地外構にある夜間照明の点灯時間については、市の指示に従うこと。

**オ　駐車場の夜間利用**

現在、名古屋市中央卸売市場本場が目的外使用許可を受けて、第 3 駐車場およびバス駐車場の夜間駐車場利用（午前 2 時から午前 8 時まで）を行っている。本事業の運営期間中（バス駐車場は工事期間中も含む）にも引き続き名古屋市中央卸売市場本場が夜間駐車場利用する場合は、駐車場所として提供すると共に必要な調整を行うこと。

**カ　感染症対策**

感染症対策のため、入退館時における利用者等の手指除菌に配慮した運営を行うこと。

## ３ 要求水準

### （１）利用受付業務

開館準備業務における本書「第 7-2(2)事前予約受付」に記載する業務を継続して行うこと。見直しが必要な項目については、市と協議のうえ、適宜変更等を行うこと。

### （２）施設の使用許可に係る業務

**ア　施設の使用許可の申請**

- 使用許可の申請受付の開始は、規則第 2 条第 2 項の規定に基づき行う。
- 使用許可の書式は、規則第 1 号様式を使用すること。

**イ　施設の使用許可の取消**

- 使用許可の取消しは、施設使用者の申し出を受け、事業者が使用の取消しを決定し、既納の利用料金を還付する必要がある場合は、速やかに施設使用者に還付するものとする。
- 施設使用者が使用許可の取消しを申し出て認められたときの利用料金の還付額は、規則第 7 条第 2 項に定める額とする。

**ウ　使用許可に付随する市への行政財産の目的外使用許可申請に関すること**

イベントホール、白鳥ホール等の施設を使用する場合で、施設使用者が会議場の敷地内に仮設物等を設置するとの申し出が事業者にあった場合は、他の施設の施設使用者に支障がないと事業者が判断する場合のみ、使用日の 2 週間前までに市に行政財産の目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を申請するよう利用者に指示しなければならないものとする。

この場合、事業者は施設使用者の申請書に他の施設使用者に支障がないと判断した根拠となる資料を添付しなければならないものとする。

ただし、使用開始前までに許可を受け、使用料を市に納入しない場合は、会議場の敷地を使用できないこととなるため、事業者は、施設使用者の会議等の開催計画の内容を把握し、的確に指導しなければならないものとする。

### （３）広報・催事誘致業務

#### ア　情報提供業務

- 事業者の名称、指定管理期間等を適切な位置に掲示すること。
- 会議場使用上の注意事項を作成し、適切な方法により周知するとともに、施設使用者等に遵守させること。
- 会議場のパンフレット、利用の手引き等を作成し、求めに応じ常時配布等できるようにすること。パンフレット等は下表を目安に作成すること。
- 個人情報に配慮しつつ本施設で実施される各種催事の広報を行うこと。
- ホームページを開設し、情報提供（事業者の名称、所在地、連絡先、施設や設備の概要、その他事業者が必要と認める事項等）を行うこと。なお、日本工業規格「JIS X 8341-3」を参考にアクセシビリティへの対応に努めること。
- 広報・催事誘致にあたっては、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺環境も含めて本施設の魅力を訴えること。魅力発信にあたっては、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設と協議・調整すること。

| 種別 | 言語 | 規格・仕様 |
|---|---|---|
| 案内パンフレット | 日本語・英語 | A4 版カラー |
| リーフレット | 日本語・英語 | カラー三つ折 |
| フロアガイド | 日本語・英語 | A4 版 |
| 利用案内 | 日本語 | A4 版 |
| 館内案内 | 日本語 | A4 版四つ折 |

#### イ　利用促進が図られる取組み

市及び公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローが実施するコンベンション説明会などの機会を活用し、会議場の利用促進が図られる取組みを行うこと。この場合の経費は、事業者が負担すること。

#### ウ　市が海外で行う国際会議等誘致事業への職員派遣

市が海外で国際会議等誘致事業を行う場合、事業者は会議場施設の内容に精通した職員を市からの求めに応じ派遣しなければならないものとする。この場合の経費については、事業者が負担するものとする。

### （４）利用料金収受業務

#### ア　利用料金の承認

指定期間開始前に、指定期間中の利用料金の額、納付期限、還付基準及び光熱水費等弁償金にかかる市の承認を得ること。

**イ　利用料金等の徴収**

- 市の承認を得て定めた利用料金、光熱水費等弁償金の徴収を行うこと。
- 条例、規則及び市の承認に基づき、利用料金の還付を行うこと。

**ウ　前受金の引継ぎ**

- 令和 9 年 4 月 1 日以降の使用にかかるもので、令和 7 年 1 月 31 日までに利用料として入金されたものについては、現指定管理者から証拠書類を添えて支払われる。
- 指定期間終了時には、次期指定管理者に前受金の引継ぎを行うこと。
- 当該年度収入と前受金とを区別して管理すること。
- 施設使用者が利用料金納入にあたって混乱しないよう、現指定管理者と必要な事項について調整すること。

**（５）催事の開催支援業務**

**ア　ホール業務**

**（ア）対象施設**

センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室、5 号館（仮称）等

**（イ）業務内容**

- ホール利用打合せ（下見案内、問い合わせ対応など）
- ホール管理運営業務（音響・照明・舞台機構などの管理）
- ホール利用時の対応（搬入、搬出作業の指導及び介助）
- 什器・設備備品等の管理

**（ウ）ホール利用に関する作業区分**

| 諸室 | 設営 | | | 操作 | | | 撤去 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 舞台 | 照明 | 音響 | 舞台 | 照明 | 音響 | 舞台 | 照明 | 音響 |
| センチュリーホール | 主催 | 両者 | 両者 | 管理者 | 両者 | 両者 | 主催 | 両者 | 両者 |
| イベントホール | 主催 | 主催 | 両者 | 管理者 | 主催 | 主催 | 主催 | 主催 | 両者 |
| 白鳥ホール | 主催 | 両者 | 両者 | 管理者 | 主催 | 主催 | 主催 | 両者 | 両者 |
| 国際会議室 | 管理者 | 両者 | 両者 | 管理者 | 主催 | 主催 | 管理者 | 両者 | 両者 |
| 5 号館（仮称） | 主催 | 主催 | 両者 | 管理者 | 主催 | 主催 | 主催 | 主催 | 両者 |

**（エ）事業者の対応範囲の目安**

| 諸室 | 照明 | 音響 |
|---|---|---|
| センチュリーホール | 学会等で簡単な照明 | 学会等で入力が 6ch 程度 |
| イベントホール | 天井灯のみ | ワゴン操作卓でできる範囲 |
| 白鳥ホール | リモコン卓で操作できる範囲 | ワゴン操作卓でできる範囲 |
| 国際会議室 | リモコン卓で操作できる範囲 | ワゴン操作卓でできる範囲 |
| 5 号館（仮称） | 天井灯のみ | ワゴン操作卓でできる範囲 |

**イ　会議室業務**

**（ア）対象施設**

1 号館・2 号館・4 号館・5 号館（仮称）各会議室、展示室、レセプションホール及び付属の倉庫等

**（イ）業務内容**

- 会議室利用打合せ（下見案内、問い合わせ対応など）
- 会議室設営業務（貸出備品の設営、当日の運営補助、施設使用者への取り扱い説明、可動壁の移動、会議室机・椅子の設営及び清掃・補修など）
- 什器・設備備品等の管理

**ウ　その他（廃棄物処理等）**

- 会議場での催事等の実施にともなって発生するごみについては、主催者の責任で処理させること。レストラン等の運営事業者についても、同様の取扱いとする。
- 各業務の詳細及びその他業務は、「参考 i_名古屋国際会議場_指定管理者_業務仕様書」、「参考 j_名古屋国際会議場_指定管理者_募集要項」を参考とすること。

【参考：事業系廃棄物の発生量】
（平成 30 年度実績）可燃ごみは 45L 袋で 7,367 袋、不燃ごみは 45L 袋で 200 袋
（令和元年度実績）　可燃ごみは 45L 袋で 9,567 袋、不燃ごみは 45L 袋で 184 袋

**（６）総合案内業務**

本施設に設置される総合案内において総合案内業務を行うこと。施設の従事職員、委託作業員等の出入り管理や施設使用者等の受付及び応接等を行い、出入りする物品、資材の確認を行うとともに、不審者の侵入を防止し、施設内の物品の不正持ち出しを阻止する。その他、以下に例として挙げる業務を必要に応じて行うこと。

【例】
電話交換、施設使用者受付、備品等（水差し、掃除機等）の貸出し、管理事務室の警備、館内の案内、玄関周辺の警備等

**（７）セルフモニタリング業務**

市が行う管理運営状況の点検・評価に際し、必要な協力をすること。

また、事業者は、管理運営状況の自己点検及び施設使用者満足度調査等を、市の指示に従い、実施しなければならない。施設使用者満足度調査において、アンケート調査等を行う場合は、集計表を市へ提出すること。

**（８）災害・事故対応業務（災害時等における避難所等の運営）**

**（ア）指定避難所及び指定緊急避難場所としての施設の開放**

本施設は、災害対策基本法の規定に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所（津波の場合

3 階以上及び風水害による洪水・内水はん濫の場合 2 階以上）として指定されており（「別紙 15　名古屋国際会議場の防災機能位置図」）、名古屋市地域防災計画及び「指定避難所運営マニュアル（平成 30 年 1 月改正）」に従い、事業者は、次の業務を行うものとする（ただし、閉館期間は指定から除外される。）。

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告若しくは避難指示（以下『避難情報』という。）が発令された場合及び熱田区本部長（以下『区本部長』という。）から指示を受けた場合は、安全な場所において避難者を受け入れられるよう指定緊急避難場所として施設を開放すること。
- 避難者の受け入れを行うこと。避難情報発令前及び区本部長からの指示以前に自主避難者が発生した場合は、安全な場所において避難者を受け入れるとともに区本部長に報告をすること。
- 避難者について、災害の危険が切迫した場合においては、安全な場所への避難誘導を行うこと。
- 避難状況を把握し、区本部長に連絡すること。
- 施設の管理保全に努めること。
- 指定避難所管理組織の構築を支援し、避難者の保護を行うこと。
- その他市が指示する業務。

**（イ）災害ボランティアセンターの開設支援**

熱田区役所（以下「区役所」という。）、名古屋市観光文化交流局並びに社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）は、名古屋市地域防災計画の定めるところにより、本施設に熱田区災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を開設するが、事業者は次の業務の実施に際して協力する。

- 災害発生後、区役所は事業者の協力を得て、本施設にセンターを開設する（センターの設置場所は、「別紙 15　名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示す。）。
- センターの管理は、区役所が行い、運営は社会福祉協議会が行うこととする。
- センターの開設・運営に係る区役所、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワークのスタッフの駐車場使用料は無料とする。
- センターの開設期間は、センター開設の日から 3 か月以内とする。ただし、状況により期間が変更する場合は、市及び事業者等により協議のうえ、決定する。
- センターの開設期間中に、主催者から本施設の全館使用の申し出があった場合、市及び事業者等で協議して、市においてセンターを移設することを検討する。
- 事業者は、訓練等のため、本施設の施設及び敷地の使用の申し入れを受けたときは、支障がない範囲で協力するものとする。
- 市及び事業者等は、センター開設が円滑に行われるよう、相互の緊急連絡網を共有するものとする。

**（ウ）緊急物資集配拠点の開設支援**

市は、災害時の物品流通機構の混乱等により、緊急物資供給協定業者等が緊急物資を各指定避難所へ直送することが困難な場合や、大量の物資調達が必要とされる場合、また救援物資の受入れが生じると判断した場合に、本施設に緊急物資集配拠点を開設し、災害救助用物

資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出しのために使用する。事業者は、本施設の緊急物資集拠点の開設が決定された時は、すみやかに本施設の引渡しを行うとともに、次の事項に従い、必要となる協力を行うものとする。

- 緊急物資集配拠点の開設は、事業者と協議の上、市が行う（開設場所は、「別紙 15 名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示す。）。開設にあたり、市が事業者に報告を求めた場合、事業者は施設の被害状況の把握等を行い、緊急物資集配拠点の開設に必要な情報について報告を行う。
- 緊急物資集配拠点の開設期間は、市と事業者で協議し定める。
- 開設期間中、市から要請があった場合、事業者は施設管理について協力する。
- 緊急物資集配拠点の使用時間は、原則として午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、交通事情等の影響により災害救助用物資等の受入れの遅延が発生した場合等、特段の理由が発生した場合には時間外においても荷役作業を行う。
- 市が緊急物資集配拠点を閉鎖する時は、施設を原状復帰させた上で事業者に引き渡すものとする。
- 市は、事業者に緊急物資集配拠点開設に伴い特別に発生した経費の実費相当額について、協議の上、支払うものとする。
- 緊急物資集配拠点の開設について必要な手続き及びその他の事項は、別途マニュアルを作成して定めるものとする。

**（エ）その他防災機能の指定**

その他、災害や感染症発生時には、市の判断により本施設の全部又は一部について、市の指定する期間、指定する用途（防災機能）に用いることがある。事業者は各指定が行われた際には開設期間中、市に協力すること。

- 防災機能の例：緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難場所、津波避難ビル、広域避難場所、福祉避難所等
- 防災機能の開設範囲、開設期間は市と事業者で協議し定める。
- 市は、事業者に防災機能開設に伴い特別に発生した経費の実費相当額について、協議の上、支払うものとする。

**（９）来場者サービス向上のための事業（指定業務）**

**ア　市の指定するサービス提供施設の設置**

事業者は、目的外使用許可を受け（自動販売機については市との貸付契約を交わす）、以下に挙げるサービス提供施設を設置し、来場者向けサービスを提供すること。なお、これらは施設運営に支障がない範囲で事業者の収益事業とすることができる。

なお、事業者がこれ以外に新たにサービス提供施設を提案した場合は、市と協議のうえ、（１１）事業者が自主事業として実施する事業として扱うものとする。

**図表 16　来場者へのサービス提供施設**

| 施設名称 | 場所 | 数量（面積、台数等） |
|---|---|---|
| ①レストラン | 1 号館,2 号館,3 号館 | 1 か所以上 |

| 施設名称 | 場所 | 数量（面積、台数等） |
|---|---|---|
| ②売店 | 1 号館 1 階 | 8.47 ㎡ |
| ③サービスコーナー | 1 号館 1 階 | 1 ㎡ |
| ④コインロッカー | 1 号館他 | 7.73 ㎡（20 台） |
| ⑤机・椅子 | 中庭 | 53.10 ㎡（17 セット） |
| ⑥自動販売機（清涼飲料水等） | 1 号館他 | 23 台 |
| ⑦ファックス | 1 号館 1 階 | 1 台 |
| ⑧コピー機 | 1 号館 1 階 | 1 台 |
| ⑨案内用デジタルサイネージ等 | － | － |

※ ①については、ウで詳細に示す。

※ ②～⑤、⑦～⑧については、指定管理者の指定とは別に、市より目的外使用許可を受け、使用料を納付する。なお、表中の面積は現在の許可対象面積であり、提案内容により変更される場合がある。

※ ⑥の設置にかかる貸付料はイで詳細に示す。

※ 上記サービス提供施設は、事業者の負担により機材等を準備すること。

※ ⑦⑧を複合機とする等のサービス提供施設の変更は、来場者の利便性を低下させない範囲で市との協議により認めるものとする。

※ 上記サービス提供施設で実施する事業に伴う収入は、事業者の収入とする。

※ 各サービス提供施設の設置場所は市の想定を記載しているが、利用者が使いやすい場所であれば具体的な設置場所は任意とする。

※ ①に係る什器・設備備品等、②～⑨に係る什器・設備備品等は、全て事業者の所有とし、市への譲渡・所有権移転等は行わない。また、いずれの什器・設備備品等も設置・撤去するにあたり原状回復すること。

### イ　サービス提供施設の設置及び運営に係る経費

- 毎年度､市に目的外使用許可を申請し､指定管理者として使用料を納付すること｡なお、現指定管理者が負担している使用料は次表のとおり。
- 自動販売機の設置にかかる貸付料は 1 台あたり、月額 16,756 円(年間 201,072 円) （消費税及び地方消費税を含む。）を最低金額とし、事業者の提案に基づき、提案額を指定管理者として納付することとする。

【サービス提供施設の設置における使用料（実績）】

| 施設名称 | 使用料 | 備考 |
|---|---|---|
| 売店、サービスコーナー、コインロッカー | （平成 28 年度）274,128 円<br>（令和元年度） 263,712 円 | 一括で貸付 |
| 机・椅子 | （平成 28 年度）341,040 円<br>（令和元年度） 341,040 円 | 17 セット、中庭設置 |

### ウ　レストラン等の運営

- 現在のレストラン機能として、展望レストラン「パステル」、カフェテリア「カスケード」、喫茶ラウンジ「ユリ」の 3 か所あるが、これらのレストラン機能を 1 か所以上は残すこと。
- なお、レストラン等の運営にあたっては、上記イに示した通り、市に目的外使用許可を

申請し、指定管理者として使用料を納付すること。なお、使用料の参考は下表のとおり。

【レストラン等の設置状況】

| 施設名称 | 場所 |
|---|---|
| 展望レストラン | 1 号館　7 階 |
| 喫茶ラウンジ | 2 号館　2 階 |
| カフェテリア | 3 号館　地下 1 階 |

【レストラン等の設置における使用料実績】

| 施設名称 | 使用料の実績（令和元年度） |
|---|---|
| 展望レストラン | （平成 30 年度）年額 15,348 円／㎡<br>（令和元年度）　年額 15,336 円／㎡ |
| 喫茶ラウンジ | |
| カフェテリア | |

**エ　来場者への食事・飲食等提供業務**

各種ケータリング対応や、臨時の飲食関連事業者の雇用等を含めて、催事開催にあたり必要と考えられる来場者への食事・飲食サービスを提供できる体制を整備すること。

**オ　事業実施にあたっての留意点**

- 売店には、「名古屋の伝統工芸品」（例：尾張七宝、有松･鳴海絞、名古屋扇子、名古屋提灯など）を展示し、販売すること。なお、売店の改装を提案する場合は、当該改装費は事業者の負担とする。ただし、改装した場合は、指定管理者が交代する際に原状復旧しなければならない。
- 国際会議及び全国から参加者が見込まれる大会・会議の主催者から臨時に名古屋土産の販売を依頼された場合は、目的外使用許可を受け、臨時売店を開設しなければならないものとする（販売にあたってのリスクや手続き、商品調達などについては事業者の責任で実施すること。）。
- 図表 16 に掲げる什器・設備備品等は、事業者の費用負担により準備すること。
- 自動販売機の設置台数は原則､図表 16 に掲げる設置台数を変更できないものとする。なお、5 号館（仮称）の 1 階及び 3 階には、最低 1 台以上は自動販売機を設置し、第 4 立体駐車場（仮称）については任意とする。ただし、諸般の事情により数量を増減させる必要が生じた場合は市と協議し、その許可を受けるものとする。
- 事業者の費用負担により、共用スペースに無線 LAN を配備すること。

**（１０）その他管理運営業務に必要な業務**

**ア　備品に関すること**

**（ア）指定備品の貸与**

市は、事業者に対し、市が指定する備品（附属設備を含む。以下「指定備品」という。）については、無償で貸与するものとする。

**(a)　指定備品の補充・更新等**

- 事業者は、指定備品の補充・更新・修繕の状況について、補充・更新・修繕した備

品リスト及びその金額について、市の指定する様式により、毎年度末に、市に対し、報告しなければならない。

- 事業者は、大型又は大量の指定備品の補充・更新・修繕を行う場合には、市に報告し、指示を受けなければならない。
- 事業者は、指定備品の補充・更新・修繕にあたっては、当該指定備品の技術動向にも配慮し、長期的な使用に耐えうるような補充・更新に努めなければならない。

(b) 施設使用者に対する指定備品の貸与に対する利用料金の徴収

- 事業者は、指定備品（附属設備を除く）を施設の施設使用者に貸与した場合、利用料金を徴収してはならない。

**（イ）その他の備品取扱いについて**

事業者は、指定備品のほか、施設の利用者へのサービス向上のため、必要となる什器・設備備品等について、自主事業として用意することができる。この場合において、事業者が自ら用意した什器・設備備品等について、市に届出をし、施設利用者からその利用料金を徴収し事業者の収入とすることができるものとする。

**イ　事務室のネットワーク環境の整備に関すること**

- 事業者は、本施設の運営業務を行うために必要な事務室のネットワーク環境を整備するとともに必要なパソコン、プリンター、接続用のネットワーク機器等を用意すること。
  （参考：現行の事務環境サーバー、ヒューレットパッカード ML150・2 台）
- アクセス制限、データバックアップ等のセキュリティを講じること。

**ウ　電力等の供給に関すること**

事業者は、令和 9 年 2 月 1 日以降の本施設の電力供給契約について、令和 9 年 1 月 31 日までに契約を締結しなければならない。水道料金、ガスについても事業者にて契約を行うこと。

【参考：光熱水費実績】

| | 電気料 A | ガス B | 水道 C | 弁償金D | 指定管理者<br>負担額<br>(A+B+C - D) |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成 30 年度 | 120,115 千円 | 40,945 千円 | 18,653 千円 | 11,757 千円 | 167,956 千円 |
| 令和元年度 | 124,311 千円 | 42,733 千円 | 18,984 千円 | 11,954 千円 | 174,074 千円 |
| 令和２年度 | 77,272 千円 | 23,966 千円 | 7,078 千円 | 5,678 千円 | 102,638 千円 |
| 令和３年度 | 105,602 千円 | 36,773 千円 | 10,314 千円 | 5,206 千円 | 147,483 千円 |

**エ　認定電気通信事業者の電話柱等について**

事業者は、施設に設置された電話柱等についての保守点検等に協力すること。新規の設置や規格変更等の依頼の際は、必ず事前に市へ報告すること。

**オ　屋外の案内看板について**

事業者は、屋外の案内看板について、市の指示により年 1 回以上点検を行うこと。事故等による破損が生じた場合、速やかに市へ報告し、市の指示に従うこと。

**カ　協議**

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と事業者は誠意をもって協議するものとする。

### （１１）事業者が自主事業として実施する業務

**ア　設置目的の効果的達成のための事業**

事業者は条例第 1 条に定める会議場の設置目的の効果的達成のために、コンベンション等の誘致促進、地域貢献、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設との連携等にかかる事業を企画し実施するものとする。事業の実施そのものは必須とするが、その企画・内容は事業者の提案に委ねる。実施にあたっては、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設と協議・調整すること。

**イ　その他来場者サービス向上等のための事業**

事業者は「(9)来場者サービス向上のための事業」および「(11)ア 設置目的の効果的達成のための事業」以外のもので、来場者サービス向上に資する事業（市の指定するサービス提供施設以外の施設の設置、自ら用意した什器・設備備品等の貸出し、その他の来場者サービス）、その他、入札説明書等の趣旨に沿う内容の事業を任意で提案し実施することができる。

**ウ　自主事業の実施に際しての遵守事項**

自主事業実施の際は以下の事項を遵守すること。

- 事前に詳細な資料を市に提出し、その確認を得るほか、関係法令等を遵守し、必要な手続きを遅滞なく行うこと。
- 事業終了後に事業成果を市に報告すること。

- 提案が本施設の使用を伴う場合、一般の利用者の妨げとならないようにすること。

**エ　自主事業の実施に係る経費**

事業者は自主事業で本施設を使用する場合は、毎年度、市に目的外使用許可を申請し、事業者の負担で使用料を納付すること。その他、自主事業の実施に係る経費は「(5)イ 事業者の収支」、「(5)ウ 本事業（指定業務）及び自主事業に係る収支等」による。

以上